

障害福祉サービス等の給付費等にかかる
審査支払事務の見直しに向けた対応について
～平成30年度実施(第一段階)分～

平成29年度
**国民健康保険中央会
介護保険部障害者給付課**

このページは空白です。

目 次

1. 審査支払事務の見直しに向けた対応スケジュールについて

(1) 審査支払事務の見直しに向けた対応スケジュール	… P. 2
(2) 段階的な対応	… P. 3
(3) 第一段階に向けた対応スケジュール	… P. 6
(4) 国保連合会における準備事項	… P. 7

2. 国保連合会で実施する一次審査について

(1) 国保連合会での一次審査	… P. 11
(2) 一次審査におけるチェックの拡充・強化等	… P. 12
(3) 一次審査におけるチェックの拡充・強化等に向けた対応スケジュール	… P. 13
(4) チェック要件等の見直し	… P. 14
(5) 新たなチェックの追加	… P. 23
(6) 「警告」から「エラー」への移行	… P. 34
(7) 「警告(重度)」の追加	… P. 47

3. 一次審査結果資料等について

(1) 一次審査結果資料等の見直し	… P. 51
(2) エラーメッセージの見直し	… P. 55
(3) 審査エラーリスト(旧:点検エラーリスト)	… P. 56
(4) 一次審査処理結果票(事業所)(旧:点検処理結果票(事業所))	… P. 58
(5) 一次審査処理結果票(市町村)(旧:処理結果票(市町村))	… P. 60
(6) 一次審査処理結果票(都道府県)(旧:処理結果票(都道府県))	… P. 62
(7) 一次審査エラーコード別処理結果票(市町村)(旧:エラーコード別処理結果票(市町村))	… P. 64
(8) 一次審査エラーコード別処理結果票(都道府県)(旧:エラーコード別処理結果票(都道府県))	… P. 66

目 次

(9)返戻(予定)一覧表(旧:エラー一覧表)	… P. 69
(10)警告一覧表	… P. 72
(11)支給量オーバーチェックリスト	… P. 76
(12)審査対象明細表	… P. 78
(13)支払手数料払込請求書	… P. 82
(14)台帳点検エラーリスト	… P. 86

4. 市町村等で実施する二次審査について

(1)市町村等での二次審査	… P. 91
(2)「警告(重度)」のエラーコード	… P. 92
(3)二次審査結果の提出方法	… P. 99

5. 台帳情報整備について

(1)台帳整備の現状と改善	… P. 103
(2)台帳情報整備期間の前倒し	… P. 104
(3)仮審査の活用	… P. 106

6. その他審査支払事務の見直しに向けた対応について

6-1. 請求時の点検機能強化について

(1)請求情報作成・送信の流れ	… P. 113
(2)簡易入力システムの点検機能強化	… P. 114
(3)取込送信システムの点検機能強化	… P. 118
(4)一次審査におけるチェックの拡充・強化に伴う対応	… P. 121

目 次

6-2. 事業所台帳情報参照機能について	
(1)事業所台帳情報参照機能の概要	… P. 125
(2)事業所台帳情報参照画面のイメージ	… P. 126
6-3. 事務処理マニュアルの作成について	
(1)審査事務にかかる事務処理マニュアル	… P. 129
(2)台帳整備にかかる事務処理マニュアル	… P. 131
6-4. 自治体職員等向けの研修内容について	
(1)自治体・国保連合会の新任担当職員向け研修	… P. 135
(2)事業者向け研修	… P. 136
6-5. 国保連合会における一次審査の円滑な実施に向けた対応について	
(1)審査事務の円滑な実施に向けた対応	… P. 139
(2)サービス提供事業所向けパンフレット(小冊子)の作成	… P. 140
(3)関係機関への周知等	… P. 141
(4)テスト環境を利用した事前検証	… P. 142
(5)サービス提供事業所への一次審査処理結果票の提供	… P. 144

このページは空白です。

1. 審査支払事務の見直しに向けた対応スケジュールについて

1. 審査支払事務の見直しに向けた対応スケジュール

(1) 審査支払事務の見直しに向けた対応スケジュール

- 効果的・効率的な審査支払事務の実施に向けては、以下のとおり対応を予定している。



:国保連合会システムリリース



:マニュアルのリリース ※複数存在する場合、段階的なリリースを指す

No	対応内容	実施時期							
		平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
		上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
1	請求時の機能強化	検討		旗	旗				
2		検討		旗					
3	一次審査等の実施	仮点検の活用	仮点検実施の推奨／実施フォロー						
4		検討		旗	旗		旗		
5		検討		旗	旗		旗		
6		検討		旗	旗		旗		
7		課題の検討	平成30年度下期以降は、 実施時期については、課題の検討状況を踏まえて検討 現時点での想定。						
8	一次審査結果資料等の作成	検討		旗					
9		検討	書 (暫定版)	書 (初版)	書 (改版)		書 (改版)		
10	台帳情報整備の改善	運用の見直し及び周知							
11					検討			旗	
12	自治体職員・国保連合会職員への研修	研修内容の検討		研修の実施					
13	事業者への研修	パンフレットの作成・配布		研修テキストの整備				eラーニングの実施	

1. 審査支払事務の見直しに向けた対応スケジュール

(2) 段階的な対応

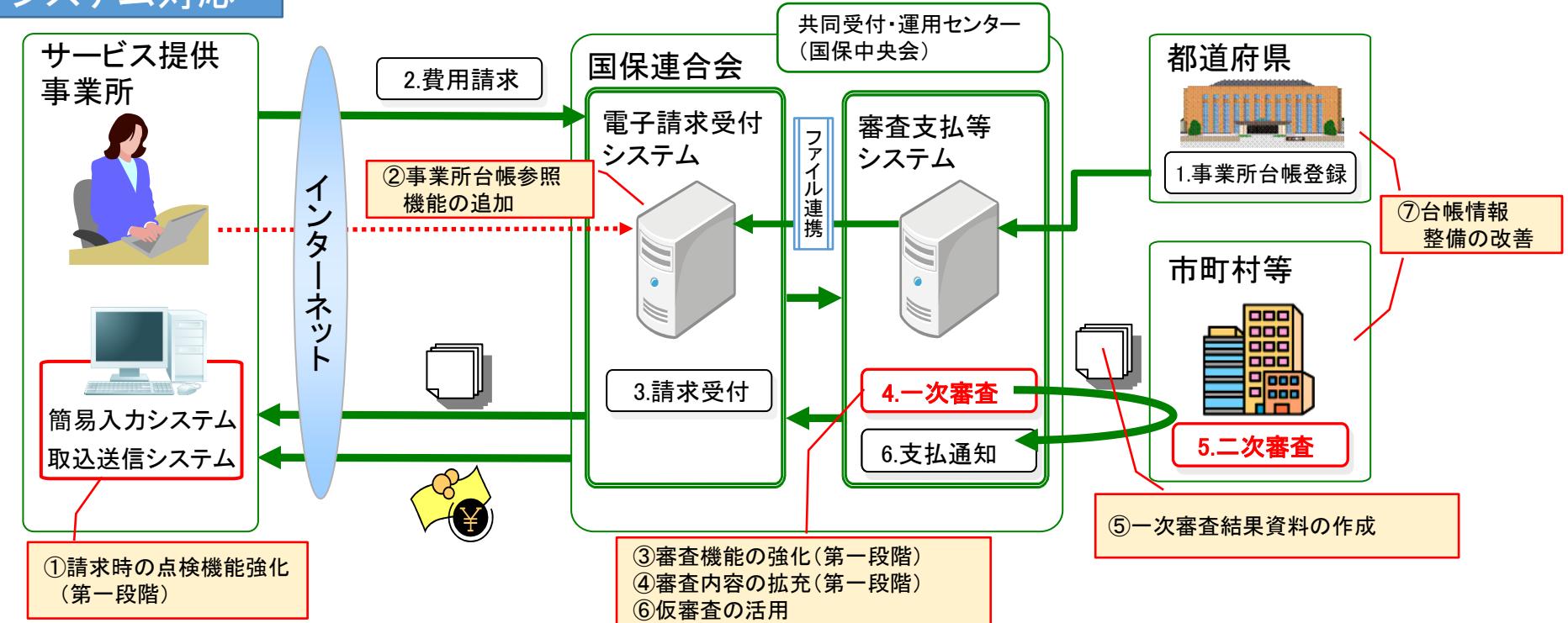
- 対応内容のうち、段階的に対応を進めていくものについては、以下の考え方に基づき対応を行う。

No	対応内容		ポイント
1	請求時の機能強化	請求時の点検機能強化	平成30年4月に向け、簡易入力システム及び取込送信システム(単位数表マスタとの突合チェック分)について対応を行う。取込送信システム(単位数表マスタとの突合チェック以外のチェック)については、平成30年度下期に対応を行う。
4	一次審査等の実施	点検機能の強化(一部制度の取扱いを受けた対応を含む)	一次審査の実施に向けて、段階的に点検機能の強化を行う。 <ul style="list-style-type: none">受付審査(主に事業所関連の台帳との突合チェック)については、平成30年4月に向けた対応を行う。(平成29年12月25日に全国連合会のテスト環境にリリース、平成30年4月に本番環境にリリース予定)資格審査(主に受給者関連の台帳との突合チェック)、支給量審査(主に請求情報間の突合チェック)については、平成30年度下期、平成31年度下期の二段階に分けて対応を行う。
5		警告からエラーへの移行	関係機関への影響を踏まえ、平成30年度下期及び平成31年度下期の二段階に分けて対応を行う。また、事前に国保連合会にて警告からエラーへの移行後の影響を確認できるよう、それぞれの年度の上期に国保連合会のテスト環境にリリースする。
6		点検内容の拡充	<ul style="list-style-type: none">インターフェース(都道府県や市町村等から国保連合会へ提供する情報)に影響のない範囲で(現在データ授受を行っている請求様式や台帳の管理項目を使用して)拡充可能な点検については、平成30年4月に向けた対応を行う。(平成29年12月25日に全国連合会のテスト環境にリリース、平成30年4月に本番環境にリリース予定)インターフェースに影響のある範囲で(請求様式や台帳の管理項目の追加等を行い、該当項目を使用して)拡充可能な点検については、平成30年度下期、平成31年度下期の二段階に分けて対応を行う。
9	一次審査結果資料等の作成	事務処理マニュアルの作成(審査事務及び台帳整備)	平成30年4月の新たな審査支払事務の開始に向け、現行の内容を基に、平成29年度中に暫定版を作成し提供する。その後、制度改正及び報酬改定の対応内容を追記し、平成30年度上期に初版として提供する。 また、平成30年度下期以降、「点検機能の強化」等の対応に合わせて隨時改版を行う。

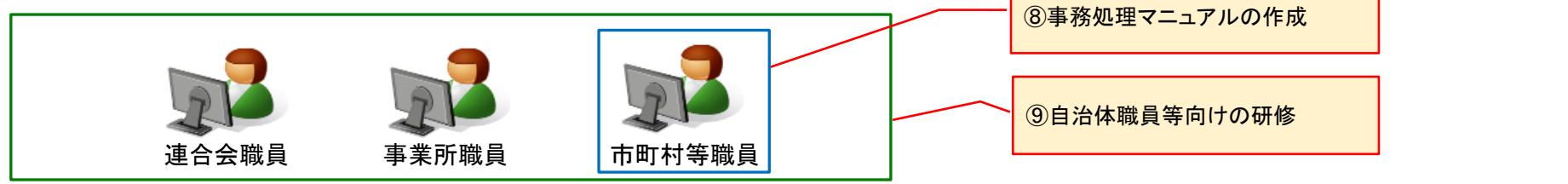
1. 審査支払事務の見直しに向けた対応スケジュール

○ 平成30年度からの審査支払事務の見直し(第一段階の実施)に向けては、以下の対応を行う。

システム対応



システム外対応



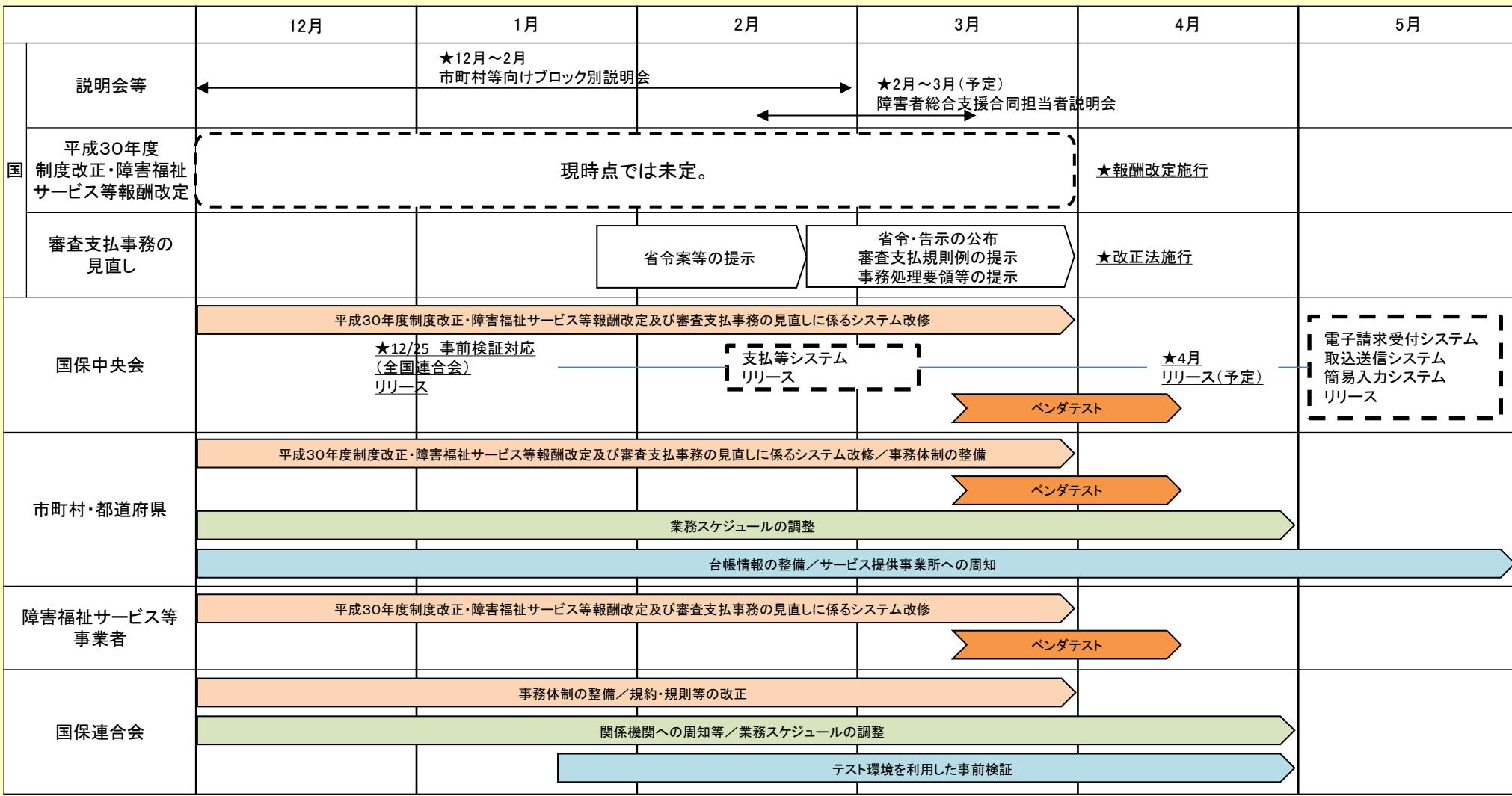
1. 審査支払事務の見直しに向けた対応スケジュール

	項目	対応内容
サービス提供事業所	①請求時の点検機能強化(第一段階)	<ul style="list-style-type: none"> 簡易入力システムについて、以下の対応を行うことで点検機能を強化する。 請求情報の入力画面での点検や請求情報作成時の点検を追加する。 入力したサービス提供実績記録票の情報から請求明細書の情報を自動作成する機能の対応範囲を拡充する。 国保連合会のシステムで新たに追加するチェックについて、対応可能な範囲で点検強化を行う。 取込送信システムについて、単位数表マスタとの突合チェックに係る点検機能を強化する。
	②事業所台帳参照機能の追加	サービス提供事業所が届出の内容を確認した上で請求情報を作成し、また返戻となった請求情報に対する警告やエラー原因を特定しやすくするため、国保連合会に登録されている事業所台帳情報を電子請求受付システムから参照できるようにする。
国保連合会	③審査機能の強化(第一段階)	<ul style="list-style-type: none"> 事業所からの届出内容や受給者の支給決定内容との不一致等、これまで「警告」とし、市町村にて審査していたもののうち、明らかにデータ間に不整合があるものについては、国保連合会の審査で「エラー(返戻)」とする。 報酬の算定ルール上、市町村の個別の判断が必要となるものや複数事業所が関係するため、判断ができないものなど、市町村の二次審査において確認が必要なものについて、「警告(重度)」と区分する。
	④審査内容の拡充(第一段階)	これまでの事務点検ではチェックを行わず、市町村の審査においてチェックしていたもののうち、機械的にチェックができるものについて、チェック内容を拡充する。 例:同一日・同一利用時間帯での重複サービス利用がないことのチェック 同一世帯に複数児童がいる場合の上限額管理内容のチェック など
	⑤一次審査結果資料の作成	市町村における二次審査を効率的に行うことができるようにするため、帳票に出力する項目の追加やエラーメッセージをよりわかりやすい内容に見直す等、国保連合会の一次審査の結果として市町村に提供する資料の内容を充実する。
国保連合会・サービス提供事業所・市町村等	⑥仮点検の活用	国保連合会での一次審査で発生する警告やエラーの件数を抑えるため、仮点検実施の推進及びフォローを実施する。
	⑦台帳情報整備の改善	台帳誤り等を早期に解消し、一次審査でのエラー対応や審査期間中の作業負荷の低減を図るため、市町村・都道府県による台帳情報整備の前倒しについて、運用の見直し及び周知を実施する。
	⑧事務処理マニュアルの作成	市町村等向けに、台帳整備や審査事務に係る事務処理マニュアル(初版)を作成する。
	⑨自治体職員等向けの研修	<ul style="list-style-type: none"> 自治体及び国保連合会の新任担当職員向けに、障害者総合支援に係る給付事務を行う上で必要となる業務知識の習得を目的とした研修を実施する。 事業者向けに、正しい請求を行うためのポイント等をまとめた小冊子を作成する。

1. 審査支払事務の見直しに向けた対応スケジュール

(3) 第一段階に向けた対応スケジュール

○ 平成30年度からの審査支払事務の見直し(第一段階の実施)に向けたスケジュールは、以下のとおり。



1. 審査支払事務の見直しに向けた対応スケジュール

(4) 国保連合会における準備事項

- 国保連合会における、新たな審査支払事務の円滑な実施に向けた準備事項は、以下のとおり。

No	準備事項	内容	対応時期
1	事務体制の整備	一次審査の実施に伴い、サービス提供事業所や市町村・都道府県からの照会対応等、国保連合会で取り扱う事務の増加が見込まれるため、適切に事務が行えるよう、事務体制を整備する。	～平成30年3月頃 目途
2	規約・規則等の改正	審査事務の開始に向け、「国民健康保険団体連合会規約」「国民健康保険団体連合会障害介護給付費等審査支払規則」等について、所要の改正を行う。 また、市町村・都道府県と審査支払事務にかかる委託契約を締結する。	～平成30年3月頃 目途
3	関係機関への周知等	平成30年度より開始される審査支払事務の見直し対応の内容を関係機関(市町村・都道府県・サービス提供事業所)へ周知する。 (例:事務連絡、説明会の開催等)	～平成30年4月頃 目途
4	業務スケジュールの調整	審査支払事務の見直しに伴い、業務スケジュール等について、市町村・都道府県と調整し、必要に応じて見直しを行う。 (例:台帳情報整備期間の前倒しの調整等)	～平成30年4月頃 目途
5	テスト環境を利用した事前検証	国保連合会のテスト環境に先行してリリースされる審査支払等システムβ版を活用し、実際の請求情報を基に一次審査を実施した結果を参照し、一次審査の結果として出力される帳票や、一次審査で発生するエラー・警告の状況等について事前に影響を確認する。	平成30年1月22日 ～平成30年4月頃

このページは空白です。

2. 国保連合会で実施する一次審査について

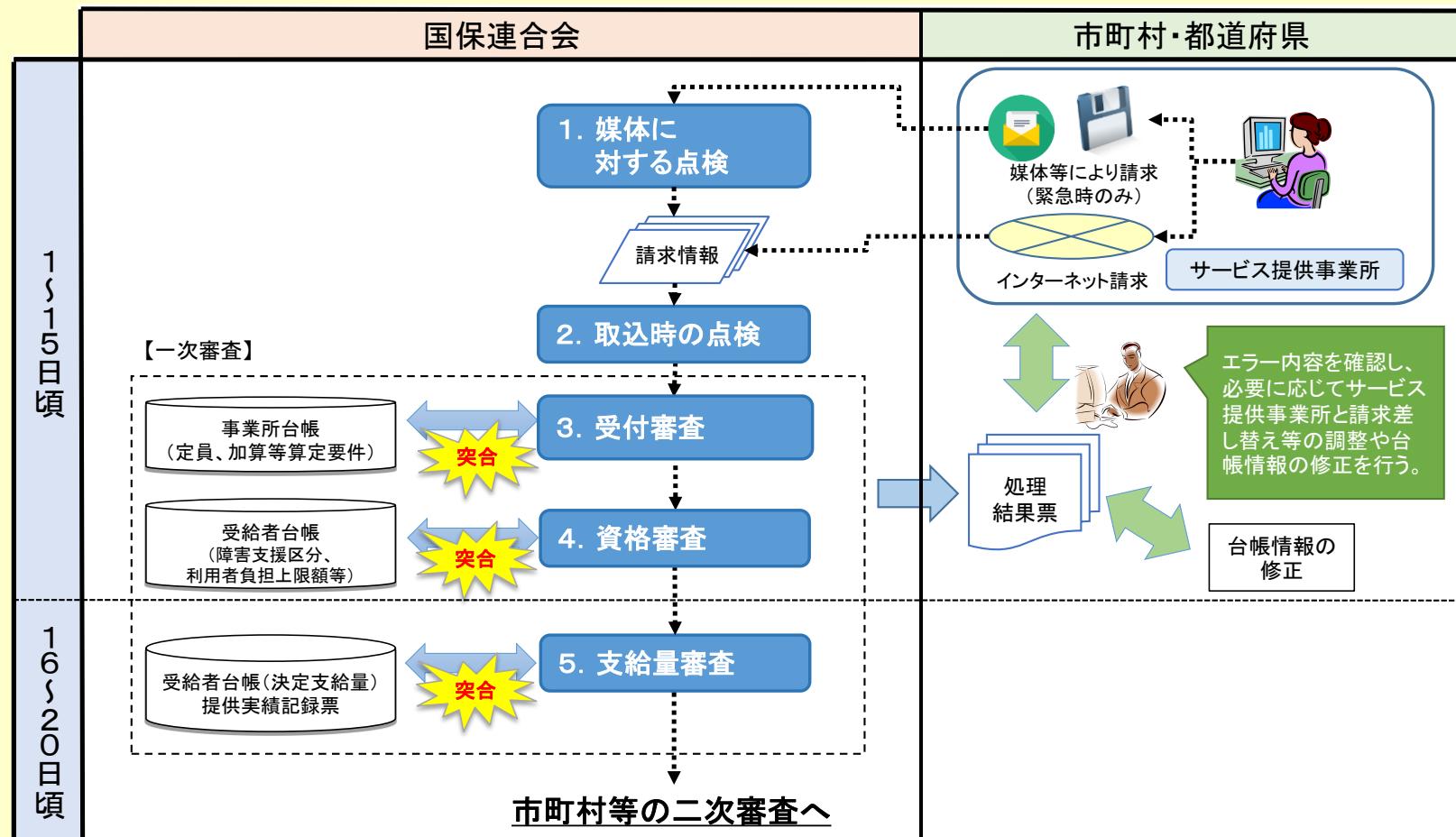
このページは空白です。

2. 国保連合会で実施する一次審査について

(1) 国保連合会での一次審査

- 新たな審査支払事務において、国保連合会で実施する一次審査(受付審査、資格審査、支給量審査)の内容は、以下のとおり。

- ※ 受付審査：主に請求情報内の整合性確認及び市町村台帳、事業所台帳等と突合し、事業所の体制や報酬算定ルールに基づいていることを確認する。
資格審査：主に受給者台帳と突合し、支給決定の内容に基づいていることを確認する。
支給量審査：サービス提供量が受給者の決定支給量を超えていないこと、利用者負担上限額が正しく管理されていることを確認する。
また、サービス提供実績記録票との突合によるチェックを実施する。



2. 国保連合会で実施する一次審査について

(2) 一次審査におけるチェックの拡充・強化等

- 効果的・効率的な審査支払事務の実施に向け、国保連合会の一次審査において、新たに以下の対応を行う。

実施項目		国保連合会にて新たに実施する内容
審査内容の拡充	①チェック要件等の見直し	現在行っている事務点検について、よりきめ細かくチェックできるようチェック要件を細分化する等、チェック内容の見直し等を行う。
	②新たなチェックの追加	これまでの事務点検ではチェックを行わず、市町村の審査においてチェックしていたもののうち、機械的にチェックができるものについて、チェック内容を拡充する。 例：同一日・同一利用時間帯での重複サービス利用がないことのチェック 同一世帯に複数児童がいる場合の上限額管理内容のチェック など
③「警告」から「エラー」への移行		事業所からの届出内容や受給者の支給決定内容との不一致等、これまで「警告」とし、市町村にて審査していたもののうち、明らかにデータ間に不整合があるものについては、国保連合会の審査で「エラー（返戻）」とする。
④「警告（重度）」の追加		報酬の算定ルール上、市町村の個別の判断が必要となるものや複数事業所が関係し、機械的に判断ができないものなど、市町村の二次審査において確認が必要なものについて、「警告（重度）」と区分する。

2. 国保連合会で実施する一次審査について

(3) 一次審査におけるチェックの拡充・強化等に向けた対応スケジュール

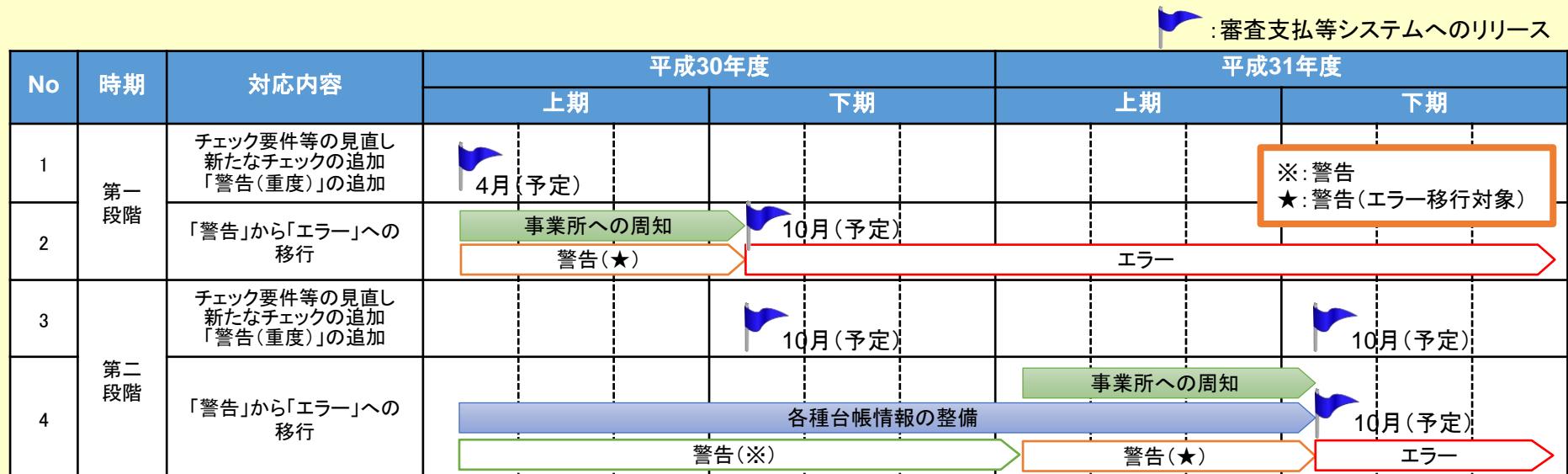
- 一次審査におけるチェックの拡充・強化等については、以下のとおり段階的に対応を行う。

【①チェック要件等の見直し・②新たなチェックの追加・④「警告(重度)」の追加】

- ・ 第一段階(平成30年度上期)及び第二段階(平成30年度下期・平成31年度下期)に分けて、段階的に審査支払等システムへのリリースを行う。

【③「警告」から「エラー」への移行】

- ・ 平成30年度の制度改正や報酬改定の影響を考慮し、警告からエラーへの移行については平成30年度下期を第一段階、平成31年度下期を第二段階として移行を行う。
- ・ 第一段階(平成30年度下期)にエラーへ移行するエラーコードについては、平成30年度上期からサービス提供事業所への周知を行うとともに、審査支払等システムにおいて、当該エラーコードが平成30年度下期にエラーへ移行することが分かるようになる。(当該エラーコードのエラーメッセージの文頭に★を付与する)
- ・ 第二段階(平成31年度下期)にエラーへ移行するエラーコードについては、平成31年度上期から上記対応を行う。
- ・ 第二段階にエラーへ移行するエラーコードは、審査支払等システムに登録されている台帳情報を使用するチェックにかかるエラーコードであるため、平成31年度下期までの期間において、市町村等で各種台帳情報の整備を行う。



2. 国保連合会で実施する一次審査について

(4) チェック要件等の見直し

- 研究会報告書において、チェック要件の見直し対象とされたエラーコード68件のうち、インターフェース（都道府県や市町村等から国保連合会へ提供する情報）の変更が必要となる17件、警告区分の追加及び制度の取扱いを確認中の22件を除いた29件について、チェック要件等の見直しを行う。

＜見直しの観点＞

- ①サービス提供実績記録票の提出状況に応じてチェック要件を細分化する。
- ②上限額管理事業所と関係事業所でチェック要件を細分化する。
- ③報酬告示に応じてチェック要件を変更する。
- ④基準値の「超過」「未満」でチェック要件を細分化する。

エラーコード種類	見直し内容等	エラー コード件数	対応予定時期
チェック要件の見直し対象のエラーコード（計68件）	①サービス提供実績記録票の提出状況に応じたチェック要件の細分化	3件	平成30年度下期以降
	②上限額管理事業所と関係事業所に応じたチェック要件の細分化	5件	平成30年度下期以降
	③報酬告示に応じたチェック要件の変更	7件（※）	平成30年4月
	1.定員区分に応じたチェックの見直し	1件	平成30年4月
	2.夜間支援等体制加算にかかるチェックの見直し	1件	平成30年4月
	3.送迎加算にかかるチェックの見直し	1件	平成30年4月
	4.地域移行加算及び自立生活支援加算にかかるチェックの見直し	2件	平成30年4月
	④基準値の超過状況に応じたチェック要件の細分化	1件	平成30年4月
	1.派遣人数にかかるチェックの見直し	1件	平成30年4月
	2.算定時間数にかかるチェックの見直し	1件	平成30年4月
	チェック要件の見直し不要	8件	
	①～④及び「チェック要件の見直し不要」計	29件	
	警告区分の追加、制度の取扱いを確認中	22件	
インターフェースの変更が必要となるエラーコード（計17件）		17件	
		計	68件

※「定員区分に応じたチェックの見直し」については、研究会報告書においてチェック要件の見直し対象とされた7件に加え、新たに6件のチェックの見直しを行っているため、実際に見直しを行ったエラーコード件数は計13件

2. 国保連合会で実施する一次審査について

①サービス提供実績記録票の提出状況に応じたチェック要件の細分化

見直し内容

- サービス提供事業所から国保連合会へ提出する請求情報の内、請求明細書に対応するサービス提供実績記録票の提出状況に応じて、チェック要件を細分化する。
 - ・サービス提供実績記録票の提出がない場合 : エラー
 - ・サービス提供実績記録票の提出はあるが、
一次審査(受付審査、または資格審査)にてエラーとなった場合 : 警告(重度)

【対象コードの一例】

見直し前

警告	PP15 ※支給量:明細書のサービスに該当する実績記録票がありません
----	---------------------------------------

サービス提供実績記録票の提出がない場合

エラー	PP88 支給量:請求明細書のサービス種類に該当する実績記録票が届いていません
-----	--

サービス提供実績記録票の提出があるが、国保連合会の一次審査にてエラーとなった場合

警告(重度)	PP89 ▲支給量:請求明細書のサービス種類に該当する実績記録票が受付、または資格審査でエラーとなっています
--------	---

※1 チェックの導入後は、サービス提供年月によってチェックを分岐する。

※2 エラーメッセージの文頭の記号の意味は、以下のとおり。

※:警告、▲:警告(重度)、★:警告(エラー移行対象)、記号無し:エラー

判定レベル	エラーコード エラーメッセージ
-------	--------------------

2. 国保連合会で実施する一次審査について

②上限額管理事業所と関係事業所に応じたチェック要件の細分化

見直し内容

- 請求明細書と上限額管理結果票の突合チェックについて、上限額管理事業所と関係事業所でチェック要件を細分化する。
 - ・上限額管理事業所の場合 : エラー
 - ・関係事業所の場合 : 警告(重度)

【対象コードの一例】

見直し前

警告	PP01 ※支給量: 上限額管理結果が上限額管理結果票と明細書で不一致
----	--

上限額管理事業所
の場合

エラー

見直し後

PP82 支給量: 上限額管理事業所で請求明細書の「上限額管理事業所・管理結果」が上限額管理結果票の「利用者負担上限額管理結果」と一致してません

関係事業所の場合

警告
(重度)

PP83

▲支給量: 関係事業所で請求明細書の「上限額管理事業所・管理結果」が上限額管理結果票の「利用者負担上限額管理結果」と一致していません

※1 チェックの導入後は、サービス提供年月によってチェックを分岐する。

※2 エラーメッセージの文頭の記号の意味は、以下のとおり。

※: 警告、▲: 警告(重度)、★: 警告(エラー移行対象)、記号無し: エラー

判定
レベル

エラーコード
エラーメッセージ

2. 国保連合会で実施する一次審査について

③報酬告示に応じたチェック要件の変更

③-1 定員区分に応じたチェックの見直し

見直し内容

- 定員区分に関するチェックの課題に対し、以下のとおり対応する。

No	課題	原因	対応
1	定員区分と多機能型等定員区分の使い分けがエラーコード等から判断できない	一部の加算について、事業所台帳の定員区分ではなく多機能型等定員区分でチェックを行うことがあるが、 <u>エラーとなった場合に、定員区分、多機能型等定員区分のどちらを使用してチェックを行ったのか、エラーコードやメッセージからは判断できない。</u>	定員区分を使用したときと、多機能型等定員区分を使用したときで、エラーコードを分けてチェックを実施する。 多機能型等定員区分を使用する場合がある加算は、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none">・人員配置体制加算(療養介護を除く)・常勤看護職員等配置加算・夜勤職員配置体制加算・重度者支援体制加算・目標工賃達成指導員配置加算
2	同一エラーコードで定員区分に関する基本報酬と加算のチェックが行われている	一部の加算について、同一エラーコード(PA31)で基本報酬と同じ定員区分に関するチェックが行われており、 <u>エラーとなった場合にどの報酬に対しエラーとなっているのかが分かりにくい。</u>	PA31のチェックは基本報酬のみを対象とし、加算についてはエラーコードを分けてチェックを実施する。対象の加算は、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none">・重度者支援体制加算・常勤看護職員等配置加算・目標工賃達成指導員配置加算
3	同一エラーコードで算定要件と定員区分のチェックが行われている	一部の加算について、同一エラーコードで事業所の届出に関する要件と、定員区分に関する要件のチェックが行われており、 <u>エラーとなった場合にどの要件でエラーとなっているのかが分かりにくい。</u>	事業所の届出に関する要件と、定員区分に関する要件のチェックについては、エラーコードを分けてチェックを実施する。対象の加算は、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none">・人員配置体制加算・夜勤職員配置体制加算・児童発達支援管理責任者専任加算・指導員加配加算・職業指導員加算・心理担当職員配置加算・栄養士配置加算・看護師配置加算

2. 国保連合会で実施する一次審査について

③－2 夜間支援等体制加算にかかるチェックの見直し

見直し内容

- 夜間支援等体制加算については、あらかじめ都道府県知事に届け出ている夜間支援体制に基づき、同じ月の中でも日単位で夜間支援等体制加算Ⅰ～Ⅲを算定し、また、夜間支援対象利用者の配置数の違いにより異なる夜間支援対象利用者数の区分の報酬を算定することが可能である。（「平成27年5月19日付事務連絡 Q&A VOL.3 問3」より）
- 事業所台帳上、夜間支援等体制加算区分は複数の区分を設定できるため、同月で夜間支援等体制加算Ⅰ～Ⅲが複数算定された場合においても、チェックで警告は発生しない。一方で、夜間支援等体制加算の対象利用者数の異なる加算が複数算定された場合、事業所台帳上に複数の対象利用者数の設定が行えないため、PB46の警告が発生する。
- 日単位で変動する可能性がある対象利用者数について、事業所台帳で管理するのは運用面への影響が大きいため、事業所台帳上の対象利用者数と異なる加算が請求された場合、対象利用者数未満の報酬か超過の報酬かに応じて、判定レベルを変更するよう見直す。（例として、夜間支援等体制加算Ⅰの請求に対して、事業所台帳の夜間支援等体制加算対象利用者数が「8人」と設定されている場合の対応は、下表のとおり）

加算項目	サービスコード	対象利用者数	報酬	審査結果
夜間支援等体制加算Ⅰ	生援夜間支援等体制加算Ⅰ 1	2人以下	多	警告（重度）
	生援夜間支援等体制加算Ⅰ 2	3人	↑	
	生援夜間支援等体制加算Ⅰ 3	4人	↓	
	生援夜間支援等体制加算Ⅰ 4	5人	↓	
	生援夜間支援等体制加算Ⅰ 5	6人	↓	
	生援夜間支援等体制加算Ⅰ 6	7人	↓	
	生援夜間支援等体制加算Ⅰ 7	8人～10人	↓	正常
	生援夜間支援等体制加算Ⅰ 8	11人～13人	↓	警告
	生援夜間支援等体制加算Ⅰ 9	14人～16人	↓	
	生援夜間支援等体制加算Ⅰ 10	17人～20人	↓	
	生援夜間支援等体制加算Ⅰ 11	21人～30人	少	

2. 国保連合会で実施する一次審査について

③-3 送迎加算にかかるチェックの見直し

見直し内容

- 送迎加算にかかるPB48のエラーコードについて、以下のように見直しを行う。
 - ・No1、3について、事業所台帳(サービス情報)の送迎加算の有無に、過去の設定値(「有り」)を設定している場合は、エラーとする。
 - ・No2、4について、月途中で送迎加算の要件が変更となり(送迎加算 I ⇒ II に変わる等)、変更の届出が間に合わずに請求された場合を考慮し、事業所台帳の登録内容と異なる請求については、警告(重度)とする。

No	チェック内容	判定レベル (変更前)	判定レベル (変更後)	
1	送迎加算 I が算定されている場合、事業所台帳(サービス情報)の送迎加算の有無が「I」であること	事業所台帳(サービス情報)の送迎加算の有無が「有り」の場合	警告	エラー
2		事業所台帳(サービス情報)の送迎加算の有無が「II」の場合	警告	警告(重度)
3	送迎加算 II が算定されている場合、事業所台帳(サービス情報)の送迎加算の有無が「II」であること	事業所台帳(サービス情報)の送迎加算の有無が「有り」の場合	警告	エラー
4		事業所台帳(サービス情報)の送迎加算の有無が「I」の場合	警告	警告(重度)

2. 国保連合会で実施する一次審査について

③－4 地域移行加算及び自立生活支援加算にかかるチェックの見直し

見直し内容

- 現在のチェックでは、入院・外泊の初日及び最終日に地域移行加算、または自立生活支援加算を算定した場合、警告（地域移行加算：PS85、自立生活支援加算：PU35）となる。前日または翌日のサービス提供状況を踏まえ、入院・外泊の初日及び最終日に当該加算を算定する場合、正常とするようチェック内容を見直す。
また、判定レベルを警告（重度）に変更する。

エラー コード	変更前		変更後	
	チェック内容	判定レベル	チェック内容	判定レベル
PS85	地域移行加算が算定されている日のサービス提供の状況が「入院」、「外泊」、「入院→外泊」、「外泊→入院」ではないこと。	警告	地域移行加算が算定されている日が <u>1日、または月末日以外</u> でサービス提供の状況が「入院」、「外泊」、「入院→外泊」、「外泊→入院」の場合、 <u>前日、または翌日のサービス提供の状況が「入院」、「外泊」、「入院→外泊」、「外泊→入院」、「入院→共同生活に戻る→外泊」、「外泊→共同生活に戻る→入院」以外であること。</u>	警告（重度）
PU35	自立生活支援加算が算定されている日のサービス提供の状況が「入院」、「外泊」、「入院→外泊」、「外泊→入院」ではないこと。	警告	自立生活支援加算が算定されている日が <u>1日、または月末日以外</u> でサービス提供の状況が「入院」、「外泊」、「入院→外泊」、「外泊→入院」の場合、 <u>前日、または翌日のサービス提供の状況が「入院」、「外泊」、「入院→外泊」、「外泊→入院」、「入院→共同生活に戻る→外泊」、「外泊→共同生活に戻る→入院」以外であること。</u>	警告（重度）

2. 国保連合会で実施する一次審査について

④基準値の超過状況に応じたチェック要件の細分化

④－1 派遣人数にかかるチェックの見直し

見直し内容

- 現在、サービス内容に関わらずサービス提供実績記録票の明細単位で派遣人数が2名を超えていないことをチェックしており、明細単位で超過している場合のみPT34の警告となる。(例えば、サービス内容違いで同一日時の実績記録票の明細が作成されており、それぞれの明細で派遣人数が2名以下であるが、同一日時での派遣人数の合計が2名を超える場合については、PT34の警告は発生しない。)
- 同一日時単位で派遣人数が2名を超えていないことをチェックするように見直しを行う。

2. 国保連合会で実施する一次審査について

④－2 算定時間数にかかるチェックの見直し

見直し内容

- サービス提供実績記録票に記載されている算定時間数と、開始・終了時間から算出した算定時間数の関係に応じて、チェック要件を細分化する。
 - ・サービス提供実績記録票の算定時間数が開始・終了時間から算出した算定時間数より多い場合 : エラー
 - ・サービス提供実績記録票の算定時間数が開始・終了時間から算出した算定時間数より少ない場合 : 警告
- ただし、最小の算定時間に満たない時間数(例:居宅介護の場合は20分未満)でのサービス提供については、市町村が認めれば算定時間数を繰り上げて請求を行うことが可能であることから、当該パターンについては警告(重度)とする。

サービス種類	警告(重度)となるケース
居宅介護	20分未満を30分で算定した場合(早朝、夜間、深夜の時間帯に占める割合が大きい場合は正常)
行動援護	20分未満を30分で算定した場合
重度訪問	40分未満を1時間で算定した場合

サービス種類	警告(重度)となるケース
同行援護	20分未満を30分で算定した場合(早朝、夜間、深夜の時間帯に占める割合が大きい場合は正常)
共同生活援助 (様式18-2)	10分未満を15分で算定した場合

2. 国保連合会で実施する一次審査について

(5) 新たなチェックの追加

- 研究会報告書において「点検内容の精緻化に向け、拡充する必要がある」と提言されたチェックの内、①～④については平成30年4月、⑤～⑧については平成30年度下期以降に対応を行う。

チェック項目	チェック内容	対応方針	インターフェースの変更あり	対応予定期間
①基準該当事業所の報酬に対する算定要件チェック	基準該当事業所の場合、加算によっては算定できないものがあるため、算定可否をチェックする。	基準該当事業所において算定可能な各報酬について、判断基準を明確に定めた上でエラーとすべき内容、警告(重度)とすべき内容を整理する。		平成30年4月
②請求明細書とサービス提供実績記録票の回数の整合性チェックの強化	請求明細書とサービス提供実績記録票について、整合性があることをチェックしているが、より厳密に行うようチェックの範囲を拡張する。 (請求情報間の基本報酬の回数の整合性、加算の回数が基本報酬の回数以下であること等)	<通所系サービス> 請求情報間での不整合のためエラーとする。 <入所系サービス> 警告(重度)とする。 ※入所日及び退所日に基本報酬が算定できないケースについて、システムでは判断できないため。		平成30年4月
③同一日・同一利用時間帯の重複サービス利用チェック	同一受給者が同一日・同一利用時間帯に複数のサービスを利用していないことをチェックする。	警告(重度)とする。 ※同一日・同一利用時間帯にサービス提供実績がある場合、どちらの実績が正しいかをシステムでは判断できないため。		平成30年4月
④上限額管理対象外受給者の利用者負担額のチェック	上限額管理対象外の受給者に対して、複数事業所を利用している場合、利用者負担上限月額を超えていないことをチェックする。	警告(重度)とする。 ※利用者負担上限月額を超過した場合、どの事業所からの請求が正しいかをシステムでは判断できないため。		平成30年4月
⑤同一世帯における複数児童の上限額管理チェック	同一世帯に障害児が複数おり、同一の保護者が支給決定を受けている場合の上限額管理結果票を伝送にて受信できるようにし、請求明細書との整合性をチェックする。	インターフェースの見直しを行った上で、警告(重度)とする。 ※エラーとすると、関係事業所の請求について、誤りがない場合でも返戻となってしまい、影響が大きいと想定されるため。	●	平成30年度下期以降
⑥計画相談支援給付費請求書等のモニタリング日チェック	計画相談支援給付費請求書等について、支給決定期間に対するモニタリング日が妥当であることをチェックする。	インターフェースの見直しを行った上で、別途判定レベルの検討を行う。 ※ただし、モニタリング予定月の翌月請求については警告(重度)とする。	●	平成30年度下期以降
⑦受給者台帳(支給決定情報)の参照範囲の見直し	月途中で台帳更新を行った場合、月全体の台帳情報を有効な台帳とするように参照範囲を見直す。	インターフェースの見直しを含め受給者台帳(支給決定情報)の決定支給期間の参照範囲を最新から月全体の参照へ見直した上で、台帳情報との不整合についてはエラーとする。	●	平成30年度下期以降
⑧各種加算にかかる算定要件チェックの強化	国保連合会に提出される請求情報や台帳情報に含まれていないため、チェックできない内容について、インターフェースの見直し(項目追加等)を行い、各種加算(送迎加算、事業所内相談支援加算等)の算定要件にかかるチェック内容を拡充する。	各報酬について、判断基準を明確に定めた上でエラーとすべき内容、警告(重度)とすべき内容を整理する。	●	平成30年度下期以降

2. 国保連合会で実施する一次審査について

①基準該当事業所の報酬に対する算定要件チェック

チェック内容

- 基準該当事業所における各種報酬について、算定可能か否かチェックを行う。
なお、現在は、障害福祉サービスにおいて基本報酬に対するチェックのみ行っている。
- 既存の以下のチェック(判定レベル:エラー)について、対象となるサービス(基本や加算の報酬)を見直し、新たなチェックとして追加する。
 - ・PA35 受付:基準該当事業所ではありません
 - ・PA93 受付:基準該当のサービスコードではありません

2. 国保連合会で実施する一次審査について

②請求明細書と実績記録票の回数の整合性チェックの強化

チェック内容

○請求明細書と実績記録票の回数の整合性チェックの強化として、以下の既存チェックの見直しと新規チェックの追加を行う。

No	区分	チェック範囲	分類 ※1	算定回数に関するチェック内容	代表的なエラーコード	チェック対象様式				
						請求 書	請求 明細 書	相談 支援	上限 額 管理	実績 記録
1	受付 審査	サービス コード、 基本報酬、 加算単位	変更	加算の算定要件として、例えば加算Bを算定するにあたって、加算Aの算定が必要となる加算について、「加算Bの回数が加算Aの回数以下であること(加算Aの回数 \geq 加算Bの回数)」であることをチェックする。 現在、一部の加算に対してチェックを行っているが、報酬告示を基に相関関係がある加算同士について、新しいチェックを追加する。 ※例:送迎加算(重度)と送迎加算の妥当性チェックを追加する 等	PA83 受付:療養食加算の算定可能回数を超えてます		●			
2				基本報酬と併せて算定が必要な加算(併給必須加算)について、「基本報酬の算定回数 \geq 併給必須加算の算定回数」であることをチェックする。 現在、一部の加算に対してチェックを行っているが、報酬告示を基に相関関係がある報酬同士について、新たにチェックを追加する。	EK25 受付:サービス提供量が短期入所サービス費の回数を超過		●			
3			新規	サービスコード毎に1日1回算定する報酬について、「当該月の日数 \geq 該当報酬の回数」であることをチェックする。 なお、サービスコードの範囲でチェックを行う。			●			
4	支給量 審査	複数 伝票	決定サービ スコード単位	新規	請求明細書と実績記録票を比較し、基本報酬の算定回数とサービス提供回数が一致することをチェックする。		●			●
5				既存	請求明細書と実績記録票を比較し、加算の算定回数とサービス提供回数が一致することをチェックする。	PP11 支給量:送迎加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	●			●

※1 「分類」の凡例は以下の通り

新規……新しくチェックを追加

変更……既存チェックの見直し

既存……既存チェックから変更無し

2. 国保連合会で実施する一次審査について

③同一日・同一利用時間帯の重複サービス利用チェック

チェック内容

- 同一受給者が同一日・同一利用時間帯に複数のサービスを利用していないことをチェックする。
- 当該チェックは、サービス提供実績記録票を基に、「障害福祉サービス」と「障害児支援」のそれぞれの制度内でのサービス間で実施する。
- サービス分類毎の重複サービス利用チェックの単位は、以下のとおり。
 - 時間：サービス提供時間が重複していないことをチェックする。
 - 日：サービス提供日が重複していないことをチェックする。

<障害福祉サービス>

サービス分類	訪問系	日中活動系	入所系
訪問系サービス	時間	時間(※1)	ー(※2)
日中活動系サービス	時間(※1)	日	ー(※3)
入所系サービス	ー(※2)	ー(※3)	日

<障害児支援>

サービス分類	訪問系	日中活動系	入所系
訪問系サービス			
日中活動系サービス		日	ー(※3)
入所系サービス		ー(※3)	日

※1 「日中活動系サービス」で時間の入力が必要無い様式種別については、重複サービス利用チェックの対象外とする。

※2 同一日に、午前は「訪問系」のサービス提供を受け、午後は「入所系」のサービス提供を受けるケースがあるため、重複チェックの対象外とする。

例：午前は「重度訪問介護」のサービス提供を受け、午後は「共同生活援助」のサービス提供を受ける 等

※3 同一日に、午前は「日中活動系」のサービス提供を受け、午後は「入所系」のサービス提供を受けるケースがあるため、重複チェックの対象外とする。

例：午前は「生活介護」のサービス提供を受け、午後は「施設入所支援」のサービス提供を受ける 等

2. 国保連合会で実施する一次審査について

- チェック対象の実績記録票は、以下のとおり。

<訪問系サービスの実績記録票>

区分	様式種別番号	様式名	備考
障害福祉	0101	居宅介護サービス提供実績記録票	
	0201	行動援護サービス提供実績記録票	
	0301	重度訪問介護サービス提供実績記録票	
	1802	共同生活援助サービス実績記録票	
	1901	同行援護サービス提供実績記録票	

<日中活動系サービスの実績記録票>

区分	様式種別番号	様式名	備考
障害福祉	0701	生活介護サービス提供実績記録票	
	1301	自立訓練(機能訓練)サービス提供実績記録票	
	1401	自立訓練(生活訓練)サービス提供実績記録票	
	1601	就労移行支援実績記録票	
	1701	就労継続支援実績記録票	
障害児支援	0301	児童発達支援提供実績記録票	
	0401	医療型児童発達支援提供実績記録票	
	0501	放課後等デイサービス提供実績記録票	
	0601	保育所等訪問支援提供実績記録票	開始時間、終了時間の項目なし

<入所系サービスの実績記録票>

区分	様式種別番号	様式名	備考
障害福祉	0901	施設入所支援提供実績記録票	
	1501	宿泊型自立訓練サービス提供実績記録票	
	1801	共同生活援助サービス実績記録票	
障害児支援	0101	障害児入所支援提供実績記録票	

2. 国保連合会で実施する一次審査について

④上限額管理対象外受給者の利用者負担額のチェック

チェック内容

- 上限額管理対象外の受給者に対して、複数事業所を利用している場合、利用者負担上限月額を超えていないことをチェックする。
- 「上限額管理事業所・管理結果」が未設定の請求明細書を対象に、「決定利用者負担額の和≤利用者負担上限月額」であることをチェックする。

【参考：現在のチェックについて】

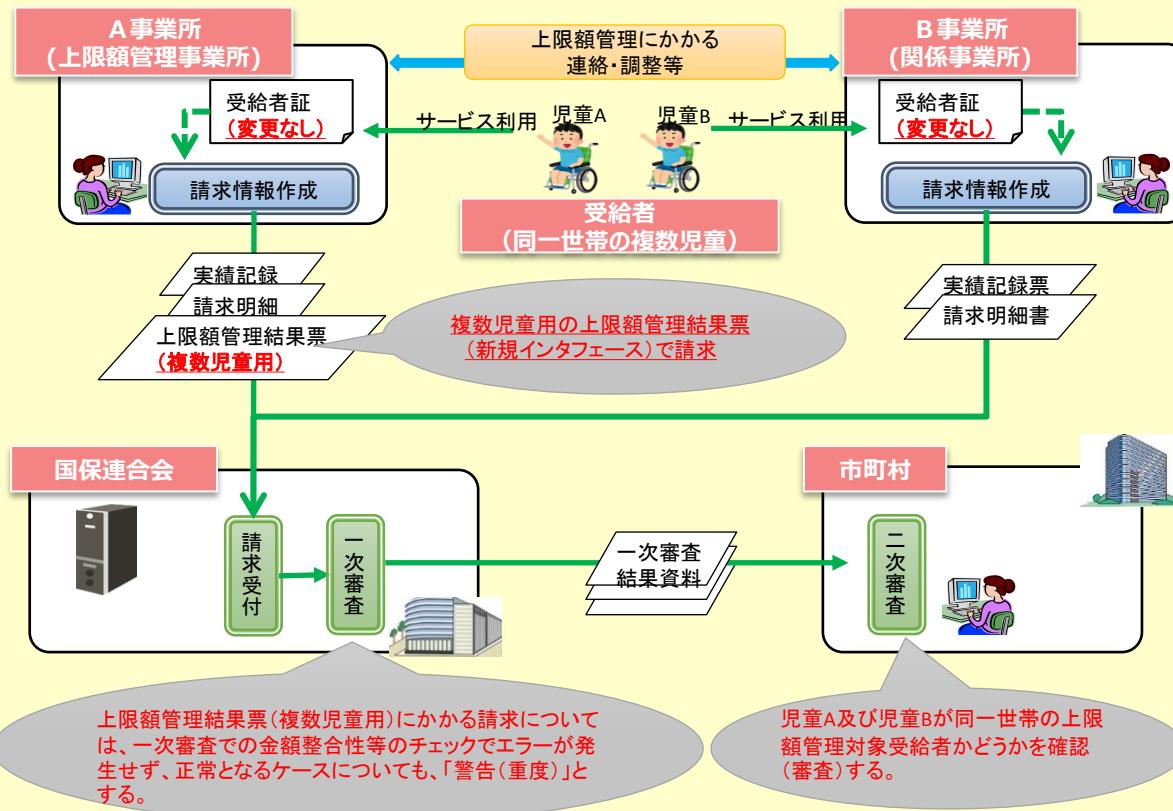
現在は「上限額管理事業所・管理結果」に設定がある場合、
「決定利用者負担額の和≤利用者負担上限月額」であることをチェックしている。

2. 国保連合会で実施する一次審査について

⑤同一世帯における複数児童の上限額管理チェック

- 同一世帯に障害児が複数おり、同一の保護者が支給決定を受けている場合の上限額管理結果票を国保連合会にて受付できるようにし、請求明細書との整合性をチェックする。
- 複数児童用の上限額管理結果票に関する請求様式(新規インターフェース)を追加する。ただし、既存(複数児童以外)の上限額管理結果票は、継続使用する。同一世帯における複数児童の上限額管理の運用イメージは、以下のとおり。

同一世帯における複数児童の上限額管理結果票と運用のイメージ



利用者負担上限額管理結果票 (複数児童用)																																											
平成 30 年 4月																																											
市町村番号	991111	管理者番号	9910000011																																								
受給者証番号	9900000001	事業者番号	△事業所																																								
支給決定障害者等氏名	ショウコ タロウ	事業者及びその事業所の名称	ショウコ ジロウ																																								
支給決定に係る障害児氏名		利用者負担上限額	9,300																																								
情報作成区分 新規																																											
利用者負担上限額管理結果 1																																											
1 営利事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 利用者負担額の合算額が、負担上限額以下のため、調整事務は行わない。 3 利用者負担額の合算額が、負担上限額を超過するため、下記のとおり調整した。																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目番号</th> <th>1</th> <th>2</th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <th>事業所番号</th> <td>9910000011</td> <td>9910000012</td> <td></td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受給者証番号</td> <td>9900000001</td> <td>9900000002</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名カナ</td> <td>ショウコ タロウ</td> <td>ショウコ ハチロー</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業所名称</td> <td>△事業所</td> <td>△事業所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総費用額</td> <td>100,000</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用者負担額</td> <td>9,300</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理結果後利用者負担額</td> <td>9,300</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				項目番号	1	2			事業所番号	9910000011	9910000012			受給者証番号	9900000001	9900000002			氏名カナ	ショウコ タロウ	ショウコ ハチロー			事業所名称	△事業所	△事業所			総費用額	100,000	0			利用者負担額	9,300	0			管理結果後利用者負担額	9,300	0		
項目番号	1	2																																									
事業所番号	9910000011	9910000012																																									
受給者証番号	9900000001	9900000002																																									
氏名カナ	ショウコ タロウ	ショウコ ハチロー																																									
事業所名称	△事業所	△事業所																																									
総費用額	100,000	0																																									
利用者負担額	9,300	0																																									
管理結果後利用者負担額	9,300	0																																									
<p>既存の利用者負担上限額管理結果票の様式に対して、「受給者証番号」、「氏名カナ」の項目を追加した様式レイアウトを想定。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目番号</th> <th>事業所番号</th> <th>受給者証番号</th> <th>氏名カナ</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>9,300</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>9,300</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記内容について確認しました。</p> <p>平成 年 月 日</p>				項目番号	事業所番号	受給者証番号	氏名カナ	合計					100,000					9,300					9,300																				
項目番号	事業所番号	受給者証番号	氏名カナ	合計																																							
				100,000																																							
				9,300																																							
				9,300																																							

2. 国保連合会で実施する一次審査について

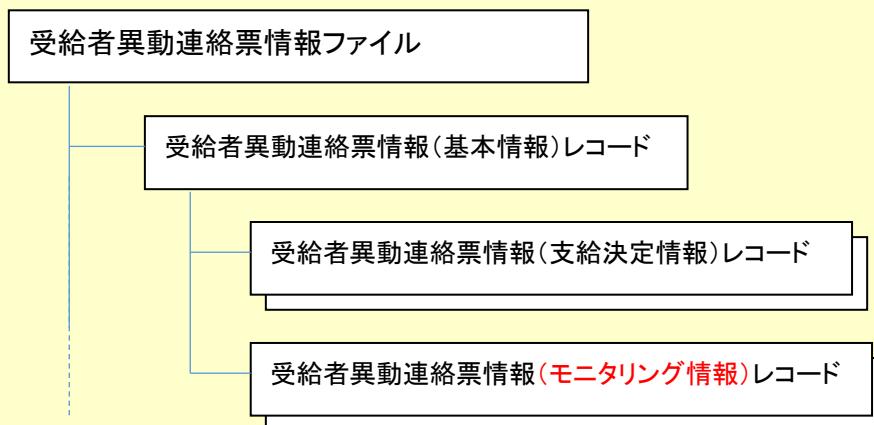
- 国保連合会の一次審査では、上限額管理結果票(複数児童用)の明細に複数の受給者の情報が設定されている場合、同一世帯の上限額管理の対象と判断し、請求内容に対する金額の整合性等についてのみチェックを行う。
当該チェックは、運用面への影響を考え、受給者台帳(受給者証)への変更は行わない方法としているため、あくまでも請求内容を基に判断することになり、対象の受給者が同一世帯の上限額管理対象受給者かどうかの判断は行わない。
- そのため、国保連合会の一次審査にて、上限額管理結果票(複数児童用)にかかる請求については一律「警告(重度)」とし、市町村での二次審査において、該当受給者が同一世帯の上限額管理対象受給者かどうかの確認(審査)を行う。

2. 国保連合会で実施する一次審査について

⑥計画相談支援給付費請求書等のモニタリング日チェック

- 計画相談支援給付費請求書及び障害児相談支援給付費請求書について、決定支給期間に対するモニタリング日が妥当であることをチェックするため、既存のインターフェース「受給者異動連絡票情報(基本情報)」に従属する情報として、新たに「モニタリング情報」を追加する。

受給者異動連絡票情報ファイル構成イメージ



受給者異動連絡票情報(モニタリング情報)(E131)(案)

項目番	項目名	属性	バイト数	内容	必須入力 (※1)	備考
1	交換情報識別番号	英数	4	当情報の内容を識別するための番号	◎	
2	異動年月日	コード値	8	受給者異動連絡票情報(モニタリング情報)に変更等が生じた年月(西暦年月(YYYYMM))と連番(異動順)を設定する	◎	※2
3	異動区分コード	コード値	1	異動区分コードを設定する	◎	1:新規 2:変更 3:終了
4	異動事由	コード値	2	受給者異動連絡票情報(モニタリング情報)の異動事由を設定する	◎	
5	証記載市町村番号	コード値	6	受給者証記載の市町村番号を設定する	◎	
6	政令市市町村番号	コード値	6	政令市が受給者を行政区で分けて管理する場合のみ政令市の市町村番号を設定する	○	
7	受給者証番号	英数	10	受給者証番号を設定する	◎	
8	モニタリング対象年度	コード値	4	モニタリング対象の年度を設定する	◎	※3
9	4月	コード値	1	モニタリング対象年度の4月におけるモニタリング予定の有無を設定する	◎	1:無し 2:有り
10	5月	コード値	1	モニタリング対象年度の5月におけるモニタリング予定の有無を設定する	◎	1:無し 2:有り
11	6月	コード値	1	モニタリング対象年度の6月におけるモニタリング予定の有無を設定する	◎	1:無し 2:有り
…	…	…	…	…	…	…
20	3月	コード値	1	モニタリング対象年度の3月におけるモニタリング予定の有無を設定する	◎	1:無し 2:有り

※1:必須入力 ◎:必須、○:決定内容により必須、△:任意設定、空白:不要

※2:異動年月には、平成30年4月(201804)以降の値を設定する。

※3:平成30年度(2018)以降の値を設定する。

2. 国保連合会で実施する一次審査について

○ 受給者異動連絡票情報の設定例

(1) 新規にモニタリング情報を作成する場合

- ・モニタリング情報の異動区分を、年度ごとのレコード単位で「1:新規」として作成する。
(2018年度は2ヶ月ごと、2019年度は3ヶ月ごとの予定とした場合)

①: 2018年度分モニタリング情報
②: 2019年度分モニタリング情報
③: 2020年度分モニタリング情報

E111(基本情報)

異動年月日	異動区分	計画相談支援有効期間	
		開始年月日	終了年月日
20180401	1(新規)	20180401	20200331

E131(モニタリング情報)

異動年月日	異動区分	モニタリング対象年度	モニタリング対象月											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①	20180401	1(新規)	2018	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
②	20180401	1(新規)	2019	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1

(2) 新しい年度分のモニタリング情報を追加する場合

- ・異動区分は「1:新規」で追加する年度分のモニタリング情報のみを作成する。
(2020年度は4ヶ月ごとの予定とした場合)

E131(モニタリング情報)

異動年月日	異動区分	モニタリング対象年度	モニタリング対象月											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①	20180401	1(新規)	2018	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
②	20180401	1(新規)	2019	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1
③	20180501	1(新規)	2020	2	1	1	1	2	1	1	1	2	1	1

2. 国保連合会で実施する一次審査について

(3) モニタリング対象月を変更する場合

- ・異動区分は「2:変更」で変更するモニタリング情報のみを作成する。

(2018年9月より3ヶ月ごとの予定に変更した場合)

E131(モニタリング情報)

異動年月日	異動区分	モニタリング対象年度	モニタリング対象月											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 20180401	1(新規)	2018	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1
① 20180901	2(変更)	2018	2	1	2	1	2	2	1	1	2	1	1	2

異動年月日の年月より前のモニタリング対象月の設定内容は、前履歴から変更不可とする

(4) 受給資格喪失により基本情報が「終了」となる場合

- ・モニタリング情報の異動区分を「3:終了」で作成する。

(基本情報の「終了」年度以降の年度分のモニタリング情報は、訂正連絡票情報(訂正区分が削除)により削除する。)

E111(基本情報)

異動年月日	異動区分	計画相談支援有効期間	
		開始年月日	終了年月日
20180401	1(新規)	20180401	20200331
20190901	3(終了)	20180401	20190930

E131(モニタリング情報)

異動年月日	異動区分	モニタリング対象年度	モニタリング対象月											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 20180401	1(新規)	2018	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1
① 20180901	2(変更)	2018	2	1	2	1	2	2	1	1	2	1	1	2
① 20190901	3(終了)	2018	2	1	2	1	2	2	1	1	2	1	1	2
② 20180401	1(新規)	2019	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1
② 20190901	3(終了)	2019	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1
③ 20180501	1(新規)	2020	2	1	1	1	2	1	1	1	2	1	1	1

基本情報の終了年度より前であるため、この終了レコードは省略することも可能とする

計画相談支援有効期間の範囲外のモニタリング対象月は「1：無し」を設定する

基本情報の終了の翌年度以降分は、訂正連絡票で削除する

※モニタリング情報を用いた具体的なチェック内容は、今後検討する

2. 国保連合会で実施する一次審査について

(6)「警告」から「エラー」への移行

- 研究会報告書の提言を踏まえ、平成30年度下期を第一段階、平成31年度下期を第二段階として対象エラーコードについて、「エラー」への移行を行う。
- この内、第一段階での移行対象とされたエラーコード(137コード)について、移行に向けて検討を行ったところ、以下のNo1からNo5に該当するエラーコードは、移行時期等の見直しを行った。

No	分類	内容	移行時期		エラーコード 件数
			見直し前	見直し後	
1	チェック要件の見直しに伴い、システム対応が平成30年度下期以降となるもの	チェック要件の見直しに伴いチェックを細分化したチェックについて、システム対応が平成30年下期となるため、事業所への周知期間を考え、移行時期を第一段階から第二段階に変更する。	第一段階	第二段階	6件
2	台帳情報との整合性チェックに該当するもの	研究会報告書の提言では、各種台帳情報との整合性チェックを行っているエラーコードについては、第二段階で移行することとしており、当該チェックについても各種台帳情報との整合性チェックに該当することが判明したため、移行時期を第一段階から第二段階に変更する。	第一段階	第二段階	1件
3	チェック要件の見直しが必要となり、より詳細な検討が必要となるもの	現行のチェック要件では考慮が不足しているケースがあるため、移行にあたってはチェック要件を見直す必要があることから、移行時期を第一段階から第二段階に変更する。	第一段階	第二段階	6件
4	制度上、「エラー」とできないもの	厚生労働省が提供している「障害者自立支援給付審査支払等システムに係るQ&A」を踏まえ、当該チェックについては、判定レベルを「エラー」から「警告（重度）」に変更する（移行対象外とする）。	第一段階	警告（重度）	3件
5	既に台帳情報が整備されているもの	研究会報告書では、各種台帳情報との整合性チェックを行っているエラーコードについては、台帳情報の整備期間が必要と考えられることから第二段階で移行することとされたところであるが、第二段階に対応するものの中に平成30年4月時点で既に台帳情報が整備されているものが含まれていた。については、台帳情報の整備期間を設ける必要はないと考えられるため、第二段階の対応から第一段階の対応に変更する。	第二段階	第一段階	1件
計					17件

2. 国保連合会で実施する一次審査について

- 第一段階の移行対象エラーコードについて、見直し後の移行時期等別エラーコード数は、以下のとおり。

①研究会報告書のエラーコード数

移行時期等	エラーコード数
第一段階(平成30年下期)	137コード
第二段階	135コード
移行対象外 (警告(重度))	—
検討が必要 (報酬改定対応に併せて検討)	—

②見直しによる増減(※)

増減エラーコード数
-15コード
+12コード
+3コード
+4コード

③見直し後の移行時期等別エラーコード数

移行時期	エラーコード数
第一段階 (平成30年度下期)	122コード
第二段階	147コード

※チェック要件の細分化を行っているため、総和は必ずしも0にならない

- なお、第一段階にエラーへ移行対象となる具体的なエラーコードのエラーメッセージの文頭には「★」が付与されるため、第一段階にエラーへ移行対象となるエラーコードが発生している請求情報は、国保連合会から提供される一次審査結果資料等で把握が可能。(詳細は、「3. 一次審査結果資料等について」を参照。)

2. 国保連合会で実施する一次審査について

- 第一段階(平成30年度下期)の移行対象エラーコードは、以下のとおり。

研究会報告書の提言を受け、エラーコードのメッセージについても見直しを行うため、一覧上は現行のメッセージと見直し後のメッセージを併記している。(チェック要件を細分化した新規エラーコードの「メッセージ(現行)」列には、細分化前のエラーコードのメッセージを記載)

No	エラー コード	メッセージ(現行)	メッセージ(見直し後)
1	EE31	※受付:明細情報に一致するサービス種類が日数情報に存在なし	★受付:明細情報の「サービスコード」に該当する「サービス種類」が日数情報に存在していません
2	EE34	※受付:利用日数管理票・原則日数総和が各月原則日数の合計超過	★受付:請求明細書の利用日数管理票の「原則日数の総和」が「対象期間(開始)」から「対象期間(終了)」の原則日数の合計を超えてます
3	EE35	※受付:モニタリング日が記載されていません	★受付:モニタリング日が設定されていません
4	EF21	※受付:集中支援加算と退院・退所月加算は併給できません	★受付:集中支援加算と退院・退所月加算は同一月に算定できません
5	EJ28	※受付:上限額管理事業所の項番が1になっていません	★受付:上限額管理結果票の項番1以外に上限額管理事業所(相談支援事業所以外)が設定されています
6	EJ29	※受付:日数情報の利用日数がサービス利用日数を超過しています	★受付:請求額集計欄の「サービス利用日数」の合計が「サービス開始日等・利用日数」を超えてます
7	EL03	※受付:サービス開始年月日がサービス提供年月より以降です	★受付:請求明細書の「開始年月日」に「サービス提供年月」以降の年月が設定されています
8	EL04	※受付:サービス終了年月日とサービス提供年月の関係が不正です	★受付:請求明細書の「終了年月日」に「サービス提供年月」以前、または以降の年月が設定されています
9	EL05	※受付:契約開始年月日がサービス提供年月より以降です	★受付:請求明細書の「契約開始年月日」に「サービス提供年月」以降の年月が設定されています
10	EL06	※受付:契約終了年月日がサービス提供年月より以前です	★受付:請求明細書の「契約終了年月日」に「サービス提供年月」以前の年月が設定されています
11	EL07	※受付:開始年月日と終了年月日の関係に誤りがあります	★受付:請求明細書の「開始年月日」に「終了年月日」以降の年月日が設定されています
12	EL09	※受付:モニタリング日の年月がサービス提供年月と一致しません	★受付:相談支援給付費請求書の「モニタリング日」が「サービス提供年月」と一致していません
13	EL10	※受付:当月の利用日数が当該月の日数を超えてます	★受付:請求明細書の「利用日数」が当該月の日数を超えてます
14	EL11	※受付:利用日数が実日数を超えてます	★受付:請求明細書の「利用日数」が「開始年月日」及び「終了年月日」から算出した日数を超えてます
15	EL12	※受付:日数合計が当該月の日数を超えてます	★受付:請求明細書の「利用日数」「入院日数」「外泊日数」を合計した日数が当該月の日数を超えてます

※エラーへ移行したタイミングで文頭の「★」を除いたメッセージとなる(次ページ以降も同様の整理)

2. 国保連合会で実施する一次審査について

No	エラー コード	メッセージ(現行)	メッセージ(見直し後)
16	EL19	※受付:利用日数特例の期間が3ヶ月以上1年以内ではありません	★受付:請求明細書の利用日数管理票の「対象期間(開始)」から「対象期間(終了)」の期間が3ヶ月以上1年以内ではありません
17	EL20	※受付:入所中算定日と退所日の関係に誤りがあります	★受付:地域移行加算の「入所中算定日(年月日)」が「退所日(年月日)」以降の日付となっています
18	EL21	※受付:入所中算定日とサービス提供年月の関係に誤りがあります	★受付:地域移行加算の「入所中算定日(年月日)」が「サービス提供年月」と一致していません
19	EL22	※受付:地域移行加算の退所後算定日が正しい日付ではありません	★受付:地域移行加算の「退所後算定日(年月日)」が「退所日(年月日)」以前、または30日を超えた日付となっています
20	EL23	※受付:入院日数が当該月の日数を超えてます	★受付:「入院日数」が当該月の日数を超えてます
21	EL24	※受付:外泊日数が当該月の日数を超えてます	★受付:「外泊日数」が当該月の日数を超えてます
22	EL54	※受付:退所日がサービス提供年月の翌月以降です	★受付:実績記録票の「退所日(年月日)」に「サービス提供年月」の翌月以降の年月が設定されています
23	EL56	※受付:サービス提供年月が利用日数の特例対象期間外です	★受付:請求明細書の「サービス提供年月」が利用日数管理票の対象期間外です
24	EL57	※受付:明細の日付が利用開始日より前日付です	★受付:実績記録票の「日付」が「利用開始日(年月日)」以前の請求は受付できません
25	EL58	※受付:退所後算定日と退所日の関係に誤りがあります	★受付:実績記録票の「退所後算定日(年月日)」が設定されている場合、「退所日(年月日)」の設定が必要です
26	EL72	※受付:自立生活支援加算の退居後算定日が正しい日付ではありません	★受付:実績記録票の自立生活支援加算の「退居後算定日」が「退居日」より過去、または30日を超えた日付となっています
27	EL73	※受付:入居中算定日と退居日の関係に誤りがあります	★受付:実績記録票の自立生活支援加算の「入居中算定日」が「退居日」を過ぎています
28	EL74	※受付:入居中算定日とサービス提供年月の関係に誤りがあります	★受付:実績記録票の自立生活支援加算の「入居中算定日」の年月が「サービス提供年月」と一致していません
29	EL75	※受付:退居日がサービス提供年月の翌月以降です	★受付:実績記録票の自立生活支援加算の「退居日」が「サービス提供年月」の翌月以降です
30	EL76	※受付:退居後算定日と退居日の関係に誤りがあります	★受付:実績記録票の自立生活支援加算の「退居後算定日」が設定されている場合、「退居日」の設定が必要です
31	PA30	※受付:生活訓練利用期間に応じた請求ではありません	★受付:生活訓練サービスの利用期間に応じた請求ではありません
32	PA33	※受付:移動介護加算の算定可能回数を超えてます	★受付:移動介護加算の「回数」を合計した回数が当該月の日数を超えてます
33	PA60	※受付:初期加算のサービス開始年月日が不正です	★受付:初期加算を算定する場合、サービス開始年月日の年月がサービス提供年月と同月、またはその前月であることが必要です
34	PA61	※受付:入所時特別支援加算のサービス開始年月日が不正です	★受付:入所時特別支援加算を算定する場合、サービス開始年月日の年月がサービス提供年月と同月、またはその前月であることが必要です
35	PA72	※受付:初回加算がサービス開始年月以外で算定されています	★受付:初回加算を算定する場合、サービス開始年月日の年月がサービス提供年月と同月であることが必要です

2. 国保連合会で実施する一次審査について

No	エラー コード	メッセージ(現行)	メッセージ(見直し後)
36	PA81	※受付:短期利用加算のサービス開始年月日が不正です	★受付:短期利用加算を算定する場合、サービス開始年月日の年月がサービス提供年月と同月、またはその翌月であることが必要です
37	PB57	※受付:福祉専門職員等連携加算のサービス開始年月日が不正です	★受付:福祉専門職員等連携加算を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始年月日から90日以内の年月であることが必要です
38	PB58	※受付:行動障害支援連携加算のサービス開始年月日が不正です	★受付:行動障害支援連携加算を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始年月日から30日以内の年月であることが必要です
39	PB61	※受付:緊急短期入所受入加算について開始年月以外の請求です	★受付:緊急短期入所受入加算を算定する場合、サービス開始年月日の年月がサービス提供年月と同月であることが必要です
40	PB77 (PB48)	※受付:送迎加算の算定要件が一致しません	★受付:事業所台帳の「送迎加算の有無」が「有り」のため、送迎加算(I)及び送迎加算(II)は算定できません
41	PJ64	※受付:有期・有目的期間について開始年月日から90日以内	★受付:有期有目的(91~181日目)の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から91~180日の年月であることが必要です
42	PJ65	※受付:有期・有目的期間(90日以内)の算定可能回数を超過	★受付:有期有目的(最初の90日)の報酬の「回数」の合計がサービス開始年月日より起算した日数を超えていません
43	PJ66	※受付:有期・有目的期間について開始年月日から91日以上経過	★受付:有期有目的(最初の90日)の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から90日目の年月以前であることが必要です
44	PJ67	※受付:有期・有目的期間(180日以内)の算定可能回数を超過	★受付:有期有目的(91日目から181日目)の報酬の「回数」の合計がサービス開始年月日より起算した日数を超えています
45	PJ68	※受付:有期・有目的期間について開始年月日から181日以上経過	★受付:有期有目的報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から180日目の年月以前であることが必要です
46	PJ69	※受付:有期・有目的期間(181日以上)の算定可能回数を超過	★受付:有期有目的(181日目)の報酬の「回数」の合計がサービス開始年月日より起算して181日目から月末までの日数を超えています
47	PJ78	※受付:有期・有目的期間について開始年月日から180日以内	★受付:有期有目的(181日目以降)の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から181日目の年月以降であることが必要です
48	PP10	※支給量:合計算定日数(日)が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「合計 算定日数(日)」と一致していません
49	PP13	※支給量:家庭連携加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:明細書の家庭連携加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「実績 家庭連携加算(回)(算定回数)」と一致していません
50	PP16	※支給量:実費算定額が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の「実費算定額」が実績記録票の実費算定の合計の「実費合計額(円)」と一致していません
51	PP17	※支給量:地域移行加算が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の地域移行加算の「回数」の合計が実績記録票の地域移行加算の算定回数と一致していません
52	PP18	※支給量:訪問支援特別加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:明細書の訪問支援特別加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「訪問支援特別加算(回)(算定回数)」と一致していません
53	PP22	※支給量:食事提供加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の食事提供加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「食事提供加算(回)」と一致していません

2. 国保連合会で実施する一次審査について

No	エラー コード	メッセージ(現行)	メッセージ(見直し後)
54	PP23	※支給量:入院時支援特別加算回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の入院時支援特別加算の「回数」の合計が実績記録票の「入院時支援特別加算(回)(算定回数)」と一致していません
55	PP24	※支給量:帰宅時支援加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:明細書の帰宅時支援加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「帰宅時支援加算(回)(算定回数)」と一致していません
56	PP25	※支給量:自立生活支援加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の自立生活支援加算の「回数」の合計が実績記録票の自立生活支援加算の算定回数と一致していません
57	PP26	※支給量:夜間支援体制加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の夜間支援体制加算の「回数」の合計が実績記録票の夜間支援体制加算の算定回数と一致していません
58	PP28	※支給量:初期加算の日数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の初期加算の「回数」の合計が実績記録票の初期加算の「当月算定日数(日)」と一致していません
59	PP30	※支給量:通所型(回数)が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の自立訓練の通所型の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「通所型(回)」と一致していません
60	PP31	※支給量:自活訓練加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の自活訓練加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「自活訓練加算(回)」と一致していません
61	PP32	※支給量:入所時特別支援加算日数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の入所時特別支援加算の「回数」の合計が実績記録票の入所時特別支援加算の「当月算定日数(日)」と一致していません
62	PP34	※支給量:訪問型1時間未満(回数)が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の自立訓練の訪問型(1時間未満)の「回数」の合計が実績記録票の「訪問型 1時間未満(回)」と一致していません
63	PP35	※支給量:訪問型1時間以上(回数)が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の自立訓練の訪問型(1時間以上)の「回数」の合計が実績記録票の「訪問型 1時間以上(回)」と一致していません
64	PP36	※支給量:重度包括支援の単位数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:重度包括支援の単位数が実績記録票と請求明細書で一致していません
65	PP38	※支給量:日中支援加算回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の日中支援加算の「回数」の合計が実績記録票の日中支援加算の算定回数と一致していません
66	PP39	※支給量:移動介護分の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:重度訪問介護の移動介護分の回数が実績記録票と請求明細書で一致していません
67	PP41	※支給量:明細書の入院・外泊時加算回数が実績記録票を超過	★支給量:請求明細書の入院・外泊時加算の「回数」の合計が実績記録票の入院・外泊時加算の算定回数と一致していません
68	PP46	※支給量:欠席時対応加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の欠席時対応加算の「回数」の合計が実績記録票の欠席時対応加算の算定回数と一致していません
69	PP48	※支給量:合計算定回数計が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書のサービス提供量が実績記録票の算定回数の合計と一致していません
70	PP51	※支給量:特定障害者特別給付費・給付費請求額の合計が上限額を超過	★支給量:請求明細書の特定障害者特別給付費の「給付費請求額」の合計が助成上限額(10,000円)を超えてています

2. 国保連合会で実施する一次審査について

No	エラー コード	メッセージ(現行)	メッセージ(見直し後)
71	PP55	※支給量:集中支援加算の算定要件の回数を満たしていません	★支給量:地域移行集中支援加算を算定する場合、実績記録票の「合計 算定日数(日)」が6日以上であることが必要です
72	PP56	※支給量:退院・退所月加算が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:地域移行退院・退所月加算を算定する場合、実績記録票の地域移行加算の「退所日(年月日)」の設定が必要です
73	PP57	※支給量:緊急時支援の回数が実績記録票と明細で不一致	★支給量:請求明細書の緊急時支援の「回数」の合計が実績記録票の緊急時支援の算定回数の合計と一致していません
74	PP59	※支給量:合計算定日数(日)が正しく設定されていません	★支給量:請求明細書の地域移行の「回数」の合計が「1」以上の場合、実績記録票の「合計 算定日数(日)」は「2」以上であることが必要です
75	PP61	※支給量:授業の終了後に行う場合の回数が実績記録票と明細で不一致	★支給量:請求明細書の授業後に支援を行った場合に算定する報酬の「回数」が実績記録票の授業の終了後に行う場合の算定回数と一致していません
76	PP62	※支給量:休業日に行う場合の回数が実績記録票と明細で不一致	★支給量:請求明細書の休業日に支援を行った場合に算定する報酬の「回数」が実績記録票の休業日に行う場合の算定回数と一致していません
77	PP63	※支給量:移行準備支援体制加算Ⅰの回数が実績記録と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の移行準備支援体制加算Ⅰの「回数」の合計が実績記録票の移行準備支援体制加算Ⅰの算定回数と一致していません
78	PP64	※支給量:移行準備支援体制加算Ⅱの回数が実績記録と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の移行準備支援体制加算Ⅱの「回数」の合計が実績記録票の移行準備支援体制加算Ⅱの算定回数と異なります
79	PP65	※支給量:夜間支援等体制加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の夜間支援等体制加算の「回数」の合計が実績記録票の夜間支援等体制加算の算定回数と一致していません
80	PP68	※支給量:共同生活援助の様式18-1がありません	★支給量:共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-2)に対応した共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-1)がありません
81	PP69	※支給量:受託居宅介護サービスの提供日が様式18-1にありません	★支給量:受託居宅サービスの提供日と同一日の提供実績が共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-1)にありません
82	PS28	※受付:開始時間が不正または形式に誤りがあります	★受付:実績記録票の「開始時間」の形式が不正です
83	PS33	※受付:終了時間が不正または形式に誤りがあります	★受付:実績記録票の「終了時間」の形式が不正です
84	PS39	※受付:食費の単価が正しく設定されていません	★受付:補足給付関係情報の「補足給付適用の有無」が「有り」の場合、食費の単価の設定が必要です
85	PS40	※受付:光熱水費の単価が正しく設定されていません	★受付:補足給付関係情報の「補足給付適用の有無」が「有り」の場合、光熱水費の単価の設定が必要です
86	PS47	※受付:各小計 食事の小計値が明細合計と一致しません	★受付:実費算定の合計の「各小計 食事(円)」が食費を算定した日の金額を合計した値と一致していません
87	PS48	※受付:各小計 光熱水費の小計値が明細合計と一致しません	★受付:実費算定の合計の「各小計 光熱水費(円)」が光熱水費を算定した日の金額を合計した値と一致していません
88	PS49	※受付:実費合計額(円)の計算値が不正です	★受付:実績記録票の「実費合計額(円)」が「各小計 食事(円)」と「各小計 光熱水費(円)」を合計した値と一致していません
89	PS51	※受付:入所時特別支援加算・当月算定日数(日)が不正です	★受付:実績記録票の入所時特別支援加算の「当月算定日数(日)」と「利用開始日(年月日)」及び「30日目(年月日)」の関係が不正です
90	PS56	※受付:初期加算・30日目(年月日)の日付が不正です	★受付:実績記録票の初期加算の「30日目(年月日)」が「利用開始日(年月日)」から30日目の日付と一致していません

2. 国保連合会で実施する一次審査について

No	エラー コード	メッセージ(現行)	メッセージ(見直し後)
91	PS64	※受付:施設外支援 累計が180日を超えてます	★受付:実績記録票の提供実績の合計の「施設外支援 累計(日／180日)」が180日を超えてます
92	PS66	※受付:訪問型 1時間未満(回)が明細合計と一致しません	★受付:実績記録票の「訪問型 1時間未満(回)」が「提供形態」が「訪問型」の明細合計と一致していません
93	PS67	※受付:訪問型 1時間以上(回)が明細合計と一致しません	★受付:実績記録票の「訪問型 1時間以上(回)」が「提供形態」が「訪問型」の明細合計と一致していません
94	PS75	※受付:重度包括・実績単位数が重度包括・支給決定量超過	★受付:実績記録票の重度包括の「実績単位数(単位)」が重度包括の「支給決定量(単位)」を超えてます
95	PS79	※受付:その他サービス合計時間数が明細情報合計と不一致	★受付:「その他サービス合計時間数」がサービス内容が「共同生活介護」、「共同生活援助」、「短期入所」以外の明細合計と一致していません
96	PS83	※受付:重度包括・1日計が重度包括・単位数の集計と不一致です	★受付:実績記録票の重度包括の「1日計」が同一日の重度包括の「単位数」を合計した値と一致していません
97	PS88	※受付:帰宅時支援加算が算定可能回数を超えてます	★受付:実績記録票の提供実績の合計の「帰宅時支援加算(回)(算定回数)」が算定可能回数を超えてます
98	PS90	※受付:家庭連携加算が算定可能回数を超えてます	★受付:実績記録票の提供実績の合計の「実績 家庭連携加算(回)(算定回数)」が算定可能回数を超えてます
99	PS94	※受付:初期加算・当月算定日数(日)が不正です	★受付:実績記録票の初期加算の「当月算定日数(日)」と「利用開始日(年月日)」及び「30日目(年月日)」の関係が不正です
100	PS99	※受付:入所時特別支援加算・30日目の日付が不正です	★受付:実績記録票の入所時特別支援加算の「30日目(年月日)」が「利用開始日(年月日)」から30日目の日付と一致していません
101	PT26	※受付:入院時支援特別加算が算定可能回数を超えてます	★受付:実績記録票の提供実績の合計の「入院時支援特別加算(回)(算定回数)」が算定可能回数を超えてます
102	PT27	※受付:訪問支援特別加算が算定可能回数を超えてます	★受付:実績記録票の提供実績の合計の「訪問支援特別加算(回)(算定回数)」が算定可能回数を超えてます
103	PT31	※受付:重度包括・適用単価が算定値と一致しません	★受付:実績記録票の重度包括の「適用単価」が既定の単価と一致していません
104	PT38	※受付:入院時支援特別加算なのにサービス提供状況が入院でない	★受付:入院時以外に、実績記録票の「入院時支援特別加算(サービス提供回数)」が設定されています
105	PT47	※受付:訪問支援特別加算(算定時間数)の算定が不正です	★受付:実績記録票の訪問支援特別加算について、提供時間数と算定時間数の関係が不正、または欠席時対応加算と同一日に算定されています
106	PT55	※受付:補足給付適用の有無と補足給付額の関係が不適切です	★受付:補足給付関係情報の「補足給付適用の有無」が「有り」の場合、「補足給付額(円／日)」の設定が必要です
107	PT61	※受付:家庭連携加算(算定時間数)の算定が不正です	★受付:実績記録票の「家庭連携加算(算定時間数)」と「家庭連携加算(提供時間数)」の関係が不正です
108	PT64	※受付:地域移行加算の日付が入所中・退所後算定日と不一致	★受付:地域移行加算が算定されている日付が地域移行加算の「入所中算定日(年月日)」、または「退所後算定日(年月日)」と一致していません
109	PT80	※受付:欠席時対応加算が算定可能回数を超えてます	★受付:「サービス提供の状況」が「欠席(欠席時対応加算)」の件数が算定可能回数を超えてます
110	PU04	※受付:体験利用加算が算定可能回数を超えてます	★受付:体験利用加算が算定可能回数を超えてます

2. 国保連合会で実施する一次審査について

No	エラー コード	メッセージ(現行)	メッセージ(見直し後)
111	PU05	※受付:体験宿泊加算が算定可能回数を超えてます	★受付:体験宿泊加算が算定可能回数を超えてます
112	PU08	※受付:送迎加算 往設定時に提供形態が「通所型」ではありません	★受付:実績記録票の「送迎加算 往」が設定されている場合、「提供形態」に「通所型」以外は設定できません
113	PU09	※受付:送迎加算 復設定時に提供形態が「通所型」ではありません	★受付:実績記録票の「送迎加算 復」が設定されている場合、「提供形態」に「通所型」以外は設定できません
114	PU36	※受付:自立生活支援加算の日付が入居中・退居後算定日と不一致	★受付:自立生活支援加算を算定する場合、実績記録票の「日付」が「入所中算定日」、または「退所後算定日」と一致することが必要です
115	PU37	※受付:重度包括・共同生活援助合計日数が明細情報合計と不一致	★受付:重度包括の「共同生活援助合計日数」が明細欄の共同生活援助の提供日を合計した日数と一致していません
116	PU48 (PS30)	※受付:算定時間数の計算値が不正です	★受付:「算定時間数」が「開始時間」と「終了時間」から算出した時間数を超過し、かつ最小算定時間を満たしている明細が存在しています
117	PU50 (PT34)	※受付:派遣人数が2人を超えてます	★受付:同じ「サービス内容」、「日付」及び利用時間帯で「派遣人数」の合計が2人を超えてます
118	PU52 (PT34)	※受付:派遣人数が2人を超えてます	★受付:同じ「日付」及び利用時間帯で「派遣人数」の合計が2人を超えてます
119	PU54 (PS30)	※受付:算定時間数の計算値が不正です	★受付:「算定時間数」が算定できる最大の時間を超えています
120	PU55 (PS30)	※受付:算定時間数の計算値が不正です	★受付:「算定時間数」が算定できる最大の時間となっていますが「開始時間」と「終了時間」から算出した時間が算定できる最大の時間未満です
121	PU57 (PT30)	※受付:算定時間数の計算値が不正です	★受付:同じ「提供通番」で「移動」が「算定時間数」を超えてます
122	PU58 (PS30)	※受付:算定時間数の計算値が不正です	★受付:「算定時間数」が「開始時間」と「終了時間」から算出した時間数を超過し、かつ最小算定時間を満たしていない明細が存在しています

2. 国保連合会で実施する一次審査について

- また、審査内容の拡充により、新たに追加予定のエラーコードは、以下のとおり。

No	エラー コード	メッセージ
1	EF27	★受付: 実績記録票に基準該当事業所で算定できない報酬が設定されています
2	EK49	★受付: 重度障害者支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
3	EK50	★受付: 福祉専門職員配置加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
4	EK51	★受付: 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
5	EK52	★受付: 初期加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
6	EK53	★受付: 食事提供体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
7	EK54	★受付: 医療連携体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
8	EK55	★受付: 人員配置体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
9	EK56	★受付: 常勤看護職員等配置加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
10	EK57	★受付: リハビリテーション加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
11	EK58	★受付: 延長支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
12	EK59	★受付: 夜勤職員配置体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
13	EK60	★受付: 夜間看護体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
14	EK61	★受付: 入所時特別支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
15	EK62	★受付: 地域生活移行個別支援特別加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
16	EK63	★受付: 栄養マネジメント加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
17	EK64	★受付: 夜間支援等体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
18	EK65	★受付: 日中支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
19	EK66	★受付: 通勤者生活支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
20	EK67	★受付: 地域移行支援体制強化加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています

※エラーへ移行したタイミングで文頭の「★」を除いたメッセージとなる(次ページ以降も同様の整理)

2. 国保連合会で実施する一次審査について

No	エラー コード	メッセージ
21	EK68	★受付:看護職員配置加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えてます
22	EK69	★受付:短期滞在加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えてます
23	EK70	★受付:就労支援関係研修了加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えてます
24	EK71	★受付:就労定着支援体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えてます
25	EK72	★受付:移行準備支援体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えてます
26	EK73	★受付:重度者支援体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えてます
27	EK74	★受付:就労移行支援体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えてます
28	EK75	★受付:施設外就労加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えてます
29	EK76	★受付:目標工賃達成加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えてます
30	EK77	★受付:目標工賃達成指導員配置加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えてます
31	EK78	★受付:短期利用加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えてます
32	EK79	★受付:単独型加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えてます
33	EK80	★受付:単独型加算(長時間)の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えてます
34	EK81	★受付:栄養士配置加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えてます
35	EK82	★受付:特別重度支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えてます
36	EK83	★受付:緊急短期入所体制確保加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えてます
37	EK84	★受付:緊急短期入所受入加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えてます
38	EK85	★受付:初回加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えてます
39	EK86	★受付:集中支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えてます
40	EK87	★受付:退院・退所月加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えてます
41	EK88	★受付:送迎加算(重度)の「回数」の合計が送迎加算の「回数」の合計を超えてます

2. 国保連合会で実施する一次審査について

No	エラー コード	メッセージ
42	EK89	★受付:重度障害者支援加算(Ⅰ)(一定の条件を満たす場合)の「回数」の合計が重度障害者支援加算(Ⅰ)の「回数」の合計を超えてます
43	EK90	★受付:重度障害者支援加算(Ⅱ)(夜間支援有り)の「回数」の合計が重度障害者支援加算(Ⅱ)(体制有り)の「回数」の合計を超えてます
44	EK91	★受付:重度障害者支援加算(Ⅱ)(90日以内)の「回数」の合計が重度障害者支援加算(Ⅱ)(夜間支援有り)の「回数」の合計を超えてます
45	EK92	★受付:地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ)の「回数」の合計が地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ)の「回数」の合計を超えてます
46	EK93	★受付:重度障害者支援加算(一定の条件を満たす場合)の「回数」の合計が重度障害者支援加算の「回数」の合計を超えてます
47	EK94	★受付:単独型加算(一定の条件を満たす場合)の「回数」の合計が単独型加算の「回数」の合計を超えてます
48	EK95	★受付:児童発達支援管理責任者専任加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えてます
49	EK96	★受付:食事提供加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えてます
50	EK97	★受付:人工内耳装用児支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えてます
51	EK98	★受付:指導員加配加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えてます
52	EK99	★受付:特別支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えてます
53	EQ01	★受付:保育職員加配加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えてます
54	EQ02	★受付:職業指導員加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えてます
55	EQ03	★受付:重度障害児支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えてます
56	EQ04	★受付:重度重複障害児加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えてます
57	EQ05	★受付:強度行動障害児特別支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えてます
58	EQ06	★受付:幼児加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えてます
59	EQ07	★受付:心理担当職員配置加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えてます
60	EQ08	★受付:看護師配置加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えてます
61	EQ09	★受付:自活訓練加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えてます
62	EQ10	★受付:小規模グループケア加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えてます

2. 国保連合会で実施する一次審査について

No	エラー コード	メッセージ
63	EQ11	★受付:乳幼児加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えてます
64	EQ12	★受付:重度障害児支援加算(強度行動障害)の「回数」の合計が重度障害児支援加算の「回数」の合計を超えてます
65	EQ13	★受付:強度行動障害児特別支援加算(90日以内)の「回数」の合計が強度行動障害児特別支援加算の「回数」の合計を超えてます
66	PB74	★受付:事業所台帳の「指定／基準該当等事業所区分」が「基準該当事業所」のため、算定できません
67	PB75	★受付:事業所台帳の「指定／基準該当等事業所区分」が「指定事業所」のため、算定できません
68	PB76	★受付:精神障害者退院支援施設加算の「回数」の合計が当該月の日数を超えてます
69	PJ89	★受付:障害児施設台帳の「指定／基準該当等事業所区分」が「指定事業所」のため、算定できません
70	PJ90	★受付:障害児施設台帳の「指定／基準該当等事業所区分」が「基準該当事業所」のため、算定できません
71	PP91	★支給量:生活介護サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えてます
72	PP92	★支給量:就労移行支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えてます
73	PP93	★支給量:就労継続支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えてます
74	PQ22	★支給量:児童発達支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えてます
75	PQ23	★支給量:医療型児童発達支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えてます
76	PQ24	★支給量:放課後等デイサービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えてます
77	PQ25	★支給量:保育所等訪問支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えてます

2. 国保連合会で実施する一次審査について

(7)「警告(重度)」の追加

- 報酬の算定ルール上、市町村の個別の判断が必要となるものや複数事業所が関係し、機械的に判断ができないものなど、市町村の二次審査において確認が必要なものを「警告(重度)」として区分する。「警告(重度)」の分類は、以下のとおり。

No	分類	確認が必要となるケース	エラーコード 件数
1	報酬の算定ルール上、市町村の個別の判断が必要となるもの	<p>報酬の算定ルール上、市町村の裁量となっているものについて、市町村等の二次審査において支払可否を判断する。</p> <p>＜例＞ 「EL30(エラーメッセージ: 地域移行加算の「退所後算定日」と「退所日」に同日が設定されています)」では、地域移行加算の退所後の算定については留意事項通知に「利用者の退院後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、…」との記載があり、退院当日に居宅を訪問し、家族に対して相談援助等を行うことが考えにくく、市町村の判断が必要であると考えるため。</p>	12件
2	複数事業所が関係する請求であり、どの請求が正しいか機械的に判断できないもの	<p>複数事業所が関係する請求について、利用者負担上限額管理の内容誤りや決定支給量を超過している場合等、どの事業所の請求が誤っているのか機械的に判断することができないため、市町村等の二次審査において支払可否を判断する。</p> <p>＜例＞ PP74: 支給量: 関係事業所における上限額管理結果票の「総費用額」が請求明細書の「総費用額」と一致していません</p>	35件
3	サービス提供実績記録票に不備があり、支払可否を市町村で判断するもの	<p>請求明細書に対応するサービス提供実績記録票は提出されているが、国保連合会における受付審査、または資格審査においてサービス提供実績記録票が「エラー」となったものについて、市町村等の二次審査においてエラーとなったサービス提供実績記録票の内容を確認し、支払可否を判断する。</p> <p>＜例＞ PP89: 支給量: 請求明細書のサービス種類に該当する実績記録票が受付、または資格審査でエラーとなっています</p>	3件
4	入院または外泊について、機械的に判断できないケースがあるもの	<p>入院または外泊について、サービス提供実績記録票に連続して記載がされていた場合、途中で一度、施設等に戻ることがあったとしても、機械的には連続して入院または外泊していたものと判断することになるため、市町村等の二次審査において支払可否を判断する。</p> <p>＜例＞ PS85: 受付: 入院、または外泊時に、「地域移行加算」が設定されています</p>	12件
計			62件

このページは空白です。

3. 一次審査結果資料等について

このページは空白です。

3. 一次審査結果資料等について

(1) 一次審査結果資料等の見直し

- 研究会報告書では、国保連合会における審査機能の追加に伴い、新たに一次審査結果資料を作成することとの提言がなされた。
- これを踏まえ、国保連合会による一次審査の結果を市町村等へ提供するため、既存の審査用資料の内容を見直し、新たに一次審査結果資料を作成する。
- また、国保連合会が審査支払等システムでの審査処理の結果を確認するために使用する「審査エラーリスト」や、国保連合会がサービス提供事業所に対して、一次審査等で発生したエラー等を通知するために使用する「一次審査処理結果票」、市町村等の審査結果を国保連合会へ通知するために使用する「二次審査結果資料」等についても、既存の帳票の内容を見直し新たに作成する。

No	帳票種類	帳票名(旧)	帳票名(新)	見直し有無 (○:見直し対象 ー:見直し対象外)		見直し内容
				名称※1	レイアウト	
1	審査エラーリスト	請求書受付点検エラーリスト	請求書受付審査エラーリスト	○	○	「(3)審査エラーリスト」参照
2		請求明細書受付点検エラーリスト	請求明細書受付審査エラーリスト	○※2	○※2	
3		請求明細書資格点検エラーリスト	請求明細書資格審査エラーリスト	○※2	○※2	
4		サービス提供実績記録票受付点検エラーリスト	サービス提供実績記録票受付審査エラーリスト	○※2	○※2	
5		サービス提供実績記録票資格点検エラーリスト	サービス提供実績記録票資格審査エラーリスト	○※2	○※2	
6		利用者負担上限額管理票受付点検エラーリスト	利用者負担上限額管理結果票受付審査エラーリスト	○	○	
7		利用者負担上限額管理票資格点検エラーリスト	利用者負担上限額管理結果票資格審査エラーリスト	○	○	
8		サービス利用計画作成費請求書等受付点検エラーリスト	サービス利用計画作成費請求書等受付審査エラーリスト	○※2	○※2	
9		サービス利用計画作成費請求書等資格点検エラーリスト	サービス利用計画作成費請求書等資格審査エラーリスト	○※2	○※2	
10		請求明細書支給量点検エラーリスト	請求明細書支給量審査エラーリスト	○※2	○※2	
11		サービス提供実績記録票支給量点検エラーリスト	サービス提供実績記録票支給量審査エラーリスト	○※2	○※2	
12		利用者負担上限額管理票支給量点検エラーリスト	利用者負担上限額管理結果票支給量審査エラーリスト	○	○	

※1 帳票名称及び項目名称を指す。(次ページ以降も同様の整理)

※2 台帳過誤の場合は、台帳過誤用の帳票を出力する。(帳票タイトルの末尾に「(台帳過誤)」を表示する等)

3. 一次審査結果資料等について

No	帳票種類	帳票名(旧)	帳票名(新)	見直し有無 (○:見直し対象 ー:見直し対象外)		見直し内容
				名称	レイアウト	
13	一次審査 処理結果 票	点検処理結果票(事業所)	一次審査処理結果票(事業所)	○	○	「(4)一次審査処理結果票(事業所)」参照
14		処理結果票(市町村)	一次審査処理結果票(市町村)	○	○	「(5)一次審査処理結果票(市町村)」参照
15		処理結果票(都道府県)	一次審査処理結果票(都道府県)	○	○	「(6)一次審査処理結果票(都道府県)」参照
16		処理結果票(支給量オーバー)	一次審査処理結果票(支給量オーバー)	○	○	支給量オーバーチェックリストの見直しと同様
17		エラーコード別処理結果票 (市町村)	一次審査エラーコード別処理結果 票(市町村)	○	○	「(7)一次審査エラーコード別処理結果票 (市町村)」参照
18		エラーコード別処理結果票 (都道府県)	一次審査エラーコード別処理結果 票(都道府県)	○	○	「(8)一次審査エラーコード別処理結果票 (都道府県)」参照
19	一次審査 結果資料	エラー一覧表	返戻(予定)一覧表	○	○	「(9)返戻(予定)一覧表」参照
20		警告一覧表	警告一覧表	ー	○	「(10)警告一覧表」参照
21		支給量オーバーチェックリスト	支給量オーバーチェックリスト	ー	○	「(11)支給量オーバーチェックリスト」参照
22		ー	審査対象明細表	新規作成		「(12)審査対象明細表」参照
23		事務点検結果票	一次審査結果票	○	ー	ー
24		事務点検結果票(障害児給付費)	一次審査結果票(障害児給付費)	○	ー	ー
25		請求時効該当確認リスト	請求時効該当確認リスト	ー	ー	ー
26	二次審査 結果	審査結果票情報受付点検エラーリスト	二次審査結果票情報受付点検エラーリスト	○	ー	ー
27		審査結果一覧情報受付点検エラーリスト	二次審査結果一覧情報受付点検エラーリスト	○	ー	ー
28		審査結果票情報取込エラーリスト	二次審査結果票情報取込エラーリスト	○	ー	ー
29		審査結果一覧情報取込エラーリスト	二次審査結果一覧情報取込エラーリスト	○	ー	ー

3. 一次審査結果資料等について

No	帳票種類	帳票名(旧)	帳票名(新)	見直し有無 (○:見直し対象 ー:見直し対象外)		見直し内容
				名称	レイアウト	
30	市町村請求	障害福祉サービス費等(障害介護給付費)支払手数料払込請求書	障害福祉サービス費等(障害介護給付費)審査支払手数料払込請求書	○	ー	「(13)支払手数料払込請求書」参照
31		障害福祉サービス費等(共同処理事務)支払手数料払込請求書	障害福祉サービス費等(共同処理)審査支払事務手数料払込請求書	○	ー	
32		障害児給付費等(障害児給付費)支払手数料払込請求書	障害児給付費等(障害児給付費)審査支払手数料払込請求書	○	ー	
33		障害児給付費等(共同処理事務)支払手数料払込請求書	障害児給付費等(共同処理)審査支払事務手数料払込請求書	○	ー	
34		障害福祉サービス費等支払手数料相殺計算書	障害福祉サービス費等審査支払手数料相殺計算書	○	ー	項目名称の変更 「支払手数料」⇒「審査支払手数料」
35		障害福祉サービス費等請求額通知書	障害福祉サービス費等請求額通知書	○	ー	項目名称の変更 「支払手数料」⇒「審査支払手数料」
36	その他	返戻等一覧表(事業所用)	返戻等一覧表(事業所用)	ー	○	返戻(予定)一覧表の見直しと同様
37		返戻等一覧表(市町村用)	返戻等一覧表(市町村用)	ー	○	返戻(予定)一覧表の見直しと同様
38		過誤再請求状況一覧表	過誤再請求状況一覧表	ー	○	点検状況欄の出力文言等の変更
39		台帳点検エラーリスト	台帳点検エラーリスト	ー	※	「(14)台帳点検エラーリスト」参照
40		請求県別集計表	請求県別集計表	○	ー	項目名称の変更 「エラ一件数」⇒「一次審査返戻(予定)件数」 「返戻」⇒「二次審査返戻」
41		支払県別集計表	支払県別集計表	○	ー	項目名称の変更 「エラ一件数」⇒「一次審査返戻件数」 「返戻」⇒「二次審査返戻」

※ 一部エラーについて、分かりやすいメッセージへの変更及び帳票上では確認できない内容を補足情報として明細に出力する。

このページは空白です。

3. 一次審査結果資料等について

(2) エラーメッセージの見直し

- 一次審査結果資料等に出力するエラーメッセージについて、以下のとおり見直しを行う。

No	概要	内容
1	文字数の拡張	エラーメッセージの最大文字数を32文字から67文字に拡張する。
2	項目の区切りの明確化	エラーメッセージに出力する請求情報及び台帳情報等の項目名については、項目としての区切りがわかりやすくなるよう鍵カッコで括る。 ＜例＞ PT85: 実績記録票の「サービス提供の状況」に「欠席(欠席時対応加算)」が設定されている場合、「送迎加算 復」は設定できません
3	比較対象の標記統一	異なる様式の項目を比較する場合は例1の形式で、同一様式内の異なる項目を比較する場合は例2の形式でメッセージを統一する。 ＜例1：請求明細書と実績記録票の整合性チェックのエラーメッセージ＞ 請求明細書の「〇〇」と実績記録票の「〇〇」について…… ＜例2：単一請求情報内の相関チェックのエラーメッセージ＞ 請求明細書内「〇〇」と「〇〇」について……
4	警告(重度)等のエラーメッセージ上の標記	警告(重度)については、エラーメッセージの文頭に「▲」を付ける。また、今後エラーへ移行する予定の警告については、エラーメッセージの文頭に「★」を付ける。
5	その他情報の充実	エラーメッセージに加え、チェックに使用した情報を帳票上に出力することで、エラーの原因を特定しやすくする。

【見直しの例】

現在、サービス提供事業所が提出した計画相談支援給付費請求書／サービス利用計画作成費請求書に設定されている地域区分の値が、障害児施設台帳に登録されている地域区分の値と一致しない場合、国保連合会の事務点検においてエラーコード「EE17」が発生する。このエラーメッセージを以下のとおり変更する。

＜変更前＞受付：地域区分コードが障害児施設台帳と一致しません

＜変更後＞受付：「地域区分」が障害児施設台帳の登録内容と一致していません

また、その際に計画相談支援給付費請求書／サービス利用計画作成費請求書に設定されている「地域区分コード」の値と、事業所台帳に登録されている「地域区分コード」の値を出力する。

⇒市町村等は請求と台帳の両方の設定内容を確認し、どちら(または両方)に誤りがあるのか判断する。

3. 一次審査結果資料等について

(3) 審査エラーリスト(旧:点検エラーリスト)

① 帳票の目的

国保連合会が「一括審査」や「支給量審査」等、審査支払等システムで審査処理の結果を確認するために使用する。

② 主な見直し内容

No	変更概要	変更内容
1	帳票タイトルの変更	「変更前:点検エラーリスト」→「変更後:審査エラーリスト」に名称を変更する。 台帳過誤の結果を出力する場合、帳票タイトルの末尾に「(台帳過誤)」を表示する。
2	改ページ単位情報のヘッダ部への移動	改ページ単位となる情報をヘッダ部へ移動する。
3	見出しの変更	請求情報の種類に応じて見出しを変更する。 障害福祉サービス費 :市町村番号 障害児給付費 :都道府県等番号 地域生活支援事業等 :市町村番号
4	様式名称の出力	様式について、コード値から名称の出力に変更する。
5	サービス種類コード等の追加	エラー箇所のサービス種類コード、または様式種別番号の先頭2文字を出力する。
6	補足の追加	「項目値」に出力する内容がコード値である場合、コード値に対応する名称を出力する。 なお、名称が16文字を超える場合、16文字目を「…」とし、以降の文字を省略します。
7	出力項目の情報の追加	エラーに関する出力項目の情報を1行追加する。
8	明細の出力順変更	明細の出力順を変更する。 変更前:レコード種別名称→整理番号→レコード種別連番(※1)→エラーコード 変更後:サービス提供年月→都道府県等/市町村番号→受給者証番号→整理番号 →レコード1(※2)→サービス種類1→エラーコード1→レコード種別連番(※1) ※1 システム内部保持項目(レコードが複数存在する場合に一意にする項目) ※2 レコード種別名称を指す(No9参照)
9	レコード種別名称による出力順変更	明細の(上段の)「レコード種別名称」による出力順を変更する。 請求明細書:基本→日数→明細→集計→契約→処遇 請求明細書以外:基本→明細
10	1ページに表示する明細行数の変更	表示内容の追加に伴い、1ページに表示する明細行数を15行から10行に変更する。
11	出力対象とする請求情報の変更	出力対象とする請求情報の内、台帳過誤分を出力対象外とする。
12	正当件数の集計の変更	正当件数に計上する件数について、判定レベル「正常」、「警告」に加え、新たに「警告(重度)」である件数を追加する。

3. 一次審査結果資料等について

③帳票のレイアウト 例:請求明細書支給量審査エラーリスト

(ID:R11204) 障害者総合支援		請求明細書支給量審査エラーリスト				平成30年 6月10日 1頁 ○○○国民健康保険団体連合会			
媒体区分	1 伝送	処理区分	1 請求	バッチ番号	201806100000	2. 改ページ単位情報のヘッダ部への移動			
事業所番号	1310000011	事業所名	事業所A	障害福祉サービス費					
エラーコード									
整理番号	市町村番号	情報 1 / サービス種類※2 / レコード*	項目名称 1	項目値 1	補足 1				
提供年月	受給者証番号	情報 2 / サービス種類※2 / レコード*	項目名称 2	項目値 2	補足 2				
PP04 000000001	131016	請求明細書	22 明細 決定サービスコード	221000	生活介護基本決定				
平成30年 4月 1300000200									
PP14 000000001	131016	請求明細書	22 明細 決定サービスコード	221000	生活介護基本決定				
平成30年 4月 1300000200									
PP89 000000001	131016	請求明細書	22 集計 サービス種類コード	22	生活介護				
平成30年 4月 1300000200									
エラー内容※1									
※支給量 : 請求明細書のサービス提供量の合計または他事業所との「契約支給量」の合計が受給者台帳の「決定支給量」を超えていります									
▲支給量 : 請求明細書のサービス種類に該当する実績記録票が受付、または資格審査でエラーとなっています									
3. 見出しの変更									
4. 様式名称の出力									
5. サービス種類コード等の追加									
6. 補足の追加									
7. 出力項目の情報の追加									
8. 明細の出力順変更									
9. レコード種別名称による並び順変更									
10. 1ページに表示する明細行数の変更									
11. 出力対象とする請求情報の変更									
12. 正当件数の集計の変更									
※ 1 エラー内容欄（先頭 1 衔） 「※ : 警告」、「▲ : 警告（重度）」、「★ : 警告（エラー移行対象）」、「記号無し : エラー」									
※ 2 情報が実績記録票の場合、様式種別番号の先頭 2 衔を出力します。									
正当件数 3 件 エラー件数 0 件									

3. 一次審査結果資料等について

(4) 一次審査処理結果票(事業所)(旧:点検処理結果票(事業所))

① 帳票の目的

国保連合会がサービス提供事業所に対して、仮審査及び一次審査で発生したエラー等を通知するために使用する。

② 主な見直し内容

No	変更概要	変更内容
1	帳票タイトルの変更	仮審査の結果を出力する場合は「仮審査処理結果票」、一次審査の結果を出力する場合は「一次審査処理結果票」とする。
2	改ページ単位情報のヘッダ部への移動	改ページ単位となる情報をヘッダ部へ移動する。
3	見出しの変更	請求情報の種類に応じて見出しを変更する。(変更内容は審査エラーリストと同様)
4	様式名称の出力	様式について、コード値から名称の出力に変更する。
5	サービス種類コード等の追加	エラー箇所のサービス種類コード、または様式種別番号の先頭2文字を出力する。
6	補足の追加	「項目値」に出力する内容がコード値である場合、コード値に対応する名称を出力する。なお、名称が16文字を超える場合、16文字目を「…」とし、以降の文字を省略します。
7	出力項目の情報の追加	エラーに関する出力項目の情報を1行追加する。
8	明細の出力順変更	明細の出力順を変更する。 変更前: 到達番号(※1)→サービス提供年月→都道府県等/市町村番号→受給者証番号 →様式→レコード→エラーコード→バッチ番号(※2)→整理番号(※3)→レコード種別連番 変更後: サービス提供年月→都道府県等/市町村番号→受給者証番号→種別(※4) →整理番号(※3)→レコード1→サービス種類1→エラーコード→レコード種別連番 ※1 請求明細書や実績記録票等の様式単位に発番 ※2 事業所から送付された請求情報CSVファイル単位に発番 ※3 システム内部保持項目(伝票単位に発番) ※4 請求明細書→計画相談支援給付費請求書／サービス利用計画作成費請求書 →サービス提供実績記録票→利用者負担上限額管理結果票→請求書の順番で出力
9	レコード種別名称による出力順変更	明細の(上段の)「レコード種別名称」による出力順を変更する。 (変更内容は審査エラーリストと同様)
10	1ページに表示する明細行数の変更	表示内容の追加に伴い、1ページに表示する明細行数を14行から9行に変更する。
11	改ページ単位の変更	改ページの単位を変更する。 変更前: データ種別区分(※5)、事業所番号、明細行 変更後: データ種別区分、事業所番号、到達番号、入力ファイル名、明細行 ※5 障害福祉サービス→地域生活→障害児支援の順で出力

3. 一次審査結果資料等について

③帳票のレイアウト

(ID:R11002) 障害者総合支援		一 次 審 査 处 理 結 果 票		平成30年 6月受付分		平成30年 6月10日 ○○○国民健康保険団体連合会 1頁
到達番号	2018061000000000000	入力ファイル名	20180610000.csv	エラー・警告件数	3件	障害福祉サービス費
3. 見出しの変更						
1. 帳票タイトルの変更						
事業所番号	131000001	事業所名	事業所A	エラー内容※2	2. 改ページ単位情報のヘッダ部への移動	
種別※1 / コード	市町村番号	情報1 / サービス種類※3 / レコード	項目名称1	項目値1	補足1	
提供年月	受給者証番号	情報2 / サービス種類※3 / レコード	項目名称2	項目値2	補足2	
明 PP04	※支給量：請求明細書のサービス提供量の合計または他事業所との「契約支給量」の合計が受給者台帳の「決定支給量」を超えています					
平成30年 4月 131016	請求明細書	22 明細 決定サービスコード	221000	生活介護	基本決定	
明 PP14	※支給量：請求明細書のサービス提供量（利用日数）が利用日数管理票の「原則日数の総和」を超えています					
平成30年 4月 131016	請求明細書	22 明細 決定サービスコード	221000	生活介護	基本決定	
明 PP89	▲支給量：請求明細書のサービス種類に該当する実績記録票が受付、または資格審査でエラーとなっています					
平成30年 4月 131016	請求明細書	22 集計 サービス種類コード	22	生活介護		
4. 様式名称の出力						
5. サービス種類コード等の追加						
6. 補足の追加						
7. 出力項目の情報の追加						
9. レコード種別名称による並び順変更						
8. 明細の出力順変更						
10. 1ページに表示する明細行数の変更						
11. 改ページ単位の変更						

※1 種別欄 請…請求書、明…請求明細書、計…計画相談支援給付費請求書／サービス利用計画作成費請求書、サ…サービス提供実績記録票、利…利用者負担上限額管理結果票

※2 エラー内容欄（先頭1桁）「※：警告」、「▲：警告（重度）」、「★：警告（エラー移行対象）」、「記号無し：エラー」

※3 情報が実績記録票の場合、様式種別番号の先頭2桁を出力します。

3. 一次審査結果資料等について

(5) 一次審査処理結果票(市町村)(旧:処理結果票(市町村))

① 帳票の目的

国保連合会が市町村等に対して、市町村等から提供された台帳情報を使用した仮審査及び一次審査で発生したエラー等を通知するために使用する。

② 主な見直し内容

No	変更概要	変更内容
1	帳票タイトルの変更	仮審査の結果を出力する場合は「仮審査処理結果票」、一次審査の結果を出力する場合は「一次審査処理結果票」とする。
2	改ページ単位情報のヘッダ部への移動	改ページ単位となる情報をヘッダ部へ移動する。 また、受給者証番号のヘッダ部への移動に伴い、新たに受給者氏名を出力する。
3	様式名称の出力	様式について、コード値から名称の出力に変更する。
4	サービス種類コード等の追加	エラー箇所のサービス種類コード、または様式種別番号の先頭2文字を出力する。
5	補足の追加	「項目値」に出力する内容がコード値である場合、コード値に対応する名称を出力する。 なお、名称が16文字を超える場合、16文字目を「…」とし、以降の文字を省略します。
6	出力項目の情報の追加	エラーに関する出力項目の情報を1行追加する。
7	明細の出力順変更	明細の出力順を変更する。 変更前: サービス提供年月 → 事業所番号 → 受給者番号 → 様式 → レコード → エラーコード → バッチ番号 → 整理番号 → レコード種別連番 変更後: サービス提供年月 → 事業所番号 → 種別 → 整理番号 → レコード1 → サービス種類1 → エラーコード → レコード種別連番
8	レコード種別名称による出力順変更	明細の(上段の)「レコード種別名称」による出力順を変更する。 (変更内容は審査エラーリストと同様)
9	1ページに表示する明細行数の変更	表示内容の追加に伴い、1ページに表示する明細行数を14行から9行に変更する。
10	改ページ単位の変更	改ページの単位を変更する。 変更前: データ種別区分、市町村番号、明細行 変更後: データ種別区分、市町村番号、受給者証番号、明細行

3. 一次審査結果資料等について

③帳票のレイアウト

<p>(ID:R11003) 障害者総合支援</p> <p style="text-align: center;">一 次 審 査 处 理 結 果 票</p> <p style="text-align: center;">平成30年 6月受付分</p> <table border="1"><tr><td>市町村番号 受給者証番号</td><td>131016 1300000200</td><td>市町村名 受給者氏名</td><td>千代田区 ジュキウ ハナコ</td></tr></table>				市町村番号 受給者証番号	131016 1300000200	市町村名 受給者氏名	千代田区 ジュキウ ハナコ	<p>1. 帳票タイトルの変更</p> <p>平成30年 6月10日 ○○○国民健康保険団体連合会</p> <p>1頁 2件</p>
市町村番号 受給者証番号	131016 1300000200	市町村名 受給者氏名	千代田区 ジュキウ ハナコ					
				<p>2. 改ページ単位情報のヘッダ部への移動</p> <p>障害福祉サービス費</p> <p>エラー・警告件数</p>				
				<p>3. 様式名称の出力</p> <p>4. サービス種類コード等の追加</p> <p>5. 補足の追加</p> <p>6. 出力項目の情報の追加</p> <p>7. 明細の出力順変更</p> <p>8. レコード種別名称による並び順変更</p> <p>9. 1ページに表示する明細行数の変更</p> <p>10. 改ページ単位の変更</p>				
<p>※ 1 種別欄 請…請求書、明…請求明細書、計…計画相談支援給付費請求書／サービス利用計画作成費請求書、サ…サービス提供実績記録票、利…利用者負担上限額管理結果票</p> <p>※ 2 エラー内容欄（先頭1桁）「※：警告」、「▲：警告（重度）」、「★：警告（エラー移行対象）」、「記号無し：エラー」</p> <p>※ 3 情報が実績記録票の場合、様式種別番号の先頭2桁を出力します。</p>								

3. 一次審査結果資料等について

(6) 一次審査処理結果票(都道府県)(旧:処理結果票(都道府県))

① 帳票の目的

国保連合会が都道府県に対して、都道府県から提供された台帳情報を使用した仮審査及び一次審査で発生したエラー等を通知するために使用する。

② 主な見直し内容

No	変更概要	変更内容
1	帳票タイトルの変更	仮審査の結果を出力する場合は「仮審査処理結果票」、一次審査の結果を出力する場合は「一次審査処理結果票」とする。
2	改ページ単位情報のヘッダ部への移動	改ページ単位となる情報をヘッダ部へ移動する。
3	見出しの変更	請求情報の種類に応じて見出しを変更する。(変更内容は審査エラーリストと同様)
4	様式名称の出力	様式について、コード値から名称の出力に変更する。
5	サービス種類コード等の追加	エラー箇所のサービス種類コード、または様式種別番号の先頭2文字を出力する。
6	補足の追加	「項目値」に出力する内容がコード値である場合、コード値に対応する名称を出力する。なお、名称が16文字を超える場合、16文字目を「…」とし、以降の文字を省略します。
7	出力項目の情報の追加	エラーに関する出力項目の情報を1行追加する。
8	明細の出力順変更	明細の出力順を変更する。 変更前: サービス提供年月→事業所番号→受給者証番号→様式→レコード→エラーコード →バッチ番号→整理番号→レコード種別連番 変更後: サービス提供年月→市町村番号/都道府県番号→受給者証番号→種別→整理番号 →レコード1→サービス種類1→エラーコード→レコード種別連番
9	レコード種別名称による出力順変更	明細の(上段の)「レコード種別名称」による出力順を変更する。 (変更内容は審査エラーリストと同様)
10	1ページに表示する明細行数の変更	表示内容の追加に伴い、1ページに表示する明細行数を15行から9行に変更する。
11	改ページ単位の変更	改ページの単位を変更する。 変更前: データ種別区分、都道府県番号、指定市町村番号、明細行 変更後: データ種別区分、都道府県番号、指定市町村番号、事業所番号、明細行

3. 一次審査結果資料等について

③帳票のレイアウト

(ID:R11004) 障害者総合支援	一 次 審 査 处 理 結 果 票		平成30年 6月受付分	平成30年 6月10日 ○○○国民健康保険団体連合会	1頁
都道府県番号 指定市町村番号 事業所番号	13 131016 1310000011	都道府県名 市町村名 事業所名	東京都 千代田区 事業所A	2. 改ページ単位情報のヘッダ部への移動 エラー・警告件数 2件 障害福祉サービス費	
種別※1 / コード サービス 提供年月 市町村番号 情報1 / サービス種類※3 / レコード* 受給者証番号 情報2 / サービス種類※3 / レコード*					
エラー内容※2 項目名称1 項目値1 補足1 項目名称2 項目値2 補足2					
明 PA03 ※受付：事業所台帳の「送迎加算の有無」の登録内容に該当する請求ではありません 平成30年 4月 131016 請求明細書 22 明細 サービスコード 226590 生介送迎加算 I 1300000200 事業所台帳 22 サービス送迎加算の有無 4 II					
サ PA93 受付：事業所台帳の「食事提供体制加算の有無」が「無し」のため、食事提供加算は算定できません 平成30年 4月 131016 実績記録票 07 基本 食事提供加算(回) 3 1300000200 事業所台帳 22 サービス食事提供体制加算の有無 1 無し					
4. 様式名称の出力 5. サービス種類コード等の追加 6. 補足の追加 7. 出力項目の情報の追加 9. レコード種別名称による並び順変更 8. 明細の出力順変更 10. 1ページに表示する明細行数の変更 11. 改ページ単位の変更					

※ 1 種別欄 請…請求書、明…請求明細書、計…計画相談支援給付費請求書／サービス利用計画作成費請求書、サ…サービス提供実績記録票、利…利用者負担上限額管理結果票

※ 2 エラー内容欄（先頭1桁）「※：警告」、「▲：警告（重度）」、「★：警告（エラー移行対象）」、「記号無し：エラー」

※ 3 情報が実績記録票の場合、様式種別番号の先頭2桁を出力します。

3. 一次審査結果資料等について

(7) 一次審査エラーコード別処理結果票(市町村)(旧:エラーコード別処理結果票(市町村))

① 帳票の目的

国保連合会が市町村に対して、仮審査及び一次審査の結果をエラーコード毎に通知するために使用する。

② 主な見直し内容

No	変更概要	変更内容
1	帳票タイトルの変更	仮審査の結果を出力する場合は「仮審査エラーコード別処理結果票」、一次審査の結果を出力する場合は「一次審査エラーコード別処理結果票」とする。
2	様式名称の出力	様式について、コード値から名称の出力に変更する。
3	サービス種類コード等の追加	エラー箇所のサービス種類コード、または様式種別番号の先頭2文字を出力する。
4	補足の追加	「項目値」に出力する内容がコード値である場合、コード値に対応する名称を出力する。なお、名称が16文字を超える場合、16文字目を「…」とし、以降の文字を省略します。
5	出力項目の情報の追加	エラーに関する出力項目の情報を1行追加する。
6	明細の出力順変更	明細の出力順を変更する。 変更前: サービス提供年月→事業所番号→受給者証番号→様式→レコード→項目番号 →バッチ番号→整理番号→レコード種別連番 変更後: サービス提供年月→受給者証番号→種別→整理番号→レコード1→サービス種類1 →レコード種別連番
7	レコード種別名称による出力順変更	明細の(上段の)「レコード種別名称」による出力順を変更する。 (変更内容は審査エラーリストと同様)
8	1ページに表示する明細行数の変更	表示内容の追加に伴い、1ページに表示する明細行数を10行から8行に変更する。
9	判定レベルの出力順変更	「警告(重度)」の追加に伴い、判定レベルの出力順を変更する。 変更前: エラー→警告 変更後: エラー→警告(重度)→警告

3. 一次審査結果資料等について

③帳票のレイアウト

1. 帳票タイトルの変更

(ID: R11006) 障害者総合支援		一 次 審 査 エ ラ ー コ ー ド 別 处 理 結 果 票				平成30年 6月10日 ○○○国民健康保険団体連合会	1頁	
平成30年 6月受付分				障害福祉サービス費				
市町村番号	131016	市町村名	千代田区				エラー・警告件数 2件	
エラーコード EN01 判定レベル エラー								
エラー内容※1 資格：請求明細書の「自治体助成分請求額」が、「決定利用者負担額」と市町村の独自助成情報の「助成率」を乗じた額と一致していません								
種別※2	受給者証番号	受給者氏名	事業所番号		事業所名			
サービス提供年月	情報1 / サービス種類※3 / レコード*		項目名称1		項目値1		補足1	
	情報2 / サービス種類※3 / レコード*		項目名称2		項目値2		補足2	
明 平成30年 4月	1300000100 請求明細書	1300000100 ジュキウ クウ	1310000012 事業所B					
	市町村台帳	22 集計	自治体助成分請求額	7000				
		22 独自助成	助成率	50				
明 平成30年 4月	1300000200 請求明細書	1300000200 ジュキウ ハコ	1310000011 事業所A					
	市町村台帳	22 集計	自治体助成分請求額	5000				
		22 独自助成	助成率	70				
2. 様式名称の出力								
3. サービス種類コード等の追加								
4. 補足の追加								
5. 出力項目の情報の追加								
6. 明細の出力順変更								
7. レコード種別名称による並び順変更								
8. 1ページに表示する明細行数の変更								
9. 判定レベルの出力順変更								

※1 エラー内容欄（先頭1桁）「※：警告」、「▲：警告（重度）」、「★：警告（エラー移行対象）」、「記号無し：エラー」

※2 種別欄 請…請求書、明…請求明細書、計…計画相談支援給付費請求書／サービス利用計画作成費請求書、サ…サービス提供実績記録票、利…利用者負担上限額管理結果票

※3 情報が実績記録票の場合、様式種別番号の先頭2桁を出力します。

3. 一次審査結果資料等について

(8) 一次審査エラーコード別処理結果票(都道府県)(旧:エラーコード別処理結果票(都道府県))

① 帳票の目的

国保連合会が都道府県に対して、仮審査及び一次審査の結果をエラーコード毎に通知するために使用する。

② 主な見直し内容

No	変更概要	変更内容
1	帳票タイトルの変更	仮審査の結果を出力する場合は「仮審査エラーコード別処理結果票」、一次審査の結果を出力する場合は「一次審査エラーコード別処理結果票」とする。
2	様式名称の出力	様式について、コード値から名称の出力に変更する。
3	サービス種類コード等の追加	エラー箇所のサービス種類コード、または様式種別番号の先頭2文字を出力する。
4	市町村番号の追加	明細に市町村番号を追加する。また、当該項目の見出しを請求情報の種類に応じて変更する。 (変更内容は審査エラーリストと同様)
5	補足の追加	「項目値」に出力する内容がコード値である場合、コード値に対応する名称を出力する。 なお、名称が16文字を超える場合、16文字目を「…」とし、以降の文字を省略します。
6	出力項目の情報の追加	エラーに関する出力項目の情報を1行追加する。
7	明細の出力順変更	明細の出力順を変更する。 変更前: サービス提供年月→事業所番号→受給者証番号→様式→レコード→項目番号 →バッチ番号→整理番号→レコード種別連番 変更後: サービス提供年月→事業所番号→種別→整理番号→レコード1→サービス種類1 →レコード種別連番
8	レコード種別名称による出力順変更	明細の(上段の)「レコード種別名称」による出力順を変更する。 (変更内容は審査エラーリストと同様)
9	1ページに表示する明細行数の変更	表示内容の追加に伴い、1ページに表示する明細行数を10行から8行に変更する。
10	判定レベルの出力順変更	「警告(重度)」の追加に伴い、判定レベルの出力順を変更する。 変更前: エラー→警告 変更後: エラー→警告(重度)→警告

3. 一次審査結果資料等について

③帳票のレイアウト

1. 帳票タイトルの変更

(ID:R11007) 障害者総合支援		一 次 審 査 エ ラ 一 コ ー ド 別 处 理 結 果 票		平成30年 6月10日 1頁 ○○○国民健康保険団体連合会	
平成30年 6月受付分					
都道府県番号	13	都道府県名	東京都		
指定市町村番号	131016	市町村名	千代田区		
			障害福祉サービス費		
エラーコード	PA03	判定レベル	警告		
エラー内容※1 ※受付：事業所台帳の「送迎加算の有無」の登録内容に該当する請求ではありません					
種別※2	事業所番号	事業所名	市町村番号	受給者証番号	受給者氏名
サービス提供年月	情報1 / サービス種類※3 / レコード	項目名称1	項目値1	補足1	
	情報2 / サービス種類※3 / レコード	項目名称2	項目値2	補足2	
明	1310000011 事業所A		131016	ジユキウ ハコ	
平成30年 4月 請求明細書	22 明細	サービスコード	226590	生介送迎加算 I	
事業所台帳	22	サービス 送迎加算の有無	4	II	
明	1310000012 事業所B		131016	ジユキウ タウ	
平成30年 4月 請求明細書	22 明細	サービスコード	226590	生介送迎加算 II	
事業所台帳	22	サービス 送迎加算の有無	3	I	
2. 様式名称の出力					
3. サービス種類コード等の追加					
4. 市町村番号の追加					
5. 補足の追加					
6. 出力項目の情報の追加					
7. 明細の出力順変更					
8. レコード種別名称による並び順変更					
9. 1ページに表示する明細行数の変更					
10. 判定レベルの出力順変更					

※1 エラー内容欄（先頭1桁）「※：警告」、「▲：警告（重度）」、「★：警告（エラー移行対象）」、「記号無し：エラー」

※2 種別欄 請…請求書、明…請求明細書、計…計画相談支援給付費請求書／サービス利用計画作成費請求書、サ…サービス提供実績記録票、利…利用者負担上限額管理結果票

※3 情報が実績記録票の場合、様式種別番号の先頭2桁を出力します。

このページは空白です。

3. 一次審査結果資料等について

(9) 返戻(予定)一覧表(旧:エラー一覧表)

① 帳票の目的

市町村等が、国保連合会の一次審査で返戻(予定)となった請求情報を把握するために使用する。

② 主な見直し内容

No	変更概要	変更内容
1	出力対象の見直し	<p>現在、国保連合会の事務点検において1件の請求情報にエラー及び警告が発生した場合、『エラー一覧表』、『警告一覧表』のそれぞれに当該請求情報のエラーまたは警告内容が表示される。この場合、市町村等が『警告一覧表』を基に当該請求情報を審査しても、当該請求情報にはエラーが含まれることから、市町村審査の結果に関わらず返戻されることとなる。</p> <p>見直し後は1件の請求情報に1つ以上のエラーが発生している場合、同時に発生している警告または警告(重度)は『警告一覧表』に出力しない(代わりに、警告または警告(重度)は『返戻(予定)一覧表』に出力する)ことで、市町村等による二次審査の対象外とし、市町村等での審査事務の効率化を図る。</p> <p>〈例:国保連合会の事務点検(一次審査)にて請求情報Aにエラー及び警告が発生した場合〉</p> <p>The diagram illustrates the change in handling errors and warnings across two scenarios:</p> <p>現在 (Current): A '市町村担当者' (Local Government Officer) views two separate reports: the 'エラー一覧表' (Error List) showing '請求情報Aのエラー情報' (Information about Error in Claim A) and the '警告一覧表' (Warning List) showing '請求情報Aの警告情報' (Information about Warning in Claim A). Both reports are highlighted with red boxes.</p> <p>見直し後 (平成30年5月受付分以降) (After Revision, from May 2018): The same officer views a single report, the '返戻(予定)一覧表' (Return (Planned) List), which contains both '請求情報Aのエラー・警告情報' (Information about Errors and Warnings in Claim A) and a section labeled '警告一覧表 出力なし' (Warning List, No Output). This section is also highlighted with a red box. A dashed arrow points from the original '警告一覧表' to this new section, indicating that the warning information is no longer listed separately.</p> <p>Notes:</p> <ul style="list-style-type: none">市町村審査の対象とするが、市町村審査の結果に関わらず請求情報Aは返戻される (Claim A is returned regardless of the result of the local government review.)返戻される請求情報が警告一覧表に出力されなくなるため、二次審査の対象外となる (The claim information returned is no longer listed in the warning list, so it is no longer a subject of secondary review.)

3. 一次審査結果資料等について

＜主な見直し内容（続き）＞

No	変更概要	変更内容
2	明細部の表示位置の変更	明細部の表示位置を変更する。 変更前（抜粋）：事業所番号、事業所名、受給者証番号、受給者氏名、種別、サービス提供年月 変更後（抜粋）：受給者証番号、受給者氏名、事業所番号、事業所名、サービス提供年月、種別
3	判定レベルの表示	判定レベルがエラーである場合は空白、警告（重度）である場合は「重度」、警告である場合は「警告」を出力する。
4	エラーメッセージの変更	『審査エラーリスト』等と同様に、エラーメッセージの先頭に「受付：」「資格：」「支給量：」の名称を出力する。
5	『審査対象明細表』との関連付け	『審査対象明細表』の出力対象となる明細について、備考欄に「関連No」を出力する。 (詳細は、「(12) 審査対象明細表」を参照。) ただし、台帳過誤の受付審査、資格審査、支給量審査で発生した明細については、『審査対象明細表』の出力対象外とした上で、本帳票の備考欄に「台帳過誤」と出力する。
6	『支給量オーバーチェックリスト』との関連付け	『支給量オーバーチェックリスト』の出力対象となる明細について、備考欄に「オーバー」を出力する。
7	明細の出力順変更	明細の出力順を変更する。 変更前：事業所番号→受給者証番号→レコード種別（※1）→サービス提供年月 →サービス種類コード→エラーコード→バッチ番号→整理番号→レコード種別連番 変更後：受給者証番号→事業所番号→サービス提供年月→レコード種別（※2）→サービス種類コード →判定レベル（※3）→エラーコード→バッチ番号→整理番号→レコード種別連番 ※1 サービス提供実績記録票→請求書→請求明細書→利用者負担上限額管理結果票 →計画相談支援給付費請求書／サービス利用計画作成費請求書の順番で出力 ※2 請求明細書→計画相談支援給付費請求書／サービス利用計画作成費請求書 →サービス提供実績記録票→利用者負担上限額管理結果票→請求書の順番で出力 ※3 エラー→警告（重度）→警告の順番で出力
8	凡例等内容の見直し	欄外に記載している凡例等の内容を変更する。（詳細は、「③帳票のレイアウト」を参照）

3. 一次審査結果資料等について

③帳票のレイアウト

(ID:R11301)
障害者総合支援

1. 出力対象の見直し

返戻（予定）一覧表
平成30年 6月受付分

平成30年 6月18日
○○○国民健康保険団体連合会
1頁

証記載市町村番号	131016	障害福祉サービス費	2. 明細部の表示位置の変更					
受給者証番号	受給者氏名	事業所番号	事業所名	サービス提供年月	種別※1	サービス種類※2	単位数	備考
エラーコード 1300000100	ジユキュウ 外ウ	1310000012	事業所B	平成30年 4月 サ 07		者-000001		
PT85	受付：実績記録票の「サービス提供の状況」に「欠席（欠席時対応加算）」が設定されている場合、「送迎加算」復数は設定できません							
1300000100	ジユキュウ 外ウ	1310000012	事業所B	平成30年 4月 サ 07		者-000001		
警告 PT79	※受付：食事提供加算が算定されている日に訪問支援特別加算、欠席時対応加算、施設外支援、または訪問支援体制加算が算定されています							

内 容 ※ 3

3. 判定レベルの表示
(エラーの場合の例)

4. エラーメッセージ
の変更

5. 『審査対象明細表』との
関連付け

6. 『支給量オーバーチェックリスト』との
関連付け

7. 明細の出力順変更

8. 凡例等内容の見直し

※1 請…請求書、明…請求明細書、計…計画相談支援給付費請求書／サービス利用計画作成費請求書、サ…サービス提供実績記録票、利…利用者負担上限額管理結果票
※2 種別がサービス提供実績記録票の場合、様式種別番号の先頭2桁を出力します。
※3 内容欄（先頭1桁） 「※：警告」、「▲：警告（重度）」、「★：警告（エラー移行対象）」、「記号無し：エラー」

3. 一次審査結果資料等について

(10) 警告一覧表

① 帳票の目的

市町村等が、国保連合会の一次審査で警告、警告(重度)となった請求情報を審査するために使用する。

② 主な見直し内容

No	変更概要	変更内容
1	出力対象の見直し	・新たに警告(重度)が発生している請求情報を出力対象とする。 ・エラーが1件でも発生している請求情報について、同時に警告または警告(重度)が発生している場合は、その警告または警告(重度)については『返戻(予定)一覧表』に出力することとし、本帳票には出力しないようにする。
2	明細部の表示位置の変更	明細部の表示位置を変更する。 変更前(抜粋):事業所番号、事業所名、受給者証番号、受給者氏名、種別、サービス提供年月 変更後(抜粋):受給者証番号、受給者氏名、事業所番号、事業所名、サービス提供年月、種別
3	判定レベルの表示	判定レベルが警告(重度)である場合は「重度」、警告である場合は空白を出力する。
4	エラーメッセージの変更	『審査エラーリスト』等と同様に、エラーメッセージの先頭に「受付:」「資格:」「支給量:」の名称を出力する。
5	『審査対象明細表』との関連付け	『審査対象明細表』の出力対象となる明細について、備考欄に「関連No」を出力する。 (詳細は、「(12)審査対象明細表」を参照。) ただし、台帳過誤の受付審査、資格審査、支給量審査で発生した明細については、『審査対象明細表』の出力対象外とした上で、本帳票の備考欄に「台帳過誤」と出力する。
6	『支給量オーバーチェックリスト』との関連付け	『支給量オーバーチェックリスト』の出力対象となる明細について、備考欄に「オーバー」を出力する。
7	明細の出力順変更	明細の出力順を変更する。 変更前:事業所番号→受給者証番号→レコード種別(※1)→サービス提供年月 →サービス種類コード→エラーコード→バッチ番号→整理番号→レコード種別連番 変更後:受給者証番号→事業所番号→サービス提供年月→レコード種別(※2)→サービス種類コード →判定レベル(※3)→エラーコード→バッチ番号→整理番号→レコード種別連番 ※1 サービス提供実績記録票→請求書→請求明細書→利用者負担上限額管理結果票 →計画相談支援給付費請求書／サービス利用計画作成費請求書の順番で出力 ※2 請求明細書→計画相談支援給付費請求書／サービス利用計画作成費請求書 →サービス提供実績記録票→利用者負担上限額管理結果票→請求書の順番で出力 ※3 警告(重度)→警告の順番で出力
8	凡例等内容の見直し	欄外に記載している凡例等の内容を変更する。(詳細は、「③帳票のレイアウト」を参照)

3. 一次審査結果資料等について

③帳票のレイアウト

(ID:R11302)
障害者総合支援

1. 出力対象の見直し

警 告 一 覧 表
平成30年 6月受付分

平成30年 6月18日 1頁
○○○国民健康保険団体連合会

証記載市町村番号 131016
証記載市町村名 千代田区 障害福祉サービス費

2. 明細部の表示位置の変更

受給者証番号	受給者氏名	事業所番号	事業所名	サービス提供年月	種別	サービス※1種類※2	単位数	備考
内 容 ※ 3								
13000000100	ジユキウ タロウ	1310000012	事業所B	平成30年 4月 明	22		20,312	者-000001
重度 PP89	▲支給量：請求明細書のサービス種類に該当する実績記録票が受付、または資格審査でエラーとなっています							
13000000100	ジユキウ タロウ	1310000012	事業所B	平成30年 4月 明	22		20,312	者-000001, オーバー
EG60	※資格：請求明細書のサービス提供日数が原則の日数（当該月の日数から8日を控除した日数）を超えています							
13000000100	ジユキウ タロウ	1310000012	事業所B	平成30年 4月 明	22			者-000001
EN09	※資格：請求明細書のサービス提供量が事業所との「契約支給量」を超えています							
13000000100	ジユキウ タロウ	1310000012	事業所B	平成30年 4月 明	22		20,312	者-000001, オーバー
P04	※支給量：請求明細書のサービス提供量の合計または他事業所との「契約支給量」の合計が受給者台帳の「決定支給量」を超えています							
13000000100	ジユキウ タロウ	1310000012	事業所B	平成30年 4月 明	22		20,312	者-000001, オーバー
PP	※支給量：請求明細書のサービス提供量（利用日数）が利用日数管理票の「原則日数の総和」を超えています							

3. 判定レベルの表示
(警告の場合の例)

4. エラーメッセージ
の変更

5. 『審査対象明細表』との
関連付け

6. 『支給量オーバーチェックリスト』との
関連付け

7. 明細の出力順変更

8. 凡例等内容の見直し

※1 請…請求書、明…請求明細書、計…計画相談支援給付費請求書／サービス利用計画作成費請求書、サ…サービス提供実績記録票、利…利用者負担上限額管理結果票
※2 種別がサービス提供実績記録票の場合、様式種別番号の先頭2桁を出力します。
※3 内容欄（先頭1桁） 「※：警告」、「▲：警告（重度）」、「★：警告（エラー移行対象）」

3. 一次審査結果資料等について

【補足】判定レベル別の各帳票の出力有無について

- 発生したエラーの判定レベル(エラー、警告、警告(重度))の組合せ毎の、『返戻(予定)一覧表』及び『警告一覧表』への出力有無は以下のとおり。
- 同一の請求情報でエラーと警告または警告(重度)が同時に発生している場合は、エラーに加え、警告または警告(重度)も併せて『返戻(予定)一覧表』に出力することとし、『警告一覧表』には出力しない。

判定レベル			出力先帳票			
エラー	警告	警告 (重度)	変更前		変更後	
			エラーカタログ	警告カタログ	返戻(予定)一覧表	警告一覧表
○	—	—	エラー	—	エラー	—
○	○	—	エラー	警告	エラー、警告	—
○	—	○	エラー	—	エラー、警告(重度)	—
—	○	—	—	警告	—	警告
—	○	○	—	警告	—	警告、警告(重度)
—	—	○	—	—	—	警告(重度)

3. 一次審査結果資料等について

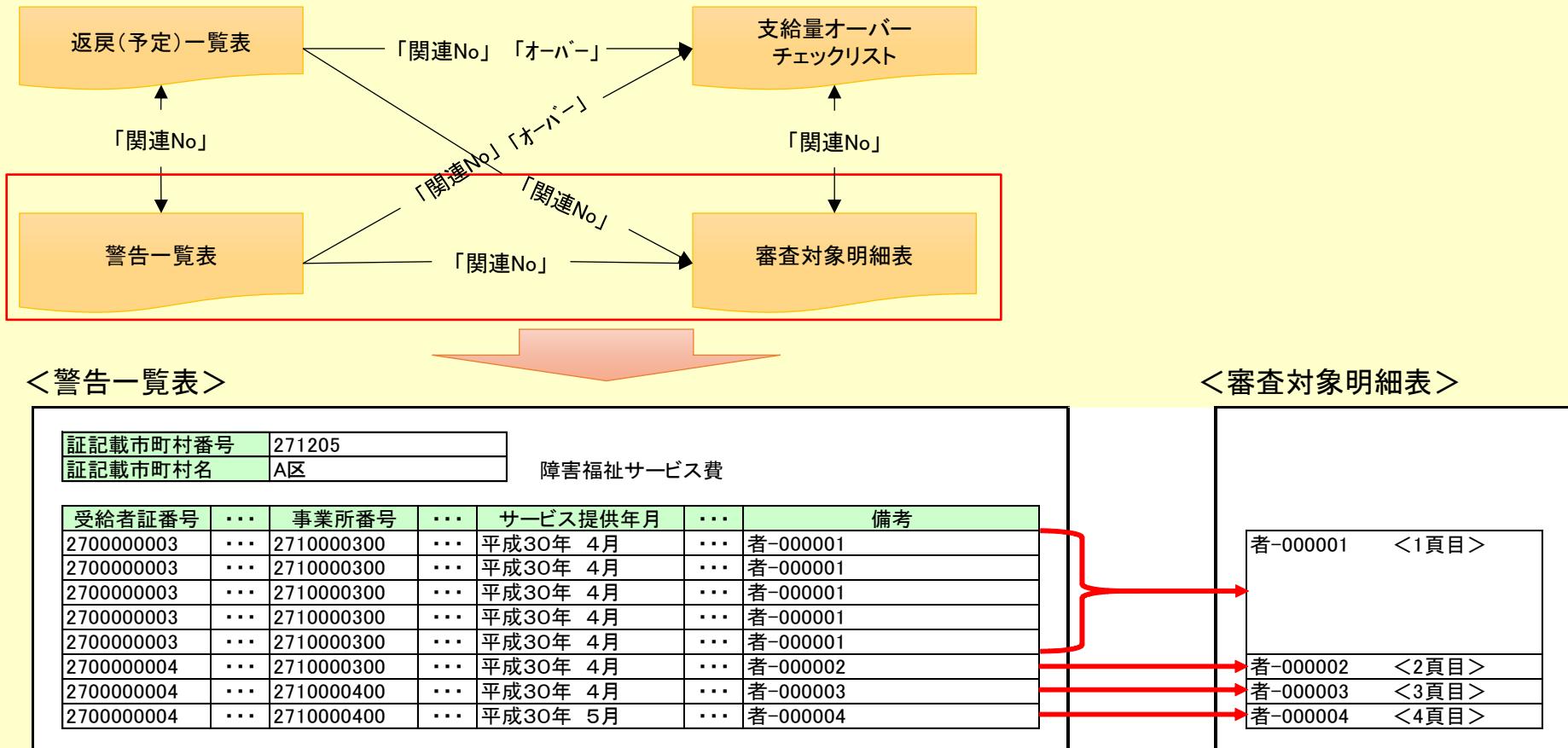
【補足】一次審査結果資料における帳票間の関連性等について

- 一次審査結果資料について、各帳票間の関連付けを行えるようにする。

- 関連Noは受給者証番号、事業所番号、サービス提供年月毎に採番を行う。

なお、受給者証番号を持たない請求書(基本、明細)、サービス利用計画作成費請求書(基本情報)については、関連Noを採番しない。従って、当該情報は審査対象明細表の出力対象外とする。

(『支給量オーバーチェックリスト』及び『審査対象明細表』の詳細は、次頁以降を参照)



3. 一次審査結果資料等について

(11) 支給量オーバーチェックリスト

①帳票の目的

市町村等が、国保連合会の一次審査で決定支給量等を超過している請求情報を確認するために使用する。

②主な見直し内容

No	変更概要	変更内容
1	ヘッダー部の出力内容の見直し等	明細部に出力していた「受給者証番号」「受給者氏名」をヘッダー部に移動した上で、帳票出力単位を変更する。 変更前：データ種別区分、証記載市町村番号ごとに10行ずつ出力 変更後：データ種別区分、証記載市町村番号、受給者証番号ごとに10行ずつ出力
2	項目名の変更	「給付支給量」の項目名を「サービス提供量」に変更する。
3	新規項目の出力	「受付年月」、「一次審査結果」及び「契約支給量」を新たに出力する。
4	明細部の表示位置の変更	明細部の表示位置を変更する。 変更前(抜粋)：サービス提供年月、決定サービスコード・決定サービス名 変更後(抜粋)：決定サービスコード・決定サービス名、サービス提供年月、受付年月
5	『警告一覧表』との関連付け等	『警告一覧表』、『審査対象明細表』、『返戻(予定)一覧表』との関連を示すため、新たに「関連No」を出力する。また、台帳過誤の受付審査、資格審査、支給量審査で発生した明細については、「台帳過誤」と出力する。
6	既存項目の削除	新規項目の追加に伴い、審査において必要性が低いと想定される「サービス実日数」「支給量単位区分」を削除する。
7	支払済情報の出力	既に支払済となった同一サービス提供年月の「サービス提供量」、「契約支給量」及び「給付単位数」についても新たに出力する。
8	合計行の出力	受給者、決定サービスコード、サービス提供年月毎に、「サービス提供量」、「契約支給量」及び「給付単位数」の合計を合計行に出力する。また、「決定支給量」は合計行のみに出力するよう変更する。
9	再掲情報の出力	エラーコード「PP14(※支給量：利用日数が原則日数の総和を超過しています)」が発生している請求情報について、原因特定のため再掲情報を出力する。再掲情報では、該当の事業所における所定のサービス提供年月の期間について「サービス提供量」「決定支給量」を出力し、それらの合計を合計行に出力する。
10	明細の出力順変更	明細の出力順を変更する。 変更前：受給者証番号→サービス提供年月→決定サービスコード→事業所番号 変更後：決定サービスコード→再掲情報→サービス提供年月→受付年月→事業所番号

3. 一次審査結果資料等について

③帳票のレイアウト

(ID:R11203)
障害者総合支援

支 給 量 オ ー バ ー チ ェ ッ ク リ ス ト

平成30年 6月18日 1頁
○○国民健康保険団体連合会

平成30年 6月受付分

1. ヘッダー部の出力内容の見直し等

2. 項目名の変更

3. 新規項目の出力

4. 明細部の表示位置の変更

5. 『警告一覧表』との関連付け等

6. 既存項目の削除

7. 支払済情報の出力

8. 合計行の出力

9. 再掲情報の出力

10. 明細の出力順変更

障害福祉サービス費

決定サービスコード 決定サービス名	関連No. サービス 提供年月	受付年月	事業所番号 事業所名	一次 審査結果	サービス 提供量	契約 支給量	決定 支給量	給付 単位数
221000 生活介護基本決定	平成30年 4月	平成30年 5月	1310000011 事業所A	支払済	3.00	3.00		3,657
	者-000001 平成30年 4月	平成30年 6月	1310000012 事業所B	EG60, PP04 PP14	24.00	20.00		20,312
					27.00	23.00	22.00	23,969
221000 (再掲) 生活介護基本決定	平成30年 2月	平成30年 4月	1310000012 事業所B	支払済	20.00		20.00	
	者-000001 平成30年 3月	平成30年 5月	1310000012 事業所B	支払済	23.00		23.00	
		平成30年 6月	1310000012 事業所B	PP14	24.00		22.00	
					67.00		65.00	

3. 一次審査結果資料等について

(12) 審査対象明細表

① 帳票の目的

市町村等が、二次審査において審査対象の請求情報で発生しているエラー等の詳細な内容を確認するために使用する。

② 特徴

No	概要	内容
1	出力内容	<p>現在、国保連合会の事務点検において請求情報に警告が発生した場合、『警告一覧表』に当該請求情報にかかる警告情報が出力されるが、一次審査時に使用した値(請求情報の値と突合先情報の値)が出力されないため、警告の原因を特定するのに時間を要している。</p> <p>『審査対象明細表』では、受給者証番号、事業所番号、サービス提供年月毎に、警告が発生した請求情報及び関連する請求情報について、一次審査結果(エラー、警告、警告(重度))及び一次審査時に使用した値(請求情報の値と突合先情報の値)を出力し、一つの帳票内に二次審査で必要な情報を集約することにより、市町村等での審査事務の効率化を図る。</p> <p>ただし、台帳過誤の受付審査、資格審査、支給量審査で発生した明細については、出力対象外とする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"><div style="width: 45%; border-right: 1px dashed black; padding-right: 10px;"><p>現在</p><div style="background-color: #e0f2ff; padding: 10px; border-radius: 10px; width: fit-content; margin: auto;"><p>警告一覧表 請求情報Aの 警告情報</p><p>市町村担当者</p><p>一次審査時に使用した値(請求情報の値と突合先情報の値)を確認できないため、警告の原因特定に時間を要している</p></div></div><div style="width: 45%;"><p>今後(平成30年5月受付分以降)</p><div style="background-color: #e0f2ff; padding: 10px; border-radius: 10px; width: fit-content; margin: auto;"><p>警告一覧表 請求情報Aの 警告情報</p><div style="border: 2px solid red; padding: 5px; width: fit-content; margin-top: 10px;"><p>審査対象明細表 請求情報A(及び関連する請求情報)の 一次審査時に使用した値の情報</p></div><p>市町村担当者</p><p>一次審査時に使用した値が出力されている審査対象明細表を併せて参照することで、警告の原因特定を円滑に行えるようにする</p></div></div></div>

3. 一次審査結果資料等について

<特徴(続き)>

No	概要	内容
2	他帳票との関連付け	<p>現在、国保連合会の事務点検において警告、エラー、決定支給量の超過が発生した場合、それぞれの請求情報が『警告一覧表』、『エラーライズ表』、『支給量オーバーチェックリスト』に出力されるが、帳票間の関連付けを行う情報が無いため、市町村審査の対象となる請求情報に関する請求情報の事務点検結果の確認に時間を要している。</p> <p>「関連No」により、『審査対象明細表』と『返戻(予定)一覧表』、『警告一覧表』、『支給量オーバーチェックリスト』を関連付けることで、二次審査の対象となる請求情報に関する請求情報の一次審査結果の確認が容易になる。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>現在</p> <p>市町村担当者</p> <p>警告一覧表 請求情報Aの警告情報</p> <p>各資料が関連付いていないため、市町村審査の対象となる請求情報に関する請求情報の一次審査結果の確認に時間を要している</p> <p>エラーライズ表 請求情報Aに関する請求情報のエラー情報</p> <p>支給量オーバーチェックリスト 請求情報Aに関する請求情報の支給量の超過情報</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>今後(平成30年5月受付分以降)</p> <p>市町村担当者</p> <p>関連No</p> <p>警告一覧表 請求情報Aの警告情報</p> <p>支給量オーバーチェックリスト 請求情報Aに関する請求情報の支給量の超過情報</p> <p>返戻(予定)一覧表 請求情報Aに関する請求情報のエラー情報</p> <p>審査対象明細表 請求情報A及び関連する請求情報の一次審査結果</p> <p>関連Noで各帳票を関連付けることで、二次審査の対象となる請求情報に関する請求情報の一次審査結果を容易に確認できるようにする</p> </div> </div>

3. 一次審査結果資料等について

<特徴(続き)>

No	概要	内容				
3	改頁単位	送付先番号(※1)、データ種別区分、証記載市町村番号、受給者証番号、事業所番号、サービス提供年月 ※1 証記載市町村番号(行政区管理をしている政令市では政令市の番号)				
4	明細の出力順	エラーが発生した情報の種別 →エラーが発生した情報のレコード →エラーが発生した情報のサービス種類 →一次審査結果 →エラーコード →バッチ番号 →整理番号 →レコード種別連番 ※2 「エラーが発生した情報の種別」 ~「一次審査結果」までの出力順のイメージについては、右表参照				
		種別	レコード	サービス種類	…	一次審査結果
		明	基本		…	警告
		明	日数	32	…	警告
		明	明細	32	…	警告
		明	集計	32	…	警告
		明	契約	32	…	警告
		計	明細	52	…	警告
		サ	基本	07	…	返戻
		サ	基本	07	…	警告(重度)
		サ	基本	07	…	警告
		サ	基本	09	…	警告(重度)
		サ	基本	09	…	警告
		サ	明細	07	…	返戻
		サ	明細	07	…	警告(重度)
		サ	明細	07	…	警告
		サ	明細	09	…	警告
		利	明細		…	警告

3. 一次審査結果資料等について

③帳票のレイアウト

3. 改頁単位

(ID:R11205) 障害者総合支援		審査対象明細表				平成30年 6月18日 ○○○国民健康保険団体連合会	1頁
		平成30年 6月受付分 障害福祉サービス費					
関連No.	者-000001	2. 他帳票との関連付け				1. 出力内容	
証記載市町村番号	131016	証記載市町村名	千代田区	明細書	警告、警告（重度）	相談支援	一
受給者証番号	1300000100	受給者氏名	ジョン・クック	実績記録	警告、返戻	上限管理	一
事業所番号	1310000012	事業所名	事業所B				
サービス提供年月	平成30年 4月	一次審査結果					
単位数	20,312						
コード	内 容※1						
種別	情報1 / サービス種類※3 / レコード*	項目名称1		項目値1		補足1	一次審査
※2	情報2 / サービス種類※3 / レコード*	項目名称2		項目値2		補足2	結果
EG60	※資格：請求明細書のサービス提供日数が原則の日数（当該月の日数から8日を控除した日数）を超えています						
明	請求明細書	22	明細 回数	24			警告
	請求明細書	22	明細 決定サービスコード	221000		生活介護基本決定	
PP04	※支給量：請求明細書のサービス提供量の合計または他事業所との「契約支給量」の合計が受給者台帳の「決定支給量」を超えています						
明	請求明細書	22	明細 決定サービスコード	221000		生活介護基本決定	警告
PP14	※支給量：請求明細書のサービス提供量（利用日数）が利用日数管理票の「原則日数の総和」を超えています						
明	請求明細書	22	明細 決定サービスコード	221000		生活介護基本決定	警告
PP89	▲支給量：請求明細書のサービス種類に該当する実績記録票が受付、または資格審査でエラーとなっています						
明	請求明細書	22	集計 サービス種類コード	22		生活介護	4. 明細の出力順
EN09	※資格：請求明細書のサービス提供量が事業所との「契約支給量」を超えています						
明	請求明細書	22	契約 決定サービスコード	221000		生活介護基本決定	警告
	請求明細書	22	契約 契約支給量	20			
PT85	受付：実績記録票の「サービス提供の状況」に「欠席（欠席時対応加算）」が設定されている場合、「送迎加算 復」は設定できません						
サ	実績記録票	07	明細 日付	10			返戻
	実績記録票	07	明細 送迎加算 復	1			
PT79	※受付：食事提供加算が算定されている日に訪問支援特別加算、欠席時対応加算、施設外支援、または移行準備支援体制加算が算定されています						
サ	実績記録票	07	明細 日付	5			警告

※1 内容欄（先頭1桁） 「※：警告」、「▲：警告（重度）」、「★：警告（エラー移行対象）」、「記号無し：エラー」

※2 明…請求明細書、計…計画相談支援給付費請求書／サービス利用計画作成費請求書、サ…サービス提供実績記録票、利…利用者負担上限額管理結果票

※3 情報が実績記録票の場合、様式種別番号の先頭2桁を出力します。

3. 一次審査結果資料等について

(13) 支払手数料払込請求書

① 帳票の目的

国保連合会に各種支払支援業務を委託(国保連合会振込)している市町村・都道府県について、市町村・都道府県から国保連合会へ納付するための請求書。

②-1 払込請求書、領収書の主な見直し内容

No	変更概要	変更内容	
		払込請求書	領収書
1	帳票タイトルの変更	1-1. 種別に応じてタイトル(上段)を変更する ①「障害介護給付費」の場合、変更なし。 ②「障害児給付費」の場合、変更なし。 ③「共同処理事務」の場合、「共同処理」とする。 1-2. 種別に応じてタイトル(下段)を変更する ①「共同処理」(共同処理業務)以外の場合、 「審査支払手数料払込請求書」とする。 ②「共同処理」(共同処理業務)の場合、 「審査支払事務手数料払込請求書」とする。	—
2	手数料名の変更	種別に応じて手数料名を変更する ①「障害介護給付費」の場合、 「障害介護給付費審査支払手数料」とする。 ②「障害児給付費」の場合、 「障害児給付費審査支払手数料」とする。 ③「共同処理」(共同処理業務)の場合、 「共同処理審査支払事務手数料」とする。	

3. 一次審査結果資料等について

③-1 払込請求書、領収書のレイアウト

障害福祉サービス費等 (障害介護給付費) 番 収 支 手 数 料 払 込 請 求 書				領 収 書																																																				
千代田区殿				千代田区殿																																																				
平成30年 6月受付分に対する障害介護給付費 審査支払手数料を下記のとおり払込み下さい。				平成30年 6月受付分に対する障害介護給付費 審査支払手数料を下記のとおり領収いたしました。																																																				
<table border="1"><tr><td>金額</td><td colspan="3">4,895,730円</td></tr><tr><td colspan="4">内訳</td></tr><tr><th>区分</th><th>件数</th><th>一件当たり 単価</th><th>金額</th></tr><tr><td>県内</td><td>件</td><td>円</td><td>銭</td></tr><tr><td></td><td>36,110</td><td>133</td><td>00</td></tr><tr><td>県外</td><td>件</td><td>円</td><td>銭</td></tr><tr><td></td><td>700</td><td>133</td><td>00</td></tr><tr><td></td><td>件</td><td>円</td><td>銭</td></tr><tr><td></td><td>件</td><td>円</td><td>銭</td></tr></table>				金額	4,895,730円			内訳				区分	件数	一件当たり 単価	金額	県内	件	円	銭		36,110	133	00	県外	件	円	銭		700	133	00		件	円	銭		件	円	銭	<table border="1"><tr><td>払込期限</td><td colspan="3">平成30年 6月 10日</td></tr><tr><td>送金先</td><td colspan="3">〇〇銀行本店</td></tr><tr><td>預金種目</td><td>普通</td><td>口座番号</td><td>1234567</td></tr><tr><td>口座名</td><td colspan="3">コクホ タロウ</td></tr></table>	払込期限	平成30年 6月 10日			送金先	〇〇銀行本店			預金種目	普通	口座番号	1234567	口座名	コクホ タロウ		
金額	4,895,730円																																																							
内訳																																																								
区分	件数	一件当たり 単価	金額																																																					
県内	件	円	銭																																																					
	36,110	133	00																																																					
県外	件	円	銭																																																					
	700	133	00																																																					
	件	円	銭																																																					
	件	円	銭																																																					
払込期限	平成30年 6月 10日																																																							
送金先	〇〇銀行本店																																																							
預金種目	普通	口座番号	1234567																																																					
口座名	コクホ タロウ																																																							
				<table border="1"><tr><td>金額</td><td colspan="3">4,895,730円</td></tr><tr><td colspan="4">内訳</td></tr><tr><th>区分</th><th>件数</th><th>一件当たり 単価</th><th>金額</th></tr><tr><td>県内</td><td>件</td><td>円</td><td>銭</td></tr><tr><td></td><td>36,110</td><td>133</td><td>00</td></tr><tr><td>県外</td><td>件</td><td>円</td><td>銭</td></tr><tr><td></td><td>700</td><td>133</td><td>00</td></tr><tr><td></td><td>件</td><td>円</td><td>銭</td></tr><tr><td></td><td>件</td><td>円</td><td>銭</td></tr></table>	金額	4,895,730円			内訳				区分	件数	一件当たり 単価	金額	県内	件	円	銭		36,110	133	00	県外	件	円	銭		700	133	00		件	円	銭		件	円	銭																
金額	4,895,730円																																																							
内訳																																																								
区分	件数	一件当たり 単価	金額																																																					
県内	件	円	銭																																																					
	36,110	133	00																																																					
県外	件	円	銭																																																					
	700	133	00																																																					
	件	円	銭																																																					
	件	円	銭																																																					
〇〇県〇〇市〇〇 1-2-3				〇〇県〇〇市〇〇 1-2-3																																																				
〇〇〇国民健康保険団体連合会 理事長 理事 一郎				〇〇〇国民健康保険団体連合会 理事長 理事 一郎																																																				
振込人→取扱銀行→振込人				振込依頼書、振込通知書のレイアウトに続く																																																				

3. 一次審査結果資料等について

②-2 振込依頼書、振込通知書の主な見直し内容

No	変更概要	変更内容	
		振込依頼書	振込通知書
1	帳票タイトルの変更	—	<p>1-1. 種別に応じてタイトル(上段)を変更する ①「障害介護給付費」の場合、変更なし。 ②「障害児給付費」の場合、変更なし。 ③「共同処理事務」の場合、「共同処理」とする。</p> <p>1-2. 種別に応じてタイトル(下段)を変更する ①「共同処理」(共同処理業務)以外の場合、 「審査支払手数料振込通知書」とする。 ②「共同処理」(共同処理業務)の場合、 「審査支払事務手数料振込通知書」とする。</p>
2	備考の変更	種別に応じて備考に記載の手数料名を変更する ①「障害介護給付費」の場合、 「障害介護給付費審査支払手数料」とする。 ②「障害児給付費」の場合、 「障害児給付費審査支払手数料」とする。 ③「共同処理」(共同処理業務)の場合、 「共同処理審査支払事務手数料」とする。	—

3. 一次審査結果資料等について

③-2 振込依頼書、振込通知書のレイアウト

払込請求書、領収書のレイアウトからの続き

1-1. 帳票タイトル(上段)の変更

振込依頼書

入金票

通過番号	発信時分	受信者名	発信印

障害福祉サービス費等(障害介護給付費)

審査支払手数料振込通知書

平成30年 6月 受付分

(経由)

1-2. 帳票タイトル(下段)の変更

取組日 年 月 日

先方銀行 ○○銀行本店 複記

実施印

受預金種目 普通 口座番号 1234567 金額 4,895,730円

引照合印

取扱フリガナ コホ タウ

(おねがい)
1. この振込みは他の銀行と一緒にすることなく個別にお取扱い下さい。

人氏名 国保 太郎

依頼人フリガナ チヨタク

氏名 千代田区殿

公 金

2. 備考の変更

備考

障害介護給付費審査支払手数料

受付年月 平成30年 6月

払込期限 平成30年 7月10日

出納済印または振替科目

振込人・取扱銀行(保管)

○○○ 国民健康保険団体連合会殿

内訳			
区分	件数	一件当たり単価	金額
県内	件	円	銭
	36,110	133	00
県外	件	円	銭
	700	133	00
	件	円	銭
	件	円	銭

振込人	番号	131016
	氏名	千代田区殿

振込人→取扱銀行→連合会

3. 一次審査結果資料等について

(14) 台帳点検エラーリスト

① 帳票の目的

市町村等が、国保連合会の台帳情報の登録等において発生しているエラーを確認するために使用する。

② 主な見直し内容

- 一部エラーについて、より分かりやすいエラーメッセージに変更する。

＜例＞

エラーコード	エラーメッセージ	
MC17	変更前	決定サービスコードが単位数表に存在していません
	変更後	決定サービスコードに使用できない値が設定されています

- 一部エラーについて、帳票上では確認できない内容を補足情報として新たに output する。

＜例＞

エラーコード	エラーメッセージ/補足情報	
ME02	変更前	利用日数特例対象期間1(開始・終了)の期間設定が不正です
	変更後	利用日数特例対象期間1(開始・終了)の期間設定が不正です 補足1: 利用日数特例対象期間の終了年月は開始年月以降の年月で設定可能です 補足2: 利用日数特例対象期間は3か月以上1年以内の期間で設定可能です

➡ 利用日数特例対象期間について、どのように期間設定を行えばよいか理解することができる

エラーコード	エラーメッセージ/補足情報	
ME24	変更前	台帳情報内で福祉・介護職員処遇改善加算キャリアパス区分が一致していません
	変更後	台帳情報内で福祉・介護職員処遇改善加算キャリアパス区分が一致していません 補足1: 「異動年月日」が平成29年11月01、「サービス種類コード」が11、「サービス提供単位番号」が000、 :「基準該当・登録市町村番号」が131016、「処遇改善加算キャリアパス区分」が1 補足2: 「異動年月日」が平成29年12月01、「サービス種類コード」が11、「サービス提供単位番号」が000、 :「基準該当・登録市町村番号」が131024、「処遇改善加算キャリアパス区分」が5

➡ どの台帳情報間でキャリアパス区分の不一致が発生しているか理解することができる

3. 一次審査結果資料等について

＜補足情報の表示イメージ＞

(ID:R21202) 障害者総合支援	事業所台帳異動受付点検エラーリスト（サービス）					平成30年 5月 1日 ○○○国民健康保険団体連合会	2頁																																																																																				
平成30年 5月 1日受付分 平成30年 5月 1日点検分																																																																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>バッチ番号</td><td>201905000037</td><td>異動年月日</td><td>平成30年 4月01</td><td>異動区分</td><td>1 新規</td><td>異動事由</td><td>01</td> </tr> <tr> <td>整理番号</td><td>00000001</td><td>訂正年月日</td><td></td><td>訂正区分</td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>事業所番号</td><td>1320000100</td><td>主たる事業所名称</td><td colspan="5">事業所A</td> </tr> <tr> <td>サービス種類コード</td><td>33</td><td>共同生活援助</td><td>サービス提供単位番号</td><td>001</td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>指定市町村番号</td><td></td><td></td><td>なし</td><td>指定の有無</td><td>1 無</td><td></td><td></td> </tr> </table>								バッチ番号	201905000037	異動年月日	平成30年 4月01	異動区分	1 新規	異動事由	01	整理番号	00000001	訂正年月日		訂正区分				事業所番号	1320000100	主たる事業所名称	事業所A					サービス種類コード	33	共同生活援助	サービス提供単位番号	001				指定市町村番号			なし	指定の有無	1 無																																														
バッチ番号	201905000037	異動年月日	平成30年 4月01	異動区分	1 新規	異動事由	01																																																																																				
整理番号	00000001	訂正年月日		訂正区分																																																																																							
事業所番号	1320000100	主たる事業所名称	事業所A																																																																																								
サービス種類コード	33	共同生活援助	サービス提供単位番号	001																																																																																							
指定市町村番号			なし	指定の有無	1 無																																																																																						
<p>【就労継続A型事業者負担減免情報】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>事業者負担減免申し出有無</td><td></td> <td>重度知的障害児収容棟設置</td><td></td> <td>多機能型等定員区分（加算）</td><td></td> </tr> <tr> <td>事業者負担減免開始年月日</td><td></td><td>肢体不自由児施設重度病棟設置</td><td></td><td>延長支援加算</td><td></td> </tr> <tr> <td>事業者負担減免終了年月日</td><td></td><td>視覚障害者専門職員配置</td><td></td><td>共同生活介護夜間支援体制加算Ⅰ</td><td></td> </tr> <tr> <td>事業者負担減免額</td><td>0</td><td>移行時運営安定化事業による助成</td><td>0</td><td>共同生活介護夜間支援対象利用者数</td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td><td>保障単位数（移行時運営安定化）</td><td>0</td><td>共同生活介護夜間支援体制加算Ⅱ</td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td><td>移行準備支援体制加算Ⅰ</td><td></td><td>共同生活援助夜間防災・緊急時支援体制加算Ⅰ</td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td><td>移行準備支援体制加算Ⅱ</td><td></td><td>共同生活援助夜間防災・緊急時支援対象利用者数</td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td><td>配置医減算</td><td></td><td>共同生活援助夜間防災・緊急時支援体制加算Ⅱ</td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td><td>医療連携体制加算Ⅴ</td><td>1 無</td><td>宿泊型自立訓練夜間防災・緊急時支援体制加算Ⅰ</td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td><td>常勤看護職員等配置加算</td><td></td><td>宿泊型自立訓練夜間防災・緊急時支援体制加算Ⅱ</td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td><td></td><td></td><td>夜間支援等体制加算区分</td><td>3 II</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td><td></td><td></td><td>夜間支援等体制加算対象利用者数</td><td>01 4人</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td><td></td><td></td><td>開所時間減算</td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td><td></td><td></td><td>開所時間減算区分</td><td></td> </tr> </table>								事業者負担減免申し出有無		重度知的障害児収容棟設置		多機能型等定員区分（加算）		事業者負担減免開始年月日		肢体不自由児施設重度病棟設置		延長支援加算		事業者負担減免終了年月日		視覚障害者専門職員配置		共同生活介護夜間支援体制加算Ⅰ		事業者負担減免額	0	移行時運営安定化事業による助成	0	共同生活介護夜間支援対象利用者数				保障単位数（移行時運営安定化）	0	共同生活介護夜間支援体制加算Ⅱ				移行準備支援体制加算Ⅰ		共同生活援助夜間防災・緊急時支援体制加算Ⅰ				移行準備支援体制加算Ⅱ		共同生活援助夜間防災・緊急時支援対象利用者数				配置医減算		共同生活援助夜間防災・緊急時支援体制加算Ⅱ				医療連携体制加算Ⅴ	1 無	宿泊型自立訓練夜間防災・緊急時支援体制加算Ⅰ				常勤看護職員等配置加算		宿泊型自立訓練夜間防災・緊急時支援体制加算Ⅱ						夜間支援等体制加算区分	3 II					夜間支援等体制加算対象利用者数	01 4人					開所時間減算						開所時間減算区分	
事業者負担減免申し出有無		重度知的障害児収容棟設置		多機能型等定員区分（加算）																																																																																							
事業者負担減免開始年月日		肢体不自由児施設重度病棟設置		延長支援加算																																																																																							
事業者負担減免終了年月日		視覚障害者専門職員配置		共同生活介護夜間支援体制加算Ⅰ																																																																																							
事業者負担減免額	0	移行時運営安定化事業による助成	0	共同生活介護夜間支援対象利用者数																																																																																							
		保障単位数（移行時運営安定化）	0	共同生活介護夜間支援体制加算Ⅱ																																																																																							
		移行準備支援体制加算Ⅰ		共同生活援助夜間防災・緊急時支援体制加算Ⅰ																																																																																							
		移行準備支援体制加算Ⅱ		共同生活援助夜間防災・緊急時支援対象利用者数																																																																																							
		配置医減算		共同生活援助夜間防災・緊急時支援体制加算Ⅱ																																																																																							
		医療連携体制加算Ⅴ	1 無	宿泊型自立訓練夜間防災・緊急時支援体制加算Ⅰ																																																																																							
		常勤看護職員等配置加算		宿泊型自立訓練夜間防災・緊急時支援体制加算Ⅱ																																																																																							
				夜間支援等体制加算区分	3 II																																																																																						
				夜間支援等体制加算対象利用者数	01 4人																																																																																						
				開所時間減算																																																																																							
				開所時間減算区分																																																																																							
<p>【利用日数特例情報】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>届出有無</td><td></td> <td>重度知的障害児収容棟設置</td><td></td> <td>多機能型等定員区分（加算）</td><td></td> </tr> <tr> <td>対象期間1</td><td>～</td><td>肢体不自由児施設重度病棟設置</td><td></td><td>延長支援加算</td><td></td> </tr> <tr> <td>対象期間2</td><td>～</td><td>視覚障害者専門職員配置</td><td></td><td>共同生活介護夜間支援体制加算Ⅰ</td><td></td> </tr> <tr> <td>対象期間3</td><td>～</td><td>移行時運営安定化事業による助成</td><td>0</td><td>共同生活介護夜間支援対象利用者数</td><td></td> </tr> <tr> <td>対象期間4</td><td>～</td><td>保障単位数（移行時運営安定化）</td><td>0</td><td>共同生活介護夜間支援体制加算Ⅱ</td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td><td>移行準備支援体制加算Ⅰ</td><td></td><td>共同生活援助夜間防災・緊急時支援体制加算Ⅰ</td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td><td>移行準備支援体制加算Ⅱ</td><td></td><td>共同生活援助夜間防災・緊急時支援対象利用者数</td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td><td>配置医減算</td><td></td><td>共同生活援助夜間防災・緊急時支援体制加算Ⅱ</td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td><td>医療連携体制加算Ⅴ</td><td>1 無</td><td>宿泊型自立訓練夜間防災・緊急時支援体制加算Ⅰ</td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td><td>常勤看護職員等配置加算</td><td></td><td>宿泊型自立訓練夜間防災・緊急時支援体制加算Ⅱ</td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td><td></td><td></td><td>夜間支援等体制加算区分</td><td>3 II</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td><td></td><td></td><td>夜間支援等体制加算対象利用者数</td><td>01 4人</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td><td></td><td></td><td>開所時間減算</td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td><td></td><td></td><td>開所時間減算区分</td><td></td> </tr> </table>								届出有無		重度知的障害児収容棟設置		多機能型等定員区分（加算）		対象期間1	～	肢体不自由児施設重度病棟設置		延長支援加算		対象期間2	～	視覚障害者専門職員配置		共同生活介護夜間支援体制加算Ⅰ		対象期間3	～	移行時運営安定化事業による助成	0	共同生活介護夜間支援対象利用者数		対象期間4	～	保障単位数（移行時運営安定化）	0	共同生活介護夜間支援体制加算Ⅱ				移行準備支援体制加算Ⅰ		共同生活援助夜間防災・緊急時支援体制加算Ⅰ				移行準備支援体制加算Ⅱ		共同生活援助夜間防災・緊急時支援対象利用者数				配置医減算		共同生活援助夜間防災・緊急時支援体制加算Ⅱ				医療連携体制加算Ⅴ	1 無	宿泊型自立訓練夜間防災・緊急時支援体制加算Ⅰ				常勤看護職員等配置加算		宿泊型自立訓練夜間防災・緊急時支援体制加算Ⅱ						夜間支援等体制加算区分	3 II					夜間支援等体制加算対象利用者数	01 4人					開所時間減算						開所時間減算区分	
届出有無		重度知的障害児収容棟設置		多機能型等定員区分（加算）																																																																																							
対象期間1	～	肢体不自由児施設重度病棟設置		延長支援加算																																																																																							
対象期間2	～	視覚障害者専門職員配置		共同生活介護夜間支援体制加算Ⅰ																																																																																							
対象期間3	～	移行時運営安定化事業による助成	0	共同生活介護夜間支援対象利用者数																																																																																							
対象期間4	～	保障単位数（移行時運営安定化）	0	共同生活介護夜間支援体制加算Ⅱ																																																																																							
		移行準備支援体制加算Ⅰ		共同生活援助夜間防災・緊急時支援体制加算Ⅰ																																																																																							
		移行準備支援体制加算Ⅱ		共同生活援助夜間防災・緊急時支援対象利用者数																																																																																							
		配置医減算		共同生活援助夜間防災・緊急時支援体制加算Ⅱ																																																																																							
		医療連携体制加算Ⅴ	1 無	宿泊型自立訓練夜間防災・緊急時支援体制加算Ⅰ																																																																																							
		常勤看護職員等配置加算		宿泊型自立訓練夜間防災・緊急時支援体制加算Ⅱ																																																																																							
				夜間支援等体制加算区分	3 II																																																																																						
				夜間支援等体制加算対象利用者数	01 4人																																																																																						
				開所時間減算																																																																																							
				開所時間減算区分																																																																																							
<p>【福祉・介護職員待遇改善情報】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>待遇改善加算</td><td>2 有</td> <td>待遇改善特別加算</td><td>1 無</td> <td>待遇改善加算キャリアバス区分</td><td>6 I</td> </tr> <tr> <td>主たる事業所サービス種類コード1</td><td></td> <td></td><td></td> <td>主たる事業所サービス種類コード2</td><td></td> </tr> <tr> <td>主たる事業所施設区分</td><td></td> <td></td><td></td> <td></td><td></td> </tr> </table>								待遇改善加算	2 有	待遇改善特別加算	1 無	待遇改善加算キャリアバス区分	6 I	主たる事業所サービス種類コード1				主たる事業所サービス種類コード2		主たる事業所施設区分																																																																							
待遇改善加算	2 有	待遇改善特別加算	1 無	待遇改善加算キャリアバス区分	6 I																																																																																						
主たる事業所サービス種類コード1				主たる事業所サービス種類コード2																																																																																							
主たる事業所施設区分																																																																																											
<p>【指定更新情報】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>指定有効開始年月日</td><td>指定有効終了年月日</td><td>指定更新申請中区分</td><td>効力停止開始年月日</td><td>効力停止終了年月日</td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>平成30年 4月 1日</td><td>平成36年 3月31日</td><td>1 無</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>								指定有効開始年月日	指定有効終了年月日	指定更新申請中区分	効力停止開始年月日	効力停止終了年月日				平成30年 4月 1日	平成36年 3月31日	1 無																																																																									
指定有効開始年月日	指定有効終了年月日	指定更新申請中区分	効力停止開始年月日	効力停止終了年月日																																																																																							
平成30年 4月 1日	平成36年 3月31日	1 無																																																																																									
補足情報を表示																																																																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>エラーコード</td><td>エラー情報</td> </tr> <tr> <td>MA30</td><td>関連する他の情報でエラーが発生したため、点検を中断しました</td> </tr> <tr> <td>ME27</td><td>台帳情報の福祉・介護職員待遇改善加算キャリアバス区分と一致していません</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 補足 : 「異動年月日」が平成30年 4月01、「サービス種類コード」が33、「サービス提供単位番号」が000。 : 「待遇改善加算キャリアバス区分」が1 </td> </tr> <tr> <td colspan="8"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td> </td> </tr> </table> </td> </tr> </table>								エラーコード	エラー情報	MA30	関連する他の情報でエラーが発生したため、点検を中断しました	ME27	台帳情報の福祉・介護職員待遇改善加算キャリアバス区分と一致していません	補足 : 「異動年月日」が平成30年 4月01、「サービス種類コード」が33、「サービス提供単位番号」が000。 : 「待遇改善加算キャリアバス区分」が1		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td> </td> </tr> </table>																																																																											
エラーコード	エラー情報																																																																																										
MA30	関連する他の情報でエラーが発生したため、点検を中断しました																																																																																										
ME27	台帳情報の福祉・介護職員待遇改善加算キャリアバス区分と一致していません																																																																																										
補足 : 「異動年月日」が平成30年 4月01、「サービス種類コード」が33、「サービス提供単位番号」が000。 : 「待遇改善加算キャリアバス区分」が1																																																																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td> </td> </tr> </table>																																																																																											

このページは空白です。

4. 市町村等で実施する二次審査について

このページは空白です。

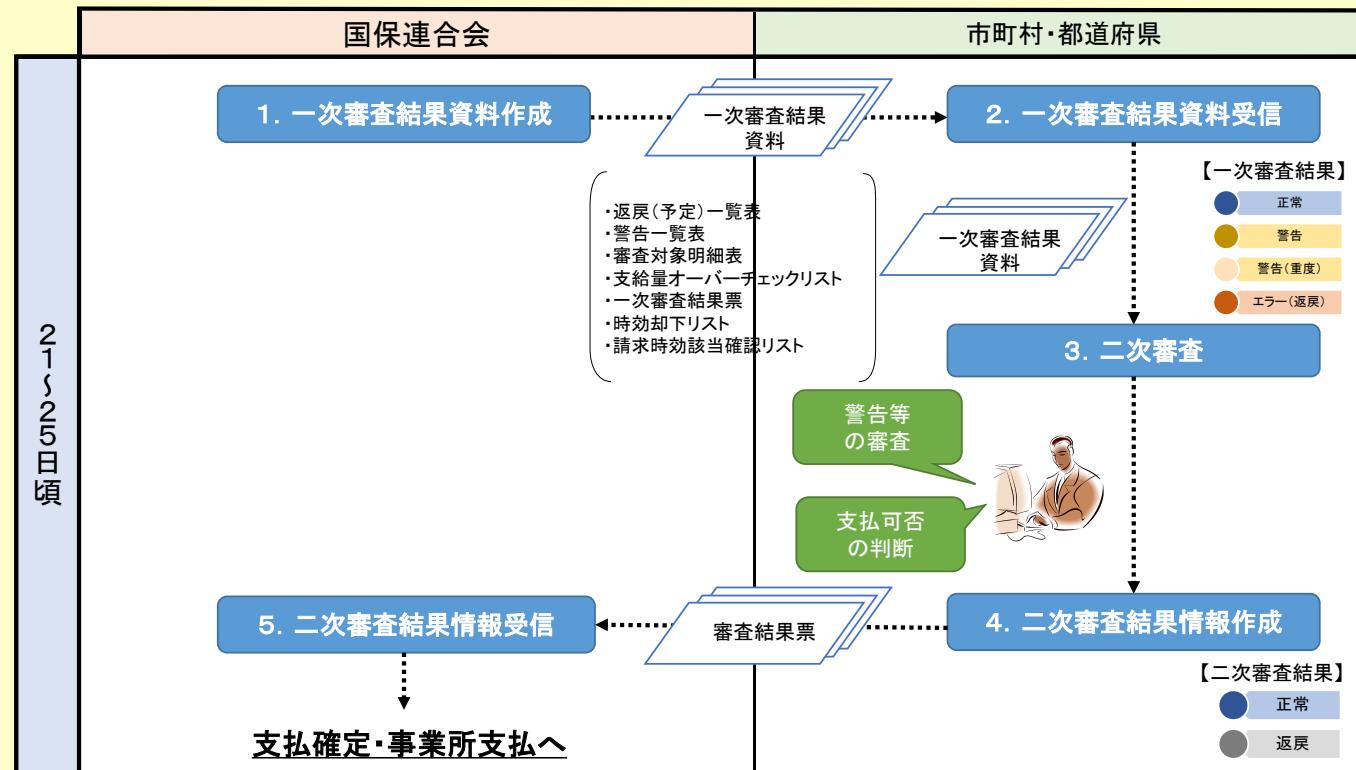
4. 市町村等で実施する二次審査について

(1) 市町村等での二次審査

- 市町村等では、国保連合会から提供される一次審査結果資料をもとに二次審査を実施する。

一次審査の結果、機械的に判断がつかないものについては、引き続き警告となっているが、市町村等での審査を効率的に実施するため、市町村等において特に確認が必要となる警告を「警告(重度)」として区別する。

市町村等における二次審査の流れ



4. 市町村等で実施する二次審査について

(2)「警告(重度)」のエラーコード

- 「警告(重度)」は、「警告」の内、報酬の算定ルール上、市町村の個別の判断が必要となるものや複数事業所が関係し、機械的に判断ができないものなど、市町村の二次審査において特に確認が必要なものである。
- 「警告(重度)」のエラーコードは、以下のとおり。(赤字下線は平成30年下期より適用予定)

項目番号	エラーコード	メッセージ
A. 報酬の算定ルール上、市町村の個別の判断が必要となるもの		
1	EL30	▲受付:地域移行加算の「退所後算定日」と「退所日」に同日が設定されています
2	EL63	▲受付:実績記録票の地域移行加算の「退所日」の年月が「サービス提供年月」と一致していません
3	EL77	▲受付:実績記録票の自立生活支援加算の「退居後算定日」が「退居日」と同日です
4	PB72	▲受付:事業所台帳の「夜間支援等体制加算対象利用者数」に登録されている人数に満たない請求となっています
5	PU12	▲受付:提供実績の合計の「施設外支援 累計(日／180日)」が180日を超えていません
6	PU46	▲受付:サービス提供の間隔が2時間未満の場合、「提供通番」は同一番号の設定が必要です
7	PU47	▲受付:同じ「提供通番」で「算定時間数」が一致していない明細が存在しています
8	PU51	▲受付:異なる「サービス内容」で「日付」及び利用時間帯が重複しています
9	PU53	▲受付:同じ「提供通番」及び「日付」で「算定時間数」が一致していない明細が存在しています
10	PU56	▲受付:同じ「提供通番」で異なる複数の「移動」が設定されています
11	PB78	▲受付:事業所台帳の「送迎加算の有無」が「Ⅱ」のため、送迎加算(Ⅰ)は算定できません
12	PB79	▲受付:事業所台帳の「送迎加算の有無」が「Ⅰ」のため、送迎加算(Ⅱ)は算定できません
B. 複数事業所が関係する請求であり、どの請求が正しいか機械的に判断できないもの		
1	EG26	▲資格:請求情報の利用者負担上限額が受給者台帳の「利用者負担上限額」と一致していません
2	<u>PP74</u>	▲支給量:関係事業所における上限額管理結果票の「総費用額」が請求明細書の「総費用額」と一致していません
3	<u>PP76</u>	▲支給量:関係事業所における上限額管理結果票の「利用者負担額」が請求明細書の「利用者負担額」と一致していません
4	<u>PP78</u>	▲支給量:関係事業所における上限額管理結果票の「管理結果後利用者負担額」が請求明細書の「管理結果後利用者負担額」と一致していません
5	<u>PP79</u>	▲支給量:請求明細書に該当する上限額管理結果票が受付、または資格審査でエラーとなっています
6	<u>PP81</u>	▲支給量:請求明細書に該当する上限額管理結果票が上限額管理事業所より届いていません
7	<u>PP83</u>	▲支給量:関係事業所で請求明細書の「上限額管理事業所・管理結果」が上限額管理結果票の「利用者負担上限額管理結果」と一致していません
8	PP96	▲支給量:居宅介護サービスの実績記録票の「派遣人数」が複数事業所による同一サービス提供時間で3人を超えています
9	PP97	▲支給量:居宅介護サービスの実績記録票の「サービス内容」に対し、他事業所で同一サービス提供時間で重複できないサービスが算定されています
10	PP98	▲支給量:他の行動援護サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています

4. 市町村等で実施する二次審査について

項目番号	エラーコード	メッセージ
B. 複数事業所が関係する請求であり、どの請求が正しいか機械的に判断できないもの		
11	PP99	▲支給量:他の重度訪問介護サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています
12	PQ01	▲支給量:他の共同生活援助サービス(外部サービス利用型)と実績記録票のサービス提供時間が重複しています
13	PQ02	▲支給量:他の同行援護サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています
14	PQ03	▲支給量:行動援護サービスの実績記録票の「派遣人数」が複数事業所による同一サービス提供時間で3人を超えていません
15	PQ04	▲支給量:他の居宅介護サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています
16	PQ05	▲支給量:重度訪問介護サービスの実績記録票の「派遣人数」が複数事業所による同一サービス提供時間で3人を超えていません
17	PQ06	▲支給量:同行援護サービスの実績記録票の「派遣人数」が複数事業所による同一サービス提供時間で3人を超えていません
18	PQ07	▲支給量:他の生活介護サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています
19	PQ08	▲支給量:他の自立訓練(機能訓練)サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています
20	PQ09	▲支給量:他の自立訓練(生活訓練)サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています
21	PQ10	▲支給量:他の就労移行支援と実績記録票のサービス提供時間が重複しています
22	PQ11	▲支給量:他の就労継続支援と実績記録票のサービス提供時間が重複しています
23	PQ12	▲支給量:同じ日付に他の生活介護サービスの提供実績が存在しています
24	PQ13	▲支給量:同じ日付に他の自立訓練(機能訓練)の提供実績が存在しています
25	PQ14	▲支給量:同じ日付に他の自立訓練(生活訓練)の提供実績が存在しています
26	PQ15	▲支給量:同じ日付に他の就労移行支援の提供実績が存在しています
27	PQ16	▲支給量:同じ日付に他の就労継続支援の提供実績が存在しています
28	PQ17	▲支給量:同じ日付に他の施設入所支援の提供実績が存在しています
29	PQ18	▲支給量:同じ日付に他の宿泊型自立訓練サービスの提供実績が存在しています
30	PQ19	▲支給量:同じ日付に他の共同生活援助サービスの提供実績が存在しています
31	PQ20	▲支給量:請求明細書の「決定利用者負担額」を合計した値が受給者台帳の「利用者負担上限月額」を超えていません
32	PQ26	▲支給量:同じ日付に他の児童発達支援サービスの提供実績が存在しています
33	PQ27	▲支給量:同じ日付に他の医療型児童発達支援サービスの提供実績が存在しています
34	PQ28	▲支給量:同じ日付に他の放課後等デイサービスの提供実績が存在しています
35	PQ29	▲支給量:同じ日付に他の保育所等訪問支援サービスの提供実績が存在しています
36	PQ30	▲支給量:同じ日付に他の障害児入所支援サービスの提供実績が存在しています
C. サービス提供実績記録票に不備があり、支払可否を市町村で判断するもの		
1	PP85	▲支給量:請求明細書のサービス種類に該当する共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-1)が一次審査でエラーとなっています
2	PP87	▲支給量:請求明細書のサービス種類に該当する共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-2)が一次審査でエラーとなっています
3	PP89	▲支給量:請求明細書のサービス種類に該当する実績記録票が受付、または資格審査でエラーとなっています

4. 市町村等で実施する二次審査について

項目番号	エラーコード	メッセージ
D. 入院または外泊について、機械的に判断できないケースがあるもの		
1	PS85	▲受付:入院、または外泊時に、「地域移行加算」が設定されています
2	PS86	▲受付:入院、または外泊時に、実費算定の「夕食」が設定されています
3	PS87	▲受付:入院、または外泊時に、実費算定の「光熱水費」が設定されています
4	PT39	▲受付:入院、または外泊時に、実績記録票の「自活訓練加算」が設定されています
5	PT53	▲受付:入院、または外泊時に、「朝食」が算定されています
6	PT54	▲受付:入院、または外泊時に、「昼食」が算定されています
7	PU35	▲受付:実績記録票の「サービス提供の状況」が「入院」及び「外泊」の場合、自立生活支援加算は算定できません
8	PP66	▲支給量:入院、または外泊時に、受託居宅介護サービス費が算定されています
9	PP90	▲支給量:共同生活援助サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えていません
10	PP94	▲支給量:施設入所支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えていません
11	PP95	▲支給量:宿泊型自立訓練サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えていません
12	PQ21	▲支給量:障害児入所支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えていません
E. その他		
1	EF19	▲受付:事業所台帳に「指定有効開始年月日」及び「指定有効終了年月日」の情報が登録されていません
2	PP52	▲支給量:請求明細書の地域移行体験利用加算の「回数」の合計が実績記録票の地域移行体験利用加算の算定回数の合計と一致していません
3	PP53	▲支給量:請求明細書の地域移行体験宿泊加算Ⅰの「回数」の合計が実績記録票の地域移行体験宿泊加算Ⅰの算定回数の合計と一致していません
4	PP54	▲支給量:請求明細書の地域移行体験宿泊加算Ⅱの「回数」の合計が実績記録票の地域移行体験宿泊加算Ⅱの算定回数の合計と一致していません

4. 市町村等で実施する二次審査について

- 報酬の算定ルール上、市町村の個別の判断が必要となる「警告(重度)」のエラーコード(EL30)の原因と市町村等による確認観点の一例は、以下のとおり。

エラーコード	メッセージ
審査対象 請求情報	▲受付:地域移行加算の「退所後算定日」と「退所日」に同日が設定されています
	様式
	レコード:項目
	【請求書】
	【明細書】
【実績記録票】	基本:地域移行加算・退所後算定日、基本:地域移行加算・退所日
【上限額管理結果票】	—

●警告(重度)となる例

平成〇年4月分 施設入所支援提供実績記録票 (様式9)

受給者証番号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	支給決定障害者氏名	受給 太郎	事業所番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						
補足給付適用の有無	2	補足給付額(日額)	600 円/日	事業者及びその事業所	〇〇事業所						
支援実績											
日付	曜日	サービス提供 の状況	入院・外泊時 特別加算	入院時支 援特別加算	実費算定額	利用者 確認印	備考				
1	日				300 円/日	光熱水費の単価 100円/日					
2	月				300 円/日	100円/日					
3	火				300 円/日	100円/日					
4	水				300 円/日	100円/日					
5	木				300 円/日	100円/日					
6	金				300 円/日	100円/日					
7	土				300 円/日	100円/日					
8	日				300 円/日	100円/日					
9	月				300 円/日	100円/日					
10	火				300 円/日	100円/日					
11	水				300 円/日	100円/日					
12	木				300 円/日	100円/日					
13	金				300 円/日	100円/日					
14	土				300 円/日	100円/日					
15	日				300 円/日	100円/日					
16	月				300 円/日	100円/日					
17	火				300 円/日	100円/日					
18	水				300 円/日	100円/日					
19	木				300 円/日	100円/日					
20	金				300 円/日	100円/日					
21	土				300 円/日	100円/日					
22	日				300 円/日	100円/日					
23	月				300 円/日	100円/日					
24	火				300 円/日	100円/日					
25	水				300 円/日	100円/日					
26	木				300 円/日	100円/日					
27	金				300 円/日	100円/日					
28	土				300 円/日	100円/日					
29	日				300 円/日	100円/日					
30	月				300 円/日	100円/日					
合計					7 回	6 回	6 回	6 回			
					各小計	5,700 円	600 円	6,300 円			
					実費合計額						
入所時特別支援加算	利用開始日		30日目		当月算定日数						
地域移行加算	入所中算定日	〇年4月3日	退所日	〇年4月7日	退所後算定日	〇年4月7日					

・地域移行加算の「退所後算定日」が「退所日」と同一

■原因

【実績記録票】の「地域移行加算・退所後算定日」が、「地域移行加算・退所日」と同一日に設定されている。

地域移行加算は、利用者の入院・入所中に1回と、利用者の退院・退所後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退院・退所後1回を限度として加算を算定するものである。

しかし、退院・退所日と同じ日に2回目の地域移行加算を算定することについては、地域への移行を支援するために従業者等が利用者の居宅等を訪問して相談援助を行うという本加算の趣旨を鑑みて、市町村の確認が必要と考えられる。

なお、地域移行加算が設けられているサービスは、障害福祉サービスにあたっては「施設入所支援」「宿泊型自立訓練」が、障害児支援にあたっては「福祉型障害児入所施設」がある。

■確認の観点

市町村は、地域移行加算にかかる相談援助が行われた日について、支援内容等をサービス提供事業所に確認するなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」または「返戻」とする。

●正常となる例

施設入所支援提供実績記録票情報 (基本情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	地域移行加算		
				入所中算定日 (年月日)	退所日 (年月日)	退所後算定日 (年月日)
2018.06	991111	9910011111	9900000001	2018.06.15	2018.06.20	2018.06.25

・地域移行加算の「退所後算定日」が「退所日」と異なる



4. 市町村等で実施する二次審査について

- 複数事業所が関係する請求であり、どの請求が正しいか機械的に判断できない「警告(重度)」のエラーコード(PP74)の原因と市町村等による確認観点の一例は、以下のとおり。

エラーコード	メッセージ	
PP74	▲支給量:関係事業所における上限額管理結果票の「総費用額」が請求明細書の「総費用額」と一致していません	
審査対象 請求情報	様式	レコード:項目
	【請求書】	—
	【明細書】	基本:合計・総費用額
	【実績記録票】	—
	【上限額管理結果票】	明細:利用者負担額集計・利用者負担額

●警告（重度）となる例

■ 原因

【上限額管理結果票】の「利用者負担上限額管理結果」が「2」又は「3」の場合に、関係事業所の【明細書】の「請求額集計欄・合計・総費用額」が、【上限額管理結果票】の「利用者負担額集計・調整欄・総費用額」と異なってる。

例では、関係事業所の【明細書】の「請求額集計欄・合計・総費用額」(24,600円)が、【上限額管理結果票】の「利用者負担額集計・調整欄・総費用額」(48,353円)と異なるため、「警告(重度)」となる。

■ 確認の観点

【明細書】の「請求額集計欄合計 総費用額」及び【上限額管理結果票】の「利用者負担額集計・調整欄 総費用額」の設定内容を確認する。二次審査の結果、【明細書】の誤りの場合は「返戻」とする。

返戻の場合、サービス提供事業所は請求情報を修正し、翌月再請求する。

【上限額管理結果票】の誤りの場合は、請求は「支払」とする。翌月、上限額管理事業所は、【上限額管理結果票】の修正データを国保連合会に提出する。

● 正當となる例

- ・事業所番号等が同一
- ・【上限額管理結果票】の「総費用額」が
【明細書】の「総費用額」と同一

【明細書】の「総費用額」と同一

請求明細書情報（基本）

請求月別合計(左)	サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	請求額集計欄合計		...
					総費用額	...	
	2018.04	991111	1111111112	9999999999	48,353	...	

4. 市町村等で実施する二次審査について

- サービス提供実績記録票に不備があり、支払可否を市町村で判断する「警告(重度)」のエラーコード(PP89)の原因と市町村等による確認観点の一例は、以下のとおり。

エラーコード	メッセージ
PP89	▲支給量:請求明細書のサービス種類に該当する実績記録票が受付、または資格審査でエラーとなっています
審査対象 請求情報	様式
	レコード:項目
	【請求書】
	集計:サービス種類コード
【明細書】	—
	【実績記録票】
【上限額管理結果票】	—
	—

●警告(重度)となる例

請求明細書情報 (集計情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービス種類コード
2018.XX	991111	9940011111	9900000001	11:居宅介護

居宅介護サービス提供実績記録票情報 (基本情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	様式種別番号
2018.XX	991111	9940011111	9900000001	0101

一次審査結果
「エラー」

■原因

【明細書】(集計情報)の「サービス種類コード」が「21:療養介護」以外であり、かつ「サービス提供年月」、「市町村番号」、「事業所番号」、「受給者証番号」及び「サービス種類コード」に該当する様式種別番号の【実績記録票】が、国保連合会の一次審査の受付審査又は資格審査で「エラー」となっている。

●実績記録票のみがエラー

上記のように、療養介護を除く各サービスの【明細書】に対応する【実績記録票】が、国保連合会に提出されてはいるが、一次審査において何らかの理由で「エラー」となっている。

このようなケースは市町村等が二次審査で【実績記録票】の内容を確認し、支払可否を判断することが適当なため、一次審査で「警告(重度)」となる。

■確認の観点

「エラー」となっている【実績記録票】の内容を確認し、【明細書】までを「返戻」とすべき問題がなければ、「支払」とする。

また、次月以降に【実績記録票】が「エラー」とならないよう、サービス提供事業所に対して、記録(入力)方法についての指導を行う等の対応が考えられる。

●正常となる例

請求明細書情報 (集計情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービス種類コード
2018.XX	991111	9940011111	9900000001	11:居宅介護

居宅介護サービス提供実績記録票情報 (基本情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	様式種別番号
2018.XX	991111	9940011111	9900000001	0101

一次審査結果
「正常」

4. 市町村等で実施する二次審査について

- 入院又は外泊について、機械的に判断できない「警告(重度)」のエラーコード(PS85)の原因と市町村等による確認観点の一例は、以下のとおり。

エラーコード	メッセージ	
審査対象 請求情報	▲受付:入院、または外泊時に、「地域移行加算」が設定されています	
	様式	レコード:項目
	【請求書】	—
	【明細書】	—
	【実績記録票】	明細:日付、明細:地域移行加算
	【上限額管理結果票】	—

●警告（重度）となる例

- ・地域移行加算を行った日付のサービス提供の状況が「入院」「外泊」「入院→外泊」「外泊→入院」のいずれか

原因

施設入所支援、宿泊型自立訓練、障害児入所支援の【実績記録票】のある日の状況が、①地域移行加算を行っており、②1日または月末以外であり、③サービス提供の状況が「入院」「外泊」「入院→外泊」「外泊→入院」の4つのいずれかであり、④前日または翌日のサービス提供の状況が、上記に加え「入院→共同生活住居に戻る→外泊」「外泊→共同生活住居に戻る→入院」以外となっている。

例では、〇〇事業所の施設入所支援の【実績記録票】において、2018年4月16日に、外泊中に地域移行加算が行われているため、「警告(重度)」となる。

■ 確認の観点

地域移行加算は、①退所後の生活について相談援助を行い、かつ、退所後の居宅を訪問し相談援助及び連絡調整を行った場合、②退所後30日以内に居宅を訪問し相談援助を行った場合に、それぞれ入所中1回、退所後1回を限度に算定ができる。

よって、利用者の入院・外泊期間中に「地域移行加算」を算定することは一般的には考えられない。

そこで市町村等は、当日の「サービス提供の状況」などについてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断する。

● 正常となる例

施設入所支援提供実績記録票情報（明細情報）							
サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	様式種別番号	日付	地域移行加算	サービス提供の状況
2018.04	991111	1111111111	9999999999	0901	16	1	－

- ・地域移行加算を行った日付のサービス提供の状況が「入院」「外泊」「入院→外泊」「外泊→入院」のいずれでもない

4. 市町村等で実施する二次審査について

(3) 二次審査結果の提出方法

- 市町村等は、一次審査結果資料情報を基に二次審査を行い、その結果を二次審査結果情報として国保連合会へ提出する。二次審査結果情報は、二次審査の結果に応じ「二次審査結果票情報」もしくは「二次審査結果一覧情報」を作成する必要がある。

① 一次審査結果通りの場合：二次審査結果票情報を作成

二次審査の結果、国保連合会の一次審査結果通りとする場合、市町村等にて二次審査結果票情報を作成し、国保連合会に提出する。この場合は、二次審査結果一覧情報を提出する必要はない。

一次審査結果で「警告」とび「警告（重度）」となった請求情報は、「正常」と同様に支払処理が行われる。

<二次審査結果票情報の作成方法>

「一次審査結果票情報（基本情報レコード）」の「交換情報識別番号」を変更し、「二次審査年月日」を設定することで二次審査結果票情報を作成する。

<二次審査結果票情報の作成例>

一次審査結果票情報（基本情報）							
交換情報識別番号	レコード種別コード	市町村番号	市町村名	受付年月	受付件数	…	二次審査年月日
E711	01	990000	〇〇市	201805	100	…	— (未設定)

↓ 二次審査実施後

二次審査結果票情報（基本情報）							
交換情報識別番号	レコード種別コード	市町村番号	市町村名	受付年月	受付件数	…	二次審査年月日
E811 (変更)	01	990000	〇〇市	201805	100	…	20180523 (設定)

4. 市町村等で実施する二次審査について

②警告等を返戻にする場合：「二次審査結果一覧情報」を作成

二次審査の結果、国保連合会の一次審査結果で「正常」「警告」「警告(重度)」となっている請求情報を「返戻」にする場合、市町村等にて二次審査結果一覧情報を作成し、国保連合会に提出する。

この場合は、二次審査結果票情報を提出する必要はない。

<二次審査結果一覧情報の作成方法>

「返戻」として処理する請求情報のみ作成する。

「返戻」とする明細書等に該当する各情報に「二次審査年月日」「返戻コード」「返戻事由」を設定する。

<二次審査結果一覧情報の作成例(障害福祉サービスの場合)>

交換情報識別番号	入力識別番号	受付年月	二次審査年月日	返戻事由コード	返戻事由	...	市町村番号	事業所番号	受給者証番号
E821	J121	201805	20180523	SA01	〇〇〇〇	...	111111	111345····	1100000001
E821	J121	201805	20180523	SA01	〇〇〇〇	...	111111	111111····	1100000001
E821	J312	201805	20180523	SA01	〇〇〇〇	...	111111	113345····	1100000001
E821	J131	201805	20180523	SA01	〇〇〇〇	...	111111	112345····	1100000002
E821	J221	201805	20180523	SA01	〇〇〇〇	...	111111	114345····	1100000003

一次審査結果を返戻とする情報のみ作成

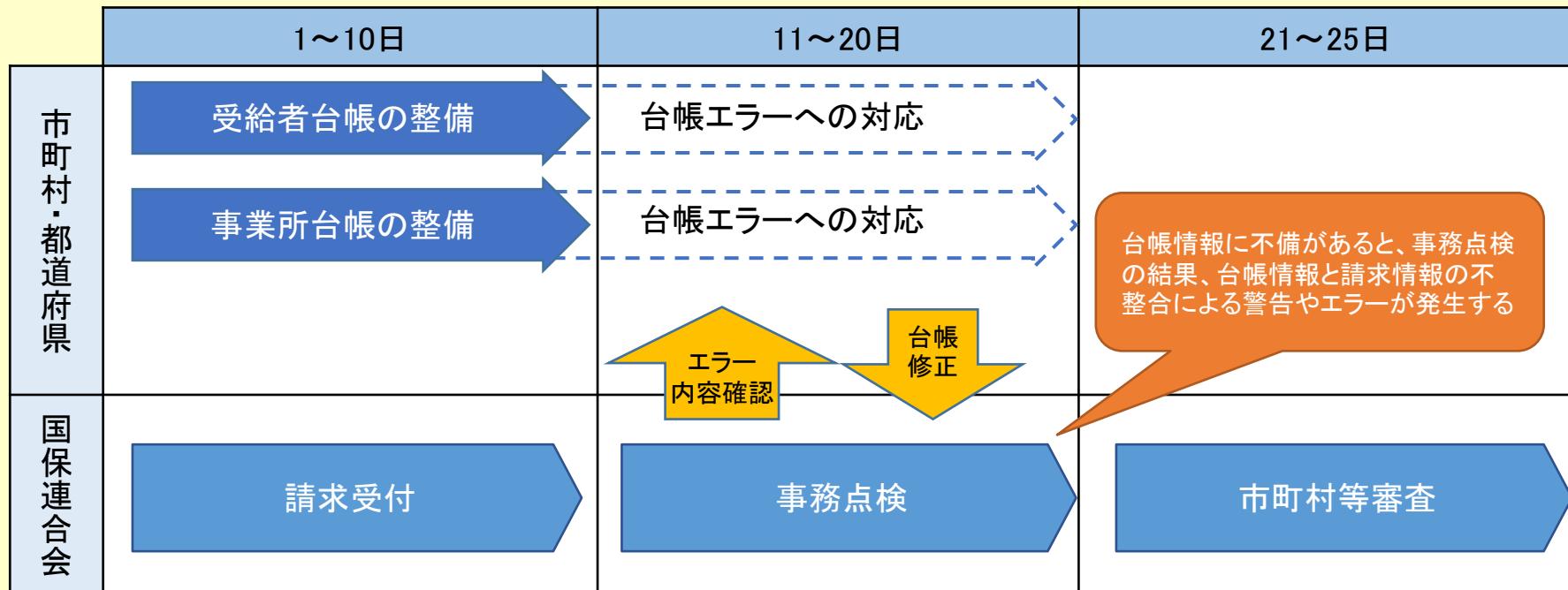
5. 台帳情報整備について

このページは空白です。

5. 台帳情報整備について

(1) 台帳整備の現状と改善

- 新たな審査支払事務の実施により、台帳情報に不備があると、これまで以上に警告やエラーが多く発生し、請求情報の受付期限(10日)までの対応が困難になることが予想される。
そのため、新たな審査支払事務を効果的・効率的に実施するためには、各種台帳情報を確実に整備することが前提となる。
- しかし、現在は請求情報の受付期限までに、国保連合会の台帳情報が十分に整備できていない場合があり、事務点検において台帳情報との不整合による警告やエラーが発生している状況が見受けられる。



- 各種台帳情報を確実に整備するため、以下の対応が考えられる。(国保連合会によって、対応や運用は異なる。)

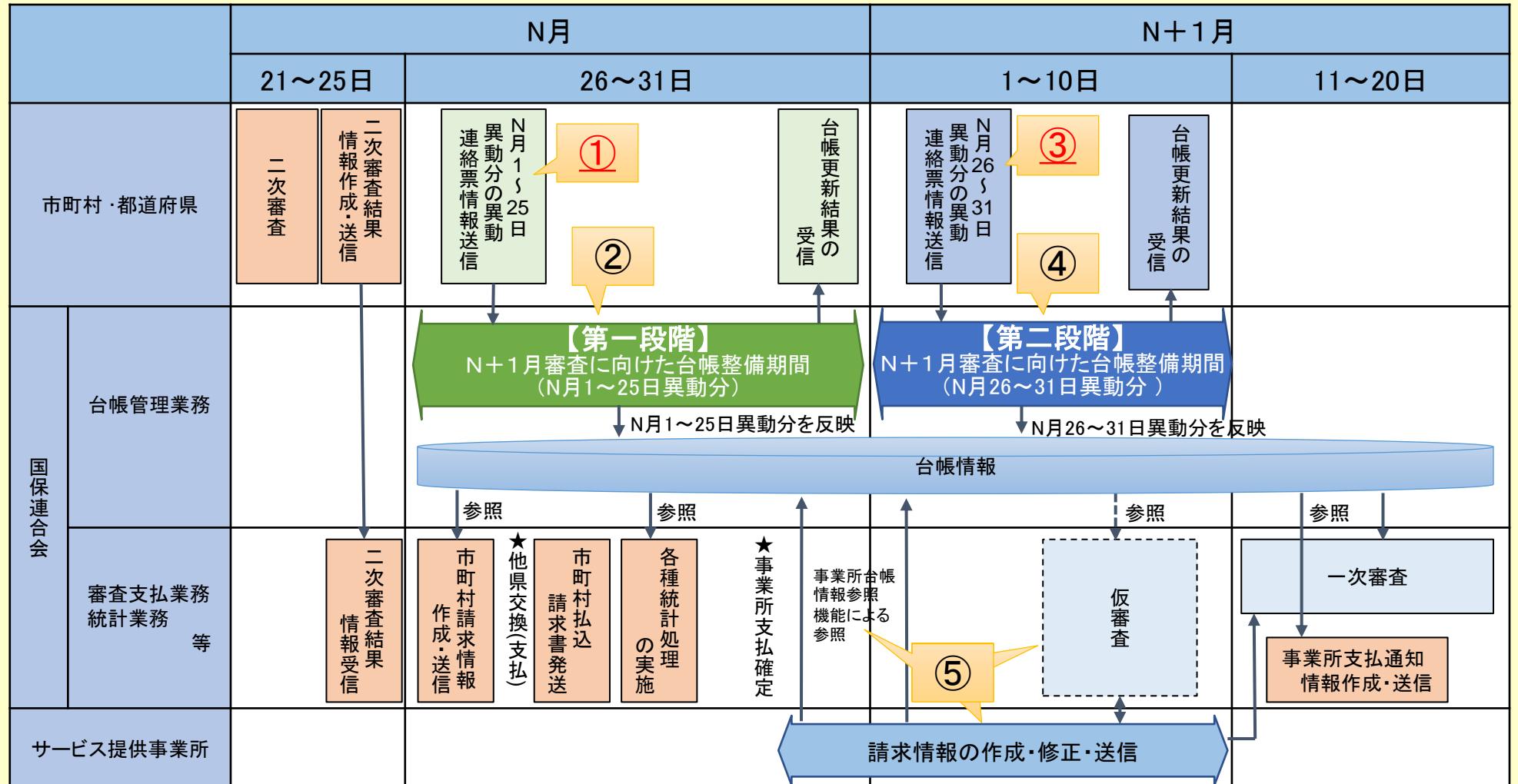
<例>

- ①台帳情報整備期間の前倒し
- ②仮審査の活用

5. 台帳情報整備について

(2) 台帳情報整備期間の前倒し

- 研究会報告書では、台帳誤り等を早期に解消することで、一次審査でのエラー対応や審査期間中の作業負荷の低減を図るため、市町村・都道府県による台帳情報整備を前倒して実施することが推奨された。
- 本提言内容を踏まえた台帳情報整備期間の前倒しにかかる運用イメージは、以下のとおり。



5. 台帳情報整備について

- 台帳情報整備期間の前倒しにかかる運用イメージは、以下のとおり。(赤字下線:市町村・都道府県作業)

①市町村・都道府県は、二次審査後(N月25日以降)にN月1日～25日ごろまでに生じた異動分(第一段階分)の台帳情報を対象に、異動連絡票情報を作成し、国保連合会に送信する。

②国保連合会は第一段階分の異動連絡票情報の受付及び点検を行い、必要に応じて市町村・都道府県と連携しエラーを解消した上で、月末までに台帳情報を登録する。

(なお、この間、国保連合会の審査支払等システムでは台帳情報を参照しながら、審査支払業務や統計業務にかかる処理を実行している。)

③市町村・都道府県は、翌月初(N+1月1～10日)にN月26日～31日までに生じた異動分(第二段階分)の台帳情報を対象に、異動連絡票情報を作成し、国保連合会に送信する。この間、仮審査等にて台帳誤りが判明した場合には、訂正連絡票情報を作成し、国保連合会に台帳情報の修正を依頼する。

④国保連合会は第二段階分の異動連絡票情報の受付及び点検を行い、必要に応じて市町村・都道府県と連携しエラーを解消した上で、10日までに台帳情報を登録する。

⑤サービス提供事業所は、請求情報を作成し、国保連合会へ送信する。

月末より、翌月(N+1月)の請求に向けて、事業所台帳情報参照機能などをを利用して請求情報の作成を行い、10日までに請求情報を送信する。

国保連合会は、一次審査におけるエラー・警告の発生状況を早期に確認するため、仮審査機能を活用し、事前に受け付けた請求情報をチェックする。

- 台帳情報整備期間の前倒しにより、国保連合会による仮審査やサービス提供事業所が使用する事業所台帳情報参照機能がより有効に活用され、請求誤りや台帳誤りを早期に確認することにより、一次審査期間中の作業負荷の低減が期待される。

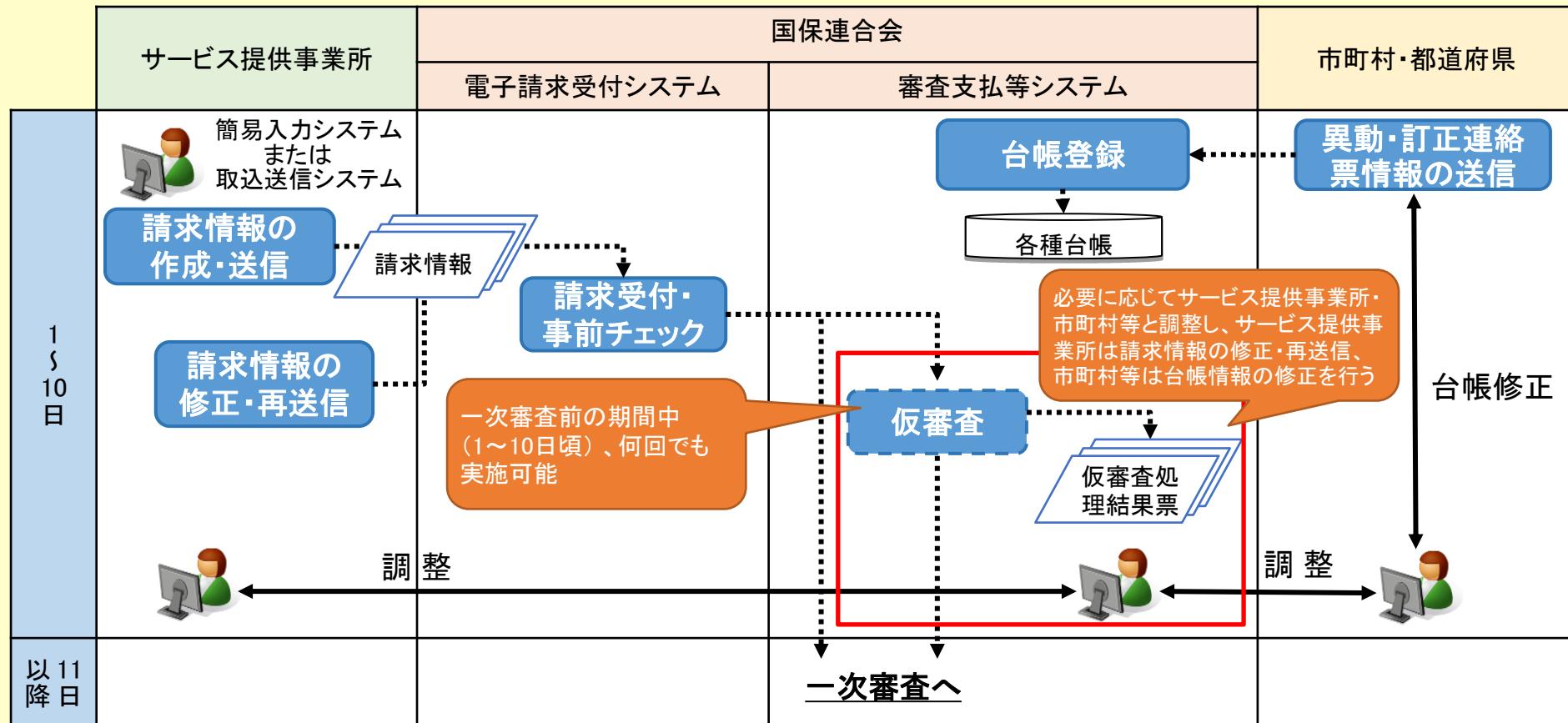
5. 台帳情報整備について

(3) 仮審査の活用

- 研究会報告書では、一次審査が円滑に運用するまでの間、国保連合会での一次審査で発生する警告やエラーの件数を抑えるため、仮審査を活用することが推奨された。
- 仮審査とは、一次審査前(1～10日頃)に、その時点までに受け付けた請求情報と登録された台帳情報を用いて、一次審査とほぼ同等の審査(支給量審査を除く。)を行うことができる審査支払等システムの機能の一つ。
※平成30年3月以前においては、「仮点検」として同等の機能を有している。
- 仮審査の結果は、仮審査処理結果票(一次審査の場合は一次審査処理結果票)に出力されるため、出力結果を都道府県・市町村へ送付し、台帳情報の確認やサービス提供事業所等へ送付し、請求情報の修正等を依頼することができる。
また、仮審査は一次審査前の期間中(1～10日頃)、何回でも実施可能であることから、修正された請求情報を用いて、再度実施することができる。

5. 台帳情報整備について

- 本提言内容を踏まえた仮審査にかかる運用イメージは、以下のとおり。



- 一次審査が円滑に運用するまでの間、国保連合会での一次審査で発生する警告やエラーの件数を抑えるため、台帳情報が早期に整備されていることを前提として、仮審査を活用することで、検出した警告やエラーの内容をサービス提供事業所へ提供することにより、請求情報の誤りが早期に発見できると考えられる。仮審査の結果を基に請求情報の修正並びに差し替え等を実施することでサービス提供事業所からの請求がより正確なものになり、警告やエラーの発生が抑止され、返戻件数の低減が期待できる。

このページは空白です。

6. その他審査支払事務の見直しに向けた対応について

このページは空白です。

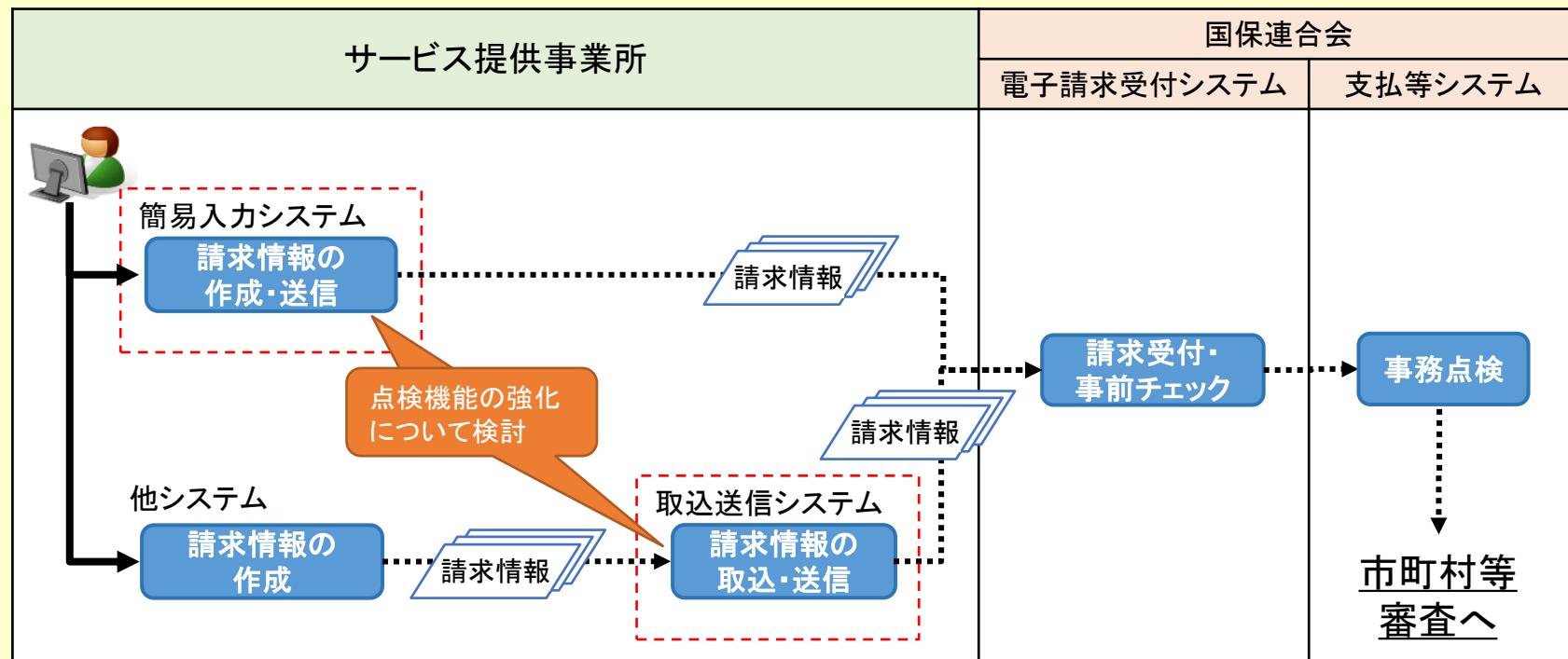
6-1. 請求時の点検機能強化について

このページは空白です。

6-1. 請求時の点検機能強化について

(1) 請求情報作成・送信の流れ

- サービス提供事業所は利用者へサービス提供した後、国保中央会が提供する簡易入力システム、または他システムを利用して請求情報を作成する。
- 簡易入力システムを利用する場合、請求情報の作成から国保連合会への送信までを行い、請求情報を作成する際に、請求内容の整合性や各種台帳情報との符合等の点検を実施している。
- 一方、他システムを利用する場合、国保連合会への送信については国保中央会が提供する取込送信システムを利用する必要があり、他システムで作成した請求情報を取込送信システムで取込む際に、最低限の点検を実施している。



6-1. 請求時の点検機能強化について

(2) 簡易入力システムの点検機能強化

- 研究会報告書の対応方針に基づき、国保連合会の支払等システムで実施している事務点検について、簡易入力システムにおける請求情報の入力画面での点検や請求情報作成時の点検を追加する。(観点①及び観点③)
- また、簡易入力システムでは、入力したサービス提供実績記録票の情報を基に請求明細書の情報を自動作成する機能を有している。本機能の対応範囲を拡充することにより、整合性のとれた請求情報を作成するようにする。(観点②)

システム	観点	対応内容
簡易入力システム	①各様式の入力画面への点検の追加	国保連合会の支払等システムで実施している事務点検について、請求情報の入力画面での点検を追加する。
	②請求明細書自動作成機能の拡充	サービス提供実績記録票と請求明細書における算定回数の整合性チェックについて、請求明細書自動作成機能の対応範囲を拡充し、整合性のとれた請求情報が作成されるようする。
	③請求情報作成時の点検の追加	国保連合会の支払等システムで実施している事務点検のうち、請求情報間を突合する点検や、請求した様式の重複チェックについて、請求情報作成時の点検を追加する。

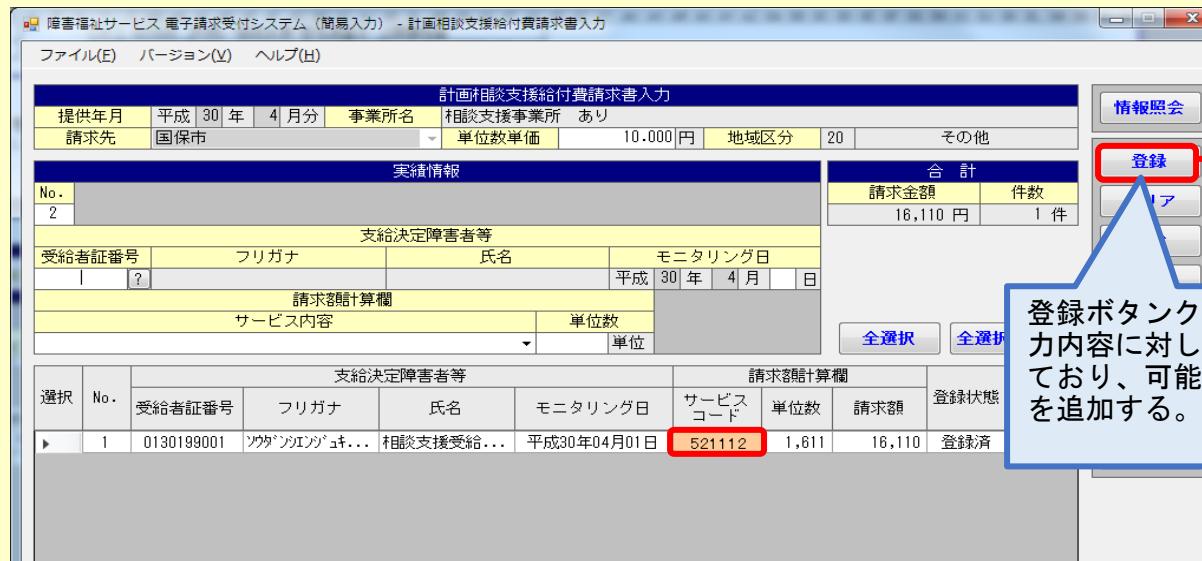
6-1. 請求時の点検機能強化について

①各様式の入力画面への点検の追加

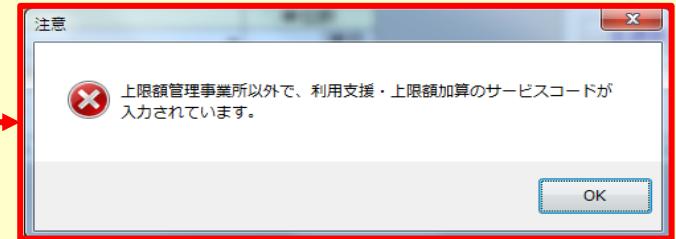
- 国保連合会(支払等システム)で実施している事務点検について、サービス提供実績記録票や請求明細書等の各種請求情報の入力画面における点検を追加する。

<例:【計画相談支援給付費請求書入力】画面の場合>

【計画相談支援給付費請求書入力】画面



【注意】画面



登録ボタンクリック時に入力内容に対して点検を行っており、可能な範囲で点検を追加する。

No	分類	対応内容	点検項目数
1	支払等システムと同様の点検	支払等システムで実施している点検と同様の点検を追加する。 <例> EG22では、提供年月における有効な支給決定情報を基に、終了年月日が決定支給期間終了年月日以前であることを点検する。	15
2	新たに台帳情報の追加が必要となる点検	簡易入力システムで点検を行うためには、台帳情報に新たに項目を追加する必要があり、サービス提供事業所への新たな台帳情報の登録による負担増が考えられるため、既に登録済みの台帳情報の内容で実施できる範囲では、点検を追加する。	3

6-1. 請求時の点検機能強化について

②請求明細書自動作成機能の拡充

- サービス提供実績記録票と請求明細書における算定回数の整合性チェックについて、請求明細書自動作成機能の対応範囲を拡充し、整合性のとれた請求情報が作成されるようとする。

<例: 地域移行支援の初回加算の場合>

【地域移行支援提供実績記録入力】画面

電子申請受付システム（簡易入力） - 地域移行支援提供実績記録入力

ファイル(E) バージョン(V) ヘルプ(H)

地域移行支援提供実績記録票 基本情報入力内容確認

提供年月 平成30年4月分 事業所名 相談支援事業所あり
受給者証番号 0130199001 ? 種別支援受給者 ... 市町村名 国保市

退院・退所月加算 退院・退所日 平成 年 月 日

合計
支援実績
算定日数
4日

コピー 貼り付け

サービス提供実績記録票を入力することにより、請求明細書を自動作成する。

情報照会
登録
クリア
削除
戻る
明細クリア

日付	支援実績	サービス提供の状況	ID番号
01日(日)	1		
02日(月)	1		
03日(火)	1		
04日(水)	1		
05日(木)			
06日(金)			
07日(土)			
08日(日)			
09日(月)			
10日(火)			
11日(水)			
12日(木)			
13日(金)			
14日(土)			
15日(日)			
16日(月)			
17日(火)			
18日(水)			
19日(木)			

【請求明細書自動作成確認】画面

請求明細書自動作成確認

サービス開始日等

サービス種別	開始年月日	終了年月日
53	平成30年4月1日	平成年月日
	平成年月日	平成年月日

自動作成されるサービス
現在の入力内容で自動作成される請求明細書(明細情報)の内容です。

No.	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要
1	地域移行	531111	2,323単位	1回	2,323単位	
2	地域移行特地加算	536015	348単位	1回	348単位	

加算のサービス
追加する加算サービスの回数を設定してください。

No.	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要
1	地域移行初回加算	536020	500単位	1回	500単位	

背景色が水色の箇所は入力が可能です

明細書作成 キャンセル

s20170417019 v2.21.0

No	分類	対応内容	点検項目数
1	加算の併給チェック、サービス提供実績記録票と請求明細書との算定回数の整合性チェックについては、請求明細書自動作成機能の対応範囲を拡充し、整合性のとれた請求情報が作成されるように対応する。 なお、請求明細書自動作成に対応するサービスは、地域移行支援と地域定着支援である。	加算の併給チェック、サービス提供実績記録票と請求明細書との算定回数の整合性チェックについては、請求明細書自動作成機能の対応範囲を拡充し、整合性のとれた請求情報が作成されるように対応する。 なお、請求明細書自動作成に対応するサービスは、地域移行支援と地域定着支援である。	8

6-1. 請求時の点検機能強化について

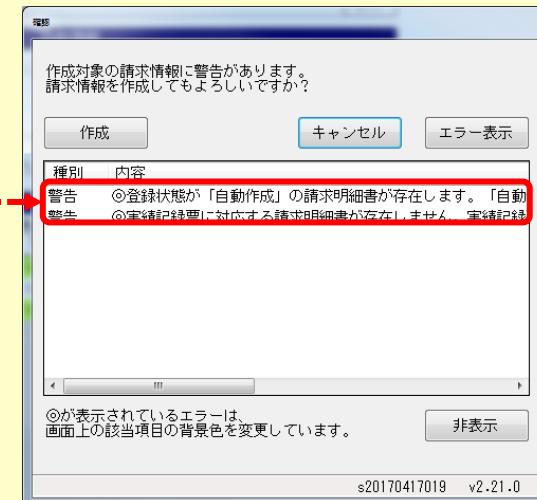
③請求情報作成時の点検の追加

- 国保連合会(支払等システム)で実施している事務点検のうち、請求情報間を窓口する点検や、請求内容が重複しないことのチェックについて、請求情報作成時の点検を追加する。

【請求情報作成】画面

The screenshot shows the 'Claim Information Entry' window. The 'Check' tab is selected. In the top section, there are fields for 'Claim Year/Month' (平成29年7月1日請求), 'Recipient' (北海道国民健康保険団体連合会), 'Method' (Delivery), and 'Output Destination'. Below this is a table for 'Claim Information' with rows for 'Service Provider Performance Record' (平成29年05月) and 'Medical Care Payment Request Form - Detail' (1). A 'Information Extraction' button is present. The main area displays a table of 'Check Information' with columns for 'Check Item', 'Year/Month', 'City/Town/Village', 'Postcode', 'Recipient ID', 'Recipient Name', 'Format', 'Status', and 'Last Creation Date'. Three rows are listed: 1. 平成29年05月 市町村 011111111111 受給者ID 111111111111 居宅介護サービス提供実績記録票 2. 平成29年05月 市町村 011111111111 受給者ID 211111111111 介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第二) 3. 平成29年05月 市町村 011111111111 受給者ID 411111111111 自立訓練(機能訓練)サービス提供実績記録票. A warning message at the bottom states: '実績記録票に対応する請求明細書の登録状態が、「自動作成」となっています。' (The registration status of the claim detail corresponding to the performance record is 'Automatically Created'). The bottom right shows the date '2017/04/17 09:19' and version 'v2.21.0'.

【確認】画面



No	分類	対応内容	点検項目数
1	利用者負担上限額管理結果票に関する点検	上限額管理事業所において、利用者負担上限額管理結果票の提出が必要な場合に、当該資料が作成されているかの点検を追加する。 また、利用者負担上限額管理結果票と請求明細書間で、上限額管理事業所の事業所番号が存在しているか、管理結果及び金額が一致しているかの点検を追加する。	5

6-1. 請求時の点検機能強化について

(3) 取込送信システムの点検機能強化

- 取込送信システムにおいて、「単位数表マスタとの突合チェック」について、以下のとおり対応を行う。

システム	点検種類	対応方針	対応内容等
取込送信 システム	単位数表マスタとの 突合チェック	①支払等システムと 同様の点検を追加	取込送信システムに単位数表マスタを追加し、支払等システムで実施している点検と同様の点検を追加する。
		②支払等システムの点 検内容を緩和して追加	支払等システムと同等の点検を行うために台帳情報の内容が 必要となる点検について、台帳情報の内容が必要とならない範 囲で点検を追加する。

6-1. 請求時の点検機能強化について

①支払等システムと同様の点検を追加

- 取込送信システムに単位数表マスタを追加し、支払等システムで実施している点検と同様の点検を追加する。

No	分類	対応内容	点検項目数
1	サービスコード等の点検	請求情報に設定されているサービス種類コード、サービスコード、決定サービスコードが単位数表マスタに存在し、有効期間内であることを点検する。	7
2	単位数、単位数単価の点検	請求明細書のサービスコードの単位数が単位数表マスタの単位数(あるいは加算率)と一致していることを点検する。 単位数単価は、単価表マスタに設定されている単位数単価と一致していることを点検する。	6
3	決定サービスコードの点検	請求明細書(明細情報)のサービスコードに該当する決定サービスコードが請求明細書(契約情報)に存在することを点検する。	1
4	モニタリング日の点検	サービス利用計画作成費請求書、障害児相談支援給付費請求書でモニタリング日に値がない場合、減算対象のサービスコード、または利用者負担上限額管理加算のみのサービスコードであることを点検する。	1
5	各種加算の併給チェック	併給不可の加算をチェックする。	3
6	算定回数のチェック	サービスコードの算定回数制限を超えないことを点検する。 加算の算定回数が基本報酬の最大の回数以下であることを点検する。	6
7	各種加算の算定可能回数の点検	帰宅時支援加算等、算定可能回数が規定されている報酬について、算定回数が上限を超えていないことを点検する。	7
8	その他算定要件チェック	報酬の算定要件に一部適合していることをチェックする。	16

6-1. 請求時の点検機能強化について

②支払等システムの点検内容を緩和して追加

- 台帳情報の内容が必要となる点検については、支払等システムで実施している点検内容を緩和し、点検を追加する。

No	分類	対応内容	点検項目数
1	基本報酬と加算の合計 回数チェック	基本報酬と加算の回数の合計が、暦日数を超えないこと等をチェックする。	2

6-1. 請求時の点検機能強化について

(4) 一次審査におけるチェックの拡充・強化に伴う対応

- 一次審査におけるチェックの拡充・強化に向け、国保連合会の審査支払等システムで「新たなチェックの追加」として検討している以下のチェックについて、簡易入力システムで対応可能な範囲で、点検強化を行う。

システム	一次審査におけるチェックの拡充・強化の観点	対応内容								
簡易入力システム	①基準該当事業所の報酬に対する算定要件チェック	<table border="1"><thead><tr><th>対応方法</th><th>対応内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>サービス提供実績記録票の対応</td><td>サービス提供実績記録票に設定する各種加算の提供実績について、基準該当事業所において算定できない加算の実績が入力されていないことを点検する。</td></tr><tr><td>請求明細書自動作成機能の対応</td><td>簡易入力システムでは、入力したサービス提供実績記録票の情報から請求明細書の情報を自動作成する機能を有している。 この機能において、基準該当事業所の場合に算定できない報酬については、自動作成されないよう対応する。 なお、事業所情報(基本情報)の内容に誤りがある場合、【基本情報入力内容確認画面】で警告表示を行う。</td></tr><tr><td>相談支援給付費請求書の対応</td><td>相談支援給付費請求書について、基準該当事業所において算定できない報酬が入力されていないことを点検する。</td></tr></tbody></table>	対応方法	対応内容	サービス提供実績記録票の対応	サービス提供実績記録票に設定する各種加算の提供実績について、基準該当事業所において算定できない加算の実績が入力されていないことを点検する。	請求明細書自動作成機能の対応	簡易入力システムでは、入力したサービス提供実績記録票の情報から請求明細書の情報を自動作成する機能を有している。 この機能において、基準該当事業所の場合に算定できない報酬については、自動作成されないよう対応する。 なお、事業所情報(基本情報)の内容に誤りがある場合、【基本情報入力内容確認画面】で警告表示を行う。	相談支援給付費請求書の対応	相談支援給付費請求書について、基準該当事業所において算定できない報酬が入力されていないことを点検する。
対応方法	対応内容									
サービス提供実績記録票の対応	サービス提供実績記録票に設定する各種加算の提供実績について、基準該当事業所において算定できない加算の実績が入力されていないことを点検する。									
請求明細書自動作成機能の対応	簡易入力システムでは、入力したサービス提供実績記録票の情報から請求明細書の情報を自動作成する機能を有している。 この機能において、基準該当事業所の場合に算定できない報酬については、自動作成されないよう対応する。 なお、事業所情報(基本情報)の内容に誤りがある場合、【基本情報入力内容確認画面】で警告表示を行う。									
相談支援給付費請求書の対応	相談支援給付費請求書について、基準該当事業所において算定できない報酬が入力されていないことを点検する。									
②請求明細書とサービス提供実績記録票の回数の整合性チェックの強化	障害福祉サービス、障害児支援の各サービスの加算について、請求明細書とサービス提供実績記録票の回数の整合性チェックの強化を行うため、請求明細書の自動作成時、または請求明細書の入力時に回数に関する点検を追加する。 【点検内容】 <ul style="list-style-type: none">・回数が算定可能回数以下であるかの点検・加算の回数が基本報酬の回数以下であるかの点検・加算の回数が他の加算の回数以下であるかの点検									
③同一日・同一利用時間帯の重複サービス利用チェック	同一日・同一利用時間帯の重複サービス利用チェックの強化を行うため、サービス提供実績記録票入力画面で点検を追加する。 【対象サービス】 居宅介護、同行援護、重度包括支援									

このページは空白です。

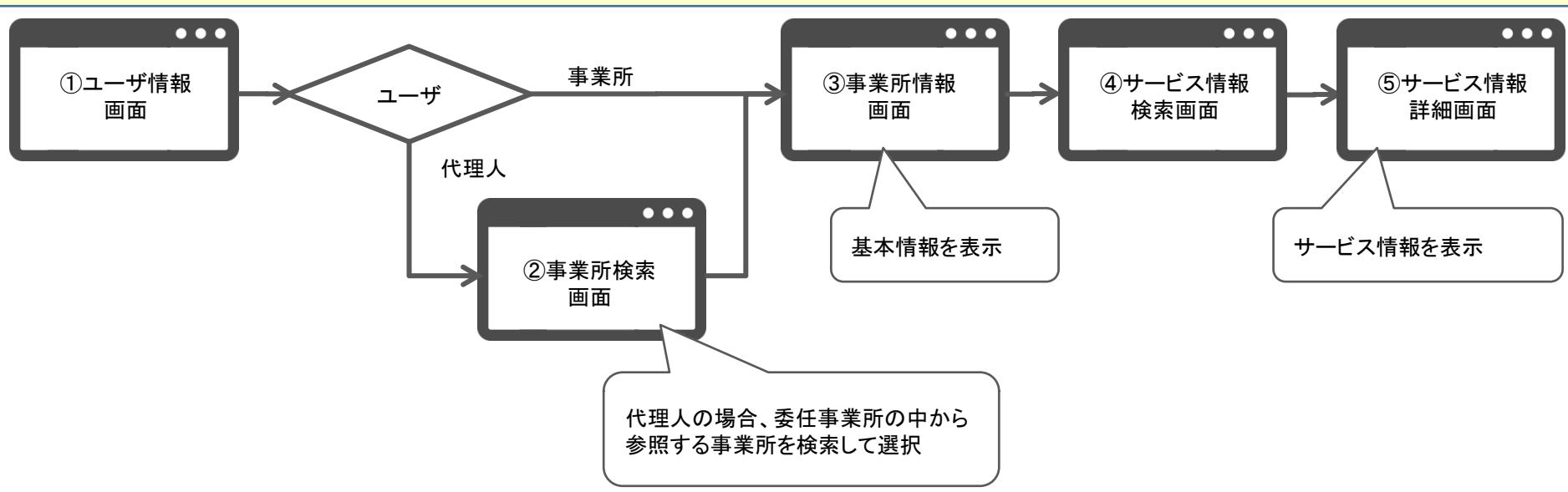
6-2. 事業所台帳情報参照機能について

このページは空白です。

6-2. 事業所台帳情報参照機能について

(1) 事業所台帳情報参照機能の概要

- サービス提供事業所にて請求情報に対する警告やエラーの原因を特定しやすくするため、国保連合会に登録されている事業所台帳情報を参照できるように、電子請求受付システムに事業所台帳情報参照機能を追加する。
- 事業所の基本情報及びサービス情報を参照できる画面を追加し、サービス提供事業所より国保連合会に登録されている自事業所分の事業所台帳情報(※1)を参照可能とする。
なお、代理人(※2)の場合は委任事業所について必要な情報を参照可能とする。
※1 事業所台帳情報、障害児施設台帳情報及び地域生活支援事業事業所台帳情報
※2 事業所は代理人へ請求業務を委任することが可能であり、その際、代理人は事業所から委任された請求業務について、国保連合会へ代理人申請を行うこととされている。
- 事業所台帳情報参照機能における台帳情報の参照フローは、以下のとおり。



6-2. 事業所台帳情報参照機能について

(2) 事業所台帳情報参照画面のイメージ

- 事業所の基本情報及びサービス情報を参照できる「⑤サービス情報詳細画面」のイメージは以下のとおり。

サービス情報詳細			
事業所番号	0149999999	更新日時	9999年99月99日 99時
事業所名	主たる事業所名称NNNNNNNNNNNNNNNN		
サービス種類	11:居宅介護		
サービス提供単位番号	000	登録市町村番号	010001:市町村名
有効期間	9999年99月99日 ~ 9999年99月99日	状態	-
以下のようなサービス情報が登録されています。			
サービス基本情報			
異動年月日	20160101	異動区分	新規
訂正年月日	20160201	訂正区分	修正
指定市町村番号	019999:市町村名	みなし指定の有無	無し
地域区分	一級地	事業実施区分	単独
事業開始年月日	2016年01月01日	事業休止年月日	-
事業廃止年月日	-	事業再開年月日	-
処理年月	2016年01月		
基準該当情報			
登録市町村番号	010001:市町村名	受領委任の有無	有り
登録開始年月日	2016年01月01日	登録終了年月日	2018年12月31日
中略			
NNNNNNNN	NNNNNNNN	NNNNNNNN	NNNNNNNN
NNNNNNNN	NNNNNNNN	NNNNNNNN	NNNNNNNN
福祉・介護職員待遇改善情報			
加算の有無	有り	特別加算の有無	無し
キャリアパス区分	Ⅲ(量的要件)	主たる事業所サービス種類1	居宅介護
主たる事業所サービス種類2	-	主たる事業所施設区分	介護サービス包括型
指定更新情報			
指定有効開始年月日	2016年01月01日	指定有効終了年月日	-
指定更新申請中区分	無し	効力停止開始年月日	-
効力停止終了年月日	-		
<input type="button" value="閉じる"/>			

更新日時

表示対象のサービス情報の電子請求受付システムへの連携日時を表示。

ヘッダ情報

表示対象の事業所等が明確になるよう、画面上部に事業所番号等を表示。

訂正年月日

訂正による更新等を判断できるようにするため、訂正年月日を表示。

処理年月

登録、または更新された年月を確認するための項目として、事業所台帳情報(サービス情報)の処理年月を表示。

過去の請求を行う場合には、その年月時点における台帳情報の内容を確認することが可能。

項目値の表示方針

サービス情報の項目値については、基本的に以下の方針で表示。

- ・日付 : yyyy年MM月dd日／yyyy年MM月
 - ・サービス種類 : コード + ":" + サービス種類名称
 - ・その他コード値 : コード名称
 - ・その他項目 : 値をそのまま表示
- ※項目名や項目値が長い場合、自動的に改行。

また、サービス種類や事業所区分に応じて必要な項目を表示。

6-3. 事務処理マニュアルの作成について

このページは空白です。

6-3. 事務処理マニュアルの作成について

(1) 審査事務にかかる事務処理マニュアル

① 目的

研究会報告書の提言を踏まえ、国保連合会から市町村等へ提供される一次審査結果資料の見方、一次審査で発生する警告及びエラーの原因や対応方法、さらには二次審査の観点等を市町村等の担当者が理解し、二次審査にかかる事務処理を円滑に実施することを目的に、審査事務にかかる事務処理マニュアルを作成する。

② マニュアルの構成

審査事務にかかる事務処理マニュアルは、以下の構成で作成する。

構成	記載内容
1. はじめに	<ul style="list-style-type: none">・マニュアルの目的・審査事務の意義・審査における国保連合会と市町村等の役割分担
2. 審査事務の概要	<ul style="list-style-type: none">・障害者総合支援法・児童福祉法による福祉施策の全体像・サービスの体系・給付事務の概要・審査事務の概要・請求情報
3. 国保連合会からの提供資料	
3-1. 一次審査処理結果票	国保連合会から提供される二次審査前の事前確認資料の見方、ポイント <ul style="list-style-type: none">・一次審査処理結果票(事業所／市町村／都道府県／支給量オーバー)・一次審査エラーコード別処理結果票(市町村／都道府県)
3-2. 一次審査結果資料	国保連合会から提供される一次審査結果資料の見方、ポイント <ul style="list-style-type: none">・一次審査結果票・返戻(予定)一覧表・警告一覧表・審査対象明細表・支給量オーバーチェックリスト・時効却下リスト、請求時効該当確認リスト 等

6-3. 事務処理マニュアルの作成について

構成	記載内容
4. 二次審査について	
4-1. 警告(重度)の確認と判定	<ul style="list-style-type: none"> ・二次審査と「警告(重度)」 ・「警告(重度)」となる理由 ・「警告(重度)」となるエラーコードの原因と確認の観点
	<p>4-2. 二次審査結果の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二次審査結果として作成する二次審査結果情報の概要、作成方法、留意点 ・一次審査結果通りの場合：二次審査結果票情報 ・警告等を返戻にする場合：二次審査結果一覧情報
5. 過誤処理について	
5-1. 過誤処理の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・過誤の種類と過誤処理 ・過誤申立・再請求の流れ ・過誤処理の運用スケジュール
	<p>5-2. 請求情報に誤りがあった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過誤情報受け渡しの流れ ・同月過誤 ・未調整過誤 ・過誤処理を行う際の留意点
6. FAQとよくあるエラー	
6-1. 審査事務にかかるFAQ	<ul style="list-style-type: none"> ・審査事務にかかるよくある質問と回答
	<p>6-2. よくあるエラー(一次審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エラーの発生状況と傾向 ・警告からエラーへの移行(平成30年度下期以降、段階的に) ・よくあるエラーと対処法

※平成29年度中に暫定版、平成30年度上期に初版を提供予定

6-3. 事務処理マニュアルの作成について

(2) 台帳整備にかかる事務処理マニュアル

① 目的

研究会報告書の提言を受け、国保連合会に登録する各種台帳情報の整備方法、台帳整備で発生するエラーの原因や対応方法等について市町村等の担当者が理解し、台帳整備にかかる事務処理を円滑に実施することを目的に、台帳整備にかかる事務処理マニュアルを作成する。

② マニュアルの構成

台帳整備にかかる事務処理マニュアルは、以下の構成で作成する。

構成	記載内容
1. はじめに	<ul style="list-style-type: none">・マニュアルの目的・台帳整備の意義
2. 台帳整備の概要	<ul style="list-style-type: none">・台帳整備事務の運用フロー・台帳情報整備期間の前倒し・台帳整備事務の作業
3. 受給者台帳(市町村)	
3-1. 台帳情報の異動／訂正処理	<ul style="list-style-type: none">・市町村が受給者の情報を提供、国保連合会が台帳に登録・受給者の情報に異動が発生した場合→受給者異動連絡票情報・受給者の情報を過去に遡り訂正する場合→受給者訂正連絡票情報・モニタリング情報・受給者異動・訂正連絡票情報についての参考資料
3-2. エラーの原因や対処方法	<ul style="list-style-type: none">・受給者台帳取込エラーリスト・受給者台帳受付点検エラーリスト・受給者異動・訂正連絡票情報の台帳への登録と登録結果の送信(国保連合会)・事業所からの請求情報との突合で不一致が発見された場合・典型的なエラー事例とその対処方法(受給者情報)

6-3. 事務処理マニュアルの作成について

構成	記載内容
4. 事業所台帳(都道府県)	
4-1. 台帳情報の異動／訂正処理	<ul style="list-style-type: none">・都道府県が事業所の情報を提供、国保連合会が台帳に登録・事業所の情報に異動が発生した場合→事業所異動連絡票情報・事業所の情報を過去に遡り訂正する場合→事業所訂正連絡票情報
4-2. エラーの原因や対処方法	<ul style="list-style-type: none">・事業所台帳取込エラーリスト・事業所台帳受付点検エラーリスト・事業所異動・訂正連絡票情報の台帳への登録と登録結果の送信(国保連合会)・事業所からの請求情報との突合で不一致が発見された場合・典型的なエラー事例とその対処方法(事業所情報)
5. FAQ	<ul style="list-style-type: none">・台帳事務にかかるFAQ

※平成29年度中に暫定版、平成30年度上期に初版を提供予定

6-4. 自治体職員等向けの研修内容について

このページは空白です。

6-4. 自治体職員等向けの研修内容について

(1)自治体・国保連合会の新任担当職員向け研修

○ 以下の内容で、自治体及び国保連合会の新任担当職員向けの研修を実施予定である。

No	事項	内容	
		自治体の新任担当職員向け研修	国保連合会の新任担当職員向け研修
1	研修の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・審査支払事務を遂行する上で必要な制度知識の習得 ・審査支払事務における自治体の役割と位置づけの理解 ・審査支払事務や国保連合会で取扱う市町村事務共同処理業務の理解 ・各種台帳情報の整備方法の理解 	<ul style="list-style-type: none"> ・審査支払事務を遂行する上で必要な制度知識の習得 ・審査支払事務における国保連合会の役割と位置づけの理解 ・審査支払事務や市町村事務共同処理業務の概要の理解 ・審査支払等システム(標準システム)の概要の理解
2	研修の実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省及び国保中央会 	<ul style="list-style-type: none"> ・国保中央会
3	研修の受講対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス等の給付費等の審査支払事務に携わる新任担当職員(市町村職員及び都道府県職員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス等の給付費等の審査支払事務に携わる新任担当職員
4	研修の実施形態	<ul style="list-style-type: none"> ・集合研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・集合研修
5	研修会場	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロック毎の地域の中から選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・国保中央会
6	研修時間	<ul style="list-style-type: none"> ・半日～1日程度 	<ul style="list-style-type: none"> ・半日～1日程度
7	研修の実施時期及び頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロック別に年1回 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年6月頃に、年1回
8	研修のカリキュラム	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の変遷と全体概要 ・給付の仕組みと自治体の役割(根拠法令等も含む) ・事業者指定と事業者台帳整備 ・支給決定と受給者台帳整備 ・給付費等の請求から支払までの流れと業務処理日程 ・審査における国保連合会と自治体の役割分担(仮審査・一次審査と二次審査) ・二次審査の実施内容と代表的なエラーや警告の原因と対処方法 ・過誤調整 ・国保連合会との各種データ授受(伝送通信ソフトの概要) ・高額障害福祉サービス費・高額障害児給付費支給処理業務(国保連合会委託の場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の変遷と全体概要 ・給付の仕組みと国保連合会の役割(根拠法令等も含む) ・事業者指定と事業者台帳整備 ・支給決定と受給者台帳整備 ・給付費等の請求から支払までの流れと業務処理日程 ・審査における国保連合会と自治体の役割分担(仮審査・一次審査と二次審査) ・代表的なエラーや警告の原因と対処方法 ・過誤調整 ・市町村事務共同処理業務 ・審査支払等システム(標準システム)の概要 ・インターネット請求と簡易入力システム、取込送信システムの概要

6-4. 自治体職員等向けの研修内容について

(2) 事業者向け研修

- 請求時のミスを減らし、一次審査での警告やエラーの発生を未然に防止するため、事業者向けの研修は以下のように段階的に推進する予定。
- 第一段階としては、正しい請求を行うためのポイント等をまとめた小冊子を作成する。(第二段階、第三段階の対応内容については、今後の検討とする。)

段階	概要	内容	備考
第一段階	パンフレット(小冊子)の作成・配布	エラーの発生状況を踏まえ、正しい請求情報を作成するためのポイントをまとめた小冊子を作成し、自治体や国保連合会が実施する事業者説明会で活用する。	・事業者説明会の開催が予定されていない地域を考慮し、ホームページ等でも資料を公開。 ・詳細は、「6-5. 国保連合会における一次審査の円滑な実施に向けた対応について」を参照。
第二段階	研修テキストの整備	障害者総合支援制度や給付費請求事務の解説など、事業者研修に必要なテキストを整備する。	請求情報の作成手順や誤りが多い事例からの注意点など、サービスの分類(訪問系／日中活動系／入所系／相談支援系など)ごとの請求情報の作成を解説したテキストを整備。
第三段階	eラーニングの実施	研修テキストに沿って、請求情報作成のポイントや請求誤りの事例をmajieながらeラーニングを実施する。	eラーニングの対象とする事業所は、新規開設の事業所を優先し、順次対象を拡大。

6-5. 国保連合会における一次審査の円滑な実施に向けた 対応について

このページは空白です。

6-5. 国保連合会における一次審査の円滑な実施に向けた対応について

(1) 審査事務の円滑な実施に向けた対応

- 平成30年度より、国保連合会において一次審査が開始されることになる。

国保連合会における一次審査の円滑な実施に向け、「サービス提供事業所向けパンフレット(小冊子)の作成」や「関係機関への周知等」を行う。また、審査支払等システムにおいても、「テスト環境を利用した影響確認」や、「サービス提供事業所への一次審査処理結果票の提供」を行う。

No	対応項目	対応内容	対応時期
1	サービス提供事業所向けパンフレット(小冊子)の作成	請求情報を正しく作成するためのポイントをまとめた小冊子を作成し、自治体や国保連合会がサービス提供事業所向けの説明に活用できるようにする。	平成30年3月
2	関係機関への周知等	平成30年度より開始される審査支払事務の見直し対応の内容を関係機関(市町村・都道府県・サービス提供事業所)へ周知する。 (例:事務連絡、説明会の開催等)	～平成30年4月頃まで
3	テスト環境を利用した事前検証	国保連合会のテスト環境に先行してリリースされる審査支払等システムβ版を活用し、実際の請求情報を基に一次審査を実施した結果を参照し、一次審査の結果として出力される帳票や、一次審査で発生するエラー・警告の状況等について事前に影響を確認する。	平成30年1月22日～平成30年4月頃まで
4	サービス提供事業所への一次審査処理結果票の提供	審査支払等システムより出力される『一次審査処理結果票(事業所)』をサービス提供事業所へ提供し、周知する。	平成30年5月以降

6-5. 国保連合会における一次審査の円滑な実施に向けた対応について

(2) サービス提供事業所向けパンフレット(小冊子)の作成

- サービス提供事業所において、請求情報を正しく作成するためのポイントをまとめた小冊子を作成し、自治体や国保連合会がサービス提供事業所向けの説明に活用できるようにする。
また、事業者説明会の開催が予定されていない地域を考慮し、ホームページ等でも資料を公開する。

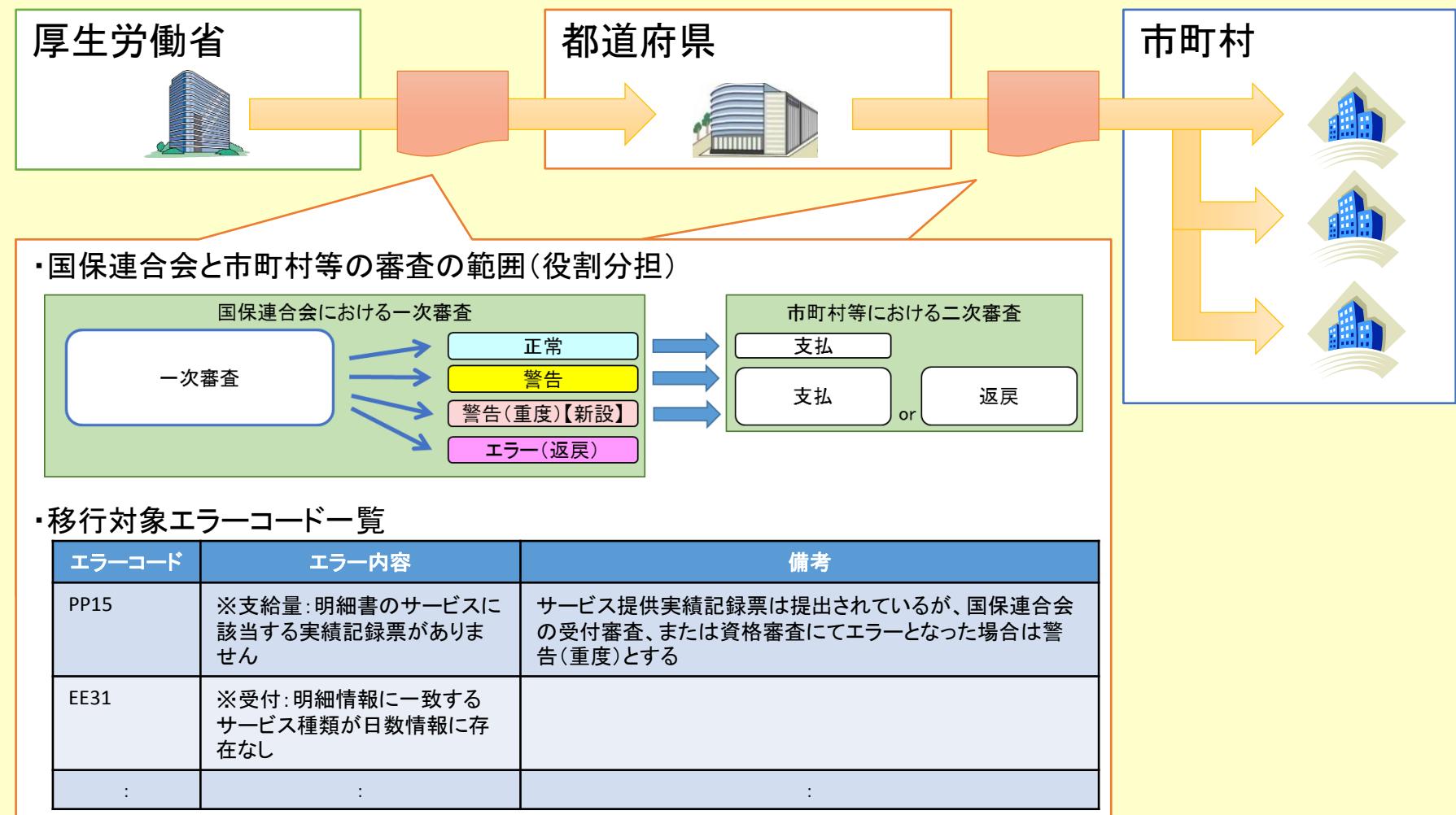
<サービス提供事業所向けパンフレット(小冊子)の構成>

No	事項	内容
1	受給者証の確認	<ul style="list-style-type: none">・月次での受給者証の確認(記載内容が更新・変更されている場合がある)・受給者証番号の確認 (18歳到達により受給者証が変更されているにもかかわらず、以前の受給者証番号で請求される例がある)・支給決定のサービス種類、支給量、有効期間の確認 (契約支給量やサービス提供量の総量が決定支給量を超えた請求がある、また有効期間を過ぎた例もみられる)
2	介護給付費等算定にかかる体制等に関する届出との整合性について	<ul style="list-style-type: none">・介護給付費等算定にかかる体制等に関する届出・届出事項との不一致など、よく見られる請求誤り・事業所台帳情報の参照方法
3	利用者負担上限額管理について	<ul style="list-style-type: none">・利用者負担上限額管理の必要性と対象者・利用者負担上限額管理者の決定と確認・利用者負担上限額管理に関してよく見られる請求誤りと注意点
4	決定支給量について	<ul style="list-style-type: none">・サービス提供量(明細情報)と決定支給量の比較・確認・複数事業所が同一サービスを提供している場合における、契約情報(契約支給量)の確認(受給者証への記載)・支給量超過の請求例
5	過誤申立について	<ul style="list-style-type: none">・過誤処理の概要(過誤申立を行うケース)・過誤申立の方法 (支払済みの請求を取り下げないまま、再請求すると重複エラーとなり返戻される)・過誤調整による実績の取下げと再請求のタイミング
6	その他	<ul style="list-style-type: none">・その他よく見られる請求誤りの例と請求情報作成の注意点

6-5. 国保連合会における一次審査の円滑な実施に向けた対応について

(3) 関係機関への周知等

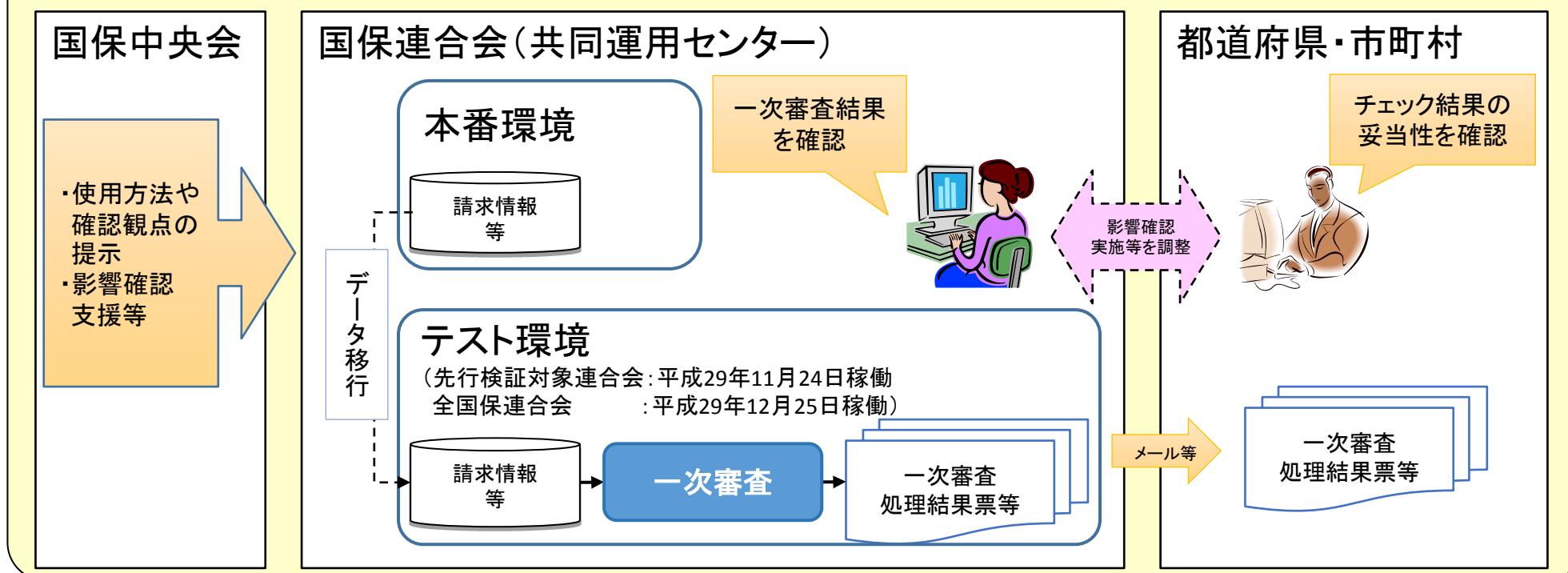
- 平成30年度より開始される審査支払事務の見直し対応の内容を関係機関(市町村・都道府県・サービス提供事業所)へ周知する。(例:事務連絡、説明会の開催等)



6-5. 国保連合会における一次審査の円滑な実施に向けた対応について

(4) テスト環境を利用した事前検証

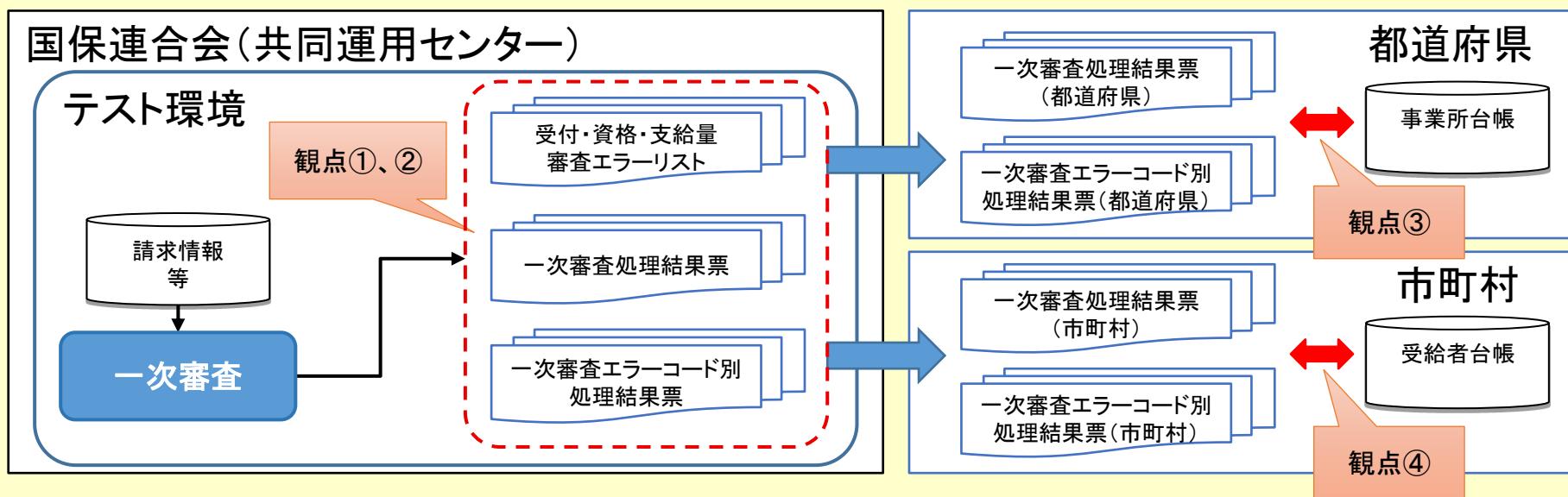
- 平成30年度からの一次審査の開始に向け、事前に影響を確認できるよう国保連合会のテスト環境にβ版としてシステムのリリースを行う。(先行検証対象連合会での事前検証実施後、全国保連合会にリリースする。)
- テスト環境では、「チェック要件の見直し」や「新たなチェックの追加」「警告」から「エラー」への移行に対応した一次審査の機能を確認できるようにする。
- 国保連合会では、ある月の実際の請求情報や台帳情報を基に一次審査を実施し、一次審査で発生するエラー・警告の状況や一次審査の結果として出力される各種帳票の内容を確認する。
また、都道府県・市町村に対し、一次審査で出力される帳票を提供し、チェック結果の妥当性を確認する。
- 国保中央会は、テスト環境の使用方法や確認観点の提示、テスト環境での影響確認の支援等を行う。



6-5. 国保連合会における一次審査の円滑な実施に向けた対応について

- 国保連合会及び市町村における影響確認の観点としては、以下が考えられる。

No	確認者	確認観点
1	国保連合会	①一次審査の状況を確認 一次審査の結果、発生する「警告」「警告(重度)」「エラー」の状況を確認し、一次審査による影響を定量的に把握する。
2		②一次審査の結果として出力される帳票の確認 「受付・資格・支給量審査エラーリスト」や「一次審査処理結果票」等を基に、一次審査結果の見方やエラーとなった請求情報の内容を確認する。
3	都道府県	③チェック結果の妥当性を確認 「一次審査処理結果票」や「一次審査エラーコード別処理結果票」を基に、国保連合会の一次審査で行われたチェック結果の妥当性を確認する。また、一次審査の開始に向け、必要に応じて事業所台帳の整備を行う。
4	市町村	④チェック結果の妥当性を確認 「一次審査処理結果票」や「一次審査エラーコード別処理結果票」を基に、国保連合会の一次審査で行われたチェック結果の妥当性を確認する。また、一次審査の開始に向け、必要に応じて受給者台帳の整備を行う。



6-5. 国保連合会における一次審査の円滑な実施に向けた対応について

(5) サービス提供事業所への一次審査処理結果票の提供

- 現在、国保連合会の事務点検で「警告」となった請求情報については、市町村の審査で「返戻」とされない限り、基本的には、サービス提供事業所において自身の請求情報に対する警告の発生有無や発生した警告内容を把握することができない。
(ただし、国保連合会が『一次審査処理結果票(事業所)』等により、別途情報提供している場合がある。)
- そのため、「警告」から「エラー」への移行に向けては、サービス提供事業所が前月までは支払われていた請求が移行後に支払われなくなる可能性があるため、審査支払等システムより出力される『一次審査処理結果票(事業所)』をサービス提供事業所へ提供し、周知することが考えられる。

